

奈良市公報

第 3 3 9 号

(平成29年3月分)

平成29年9月12日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目 次

条 例

- 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………3
- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市社会福祉審議会条例及び奈良市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例……………6
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………8
- 奈良市税条例等の一部を改正する条例……………11
- 奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………14
- 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………15
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………16
- 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例……………16
- 奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例……………16
- 奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例……………19
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………20
- 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………21
- 奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………22
- 奈良市下水道条例の一部を改正する条例……………22
- 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例……………23
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………23
- 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

- 一部を改正する条例……………28
- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………28

規 則

- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………29
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則……………29
- 奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………30
- 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………32
- 奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則……………32
- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………32
- 奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則……………36
- 奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………39
- 奈良市地域公共交通会議規則……………39
- 奈良市指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則……………40
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………40
- 奈良市資産経営推進会議設置規則の一部を改正する規則……………40
- 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………40
- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則……………41
- 奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………44
- 奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則……………44
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則……………44
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………54
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………57
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………57
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………61
- 奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………64
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則……………64
- 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則及び奈良市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………79

告 示

- 地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧……………80
- 平成29年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等……………80
- 一般競争入札の実施（2件）……………81

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	81	しの公衆縦覧	92
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	81	○平成28年度奈良市一般会計補正予算等の要領	92
○住居番号の設定	81	○平成29年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算等の要領	101
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	82	○奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	118
○障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	82	○奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	118
○児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	82	○奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示	119
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	82	○指定管理者の指定	122
○放置自転車等の保管	82	○放置自転車等の保管	122
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	83	○放置自転車等の処分	122
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	83	○開発行為に関する工事の完了	122
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	83	○道路の位置指定の変更	122
○放置自転車等の処分	84	○道路の位置指定	123
○都市計画用途地域の変更	84	○都市計画道路の変更に係る図書の公衆縦覧(2件)	123
○都市計画防火・準防火地域の変更	84	○平成29年度奈良市一般会計予算の要領	123
○都市計画地区計画の決定	84	○農用地利用集積計画の縦覧	128
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	84	○指定管理者の指定	128
○放置自転車等の保管	85	○奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱	128
○道路の位置指定	85	○昭和62年奈良市告示第59号(教育委員会への事務委任)の一部改正	140
○建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取	85	○奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	140
○放置自転車等の保管	85	○奈良市産後ケア事業(すまいるmamaサポート)実施要綱	147
○開発行為に関する工事の完了(2件)	85	○奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示	155
○街区の新設	86	○市道路線の廃止	155
○督促状の公示送達	86	○市道路線の認定	155
○開発行為に関する工事の完了	86	○道路の区域決定	158
○都市公園の廃止	87	○道路の供用開始	160
○都市公園の供用開始	87	○歩行者専用道路の指定	162
○平成29・30年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領(追加受付)	87	○道路の区域変更	162
○放置自転車等の保管	90	○道路の供用開始	169
○開発行為に関する工事の完了	90	○道路の区域変更	176
○総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域の認定	90	○道路の供用開始	176
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	90	○兼用工作物の管理	177
○都市計画道路の変更に係る図書の公衆縦覧	90	○平成25年奈良市告示第178号(地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準)の一部改正	177
○奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示	91	○奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	178
○差押調書の公示送達	91	○奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	178
○奈良市議会臨時会の招集	91	○奈良市森林整備計画の公衆縦覧	179
○放置自転車等の保管	91	○奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱	179
○指定管理者の指定(2件)	91	○奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示	184
○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写			

訓 令 甲

- 奈良市特定個人情報等監査実施規程…………… 188
- 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 189
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令…………… 190
- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 192
- 奈良市辞令式の一部を改正する訓令…………… 196

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 197
- 包括外部監査の結果に関する報告の公表…………… 198

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 198
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 198
- 平成29年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）…………… 199
- 奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程…………… 202
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 202
- 奈良市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程…………… 202
- 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 202
- 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 203
- 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程…………… 203
- 奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程…………… 203
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程…………… 205
- 奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 211
- 奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程…………… 213
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程…………… 221
- 奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程…………… 221
- 昭和55年奈良市水道局告示第9号（奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書）の一部改正…………… 221

消 防

- 奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令…………… 221
- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令…………… 222

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 222
- 奈良市指定文化財の指定…………… 222
- 臨時教育委員会の開催…………… 223
- 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関

- する規則の一部を改正する規則…………… 223
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 224
- 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱…………… 225
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 226
- 奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則の一部を改正する規則…………… 227

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 227
- 奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程…………… 227
- 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程…………… 227

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 228

議 会

- 奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程…………… 228

条 例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第1号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。
- 第5条の2及び第5条の4中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。
- 第8条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日

までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から14の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

奈良市いじめ防止基本方針策定委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務
-------------------	---

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市社会福祉審議会条例及び奈良市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

奈良市社会福祉審議会条例及び奈良市感染症診査協

議会条例の一部を改正する条例

(奈良市社会福祉審議会条例の一部改正)

第1条 奈良市社会福祉審議会条例(平成13年奈良市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

(奈良市感染症診査協議会条例の一部改正)

第2条 奈良市感染症診査協議会条例(平成13年奈良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条中「奈良市保健所」を「健康医療部」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第5号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第8条中「次の」の次に「各号の」を加え、「他の条例」を「それぞれの公の施設に係る条例(以下この条において「施設条例」という。)」に改め、同条第3号中「天災その他の事由により」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、施設条例に指定管理者に利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。)を当該指定管理者の収入として収受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利用料金に相当する額を使用料として当該公の施設を利用する者から徴収することができる。

3 前項の場合において、市長は、施設条例の規定の例により、同項の使用料の全部又は一部を減免し、又は還付することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(奈良市温泉施設条例の一部改正)

2 奈良市温泉施設条例(平成17年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)」を、「」が、規則の定めるところにより、当該子を養育」の次に「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」を、「介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項第3号中「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他」を削り、「ものの」を「法人の」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の

申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条第3項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条(見出しを含む。)中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附則第3条中「第15条第3項」の次に「(第15条の2第3項において準用する場合を含む。))」を加え、「同項」を「第15条第3項」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日(」を「子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。))」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する

養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条を次のように改める。

(部分休業を請求することができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。

く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

第19条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第21条中「第5条」を「第14条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 第2条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当し

ないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、次のいずれかの事由に該当する場合に取得する特別休暇(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)第14条に規定する特別休暇をいう。)を取得することとなったこと。

ア 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合
イ 女性職員が出産した場合

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び第3項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

5 第2項の規定は、第3項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の

換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号。以下「退職手当条例」という。)第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年奈良市条例第70号)の一部を次のように改正す

る。

第3条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第18条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第8号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第38項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第41項」を「次項、第41項及び第41の2項」に改め、同項の次に次のように加える。

38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。)に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円を加算した額
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円を加算した額
			床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円を加算した額
			床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円を加算した額

別表第39項及び第40項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第41項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、「対する検査」の次に「(次項に係るものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

41の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円を加算した額
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円を加算した額
			床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円を加算した額
			床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円を加算した額

別表第42項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第43項から第45項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表第65項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同表第65の2項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に改め、同表第65の3項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同表第76の11項中「(平成24年法律第84号)」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表第76の14項の次に次のように加える。

76の14の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	543,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	669,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	790,000円
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	901,000円
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,124,000円
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき

		に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	320,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	384,000円
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	450,000円
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	583,000円
76の14の3	建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	236,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	381,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	543,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	669,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	790,000円
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	901,000円
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,124,000円
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	91,600円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	152,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	245,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	320,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	384,000円
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	450,000円
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	583,000円

			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円
76の14の4	建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付		前項に掲げる手数料額と同一の額

別表第76の15項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「基準省令」という。）第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同表第76の17項中「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同表第76の19項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表備考中第14項を第20項とし、第13項を第19項とし、第12項を第18項とし、第11項を第12項とし、同項の次に次の5項を加える。

13 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の2分の1について算定する。

15 第76の15項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

16 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の2分の1について算定する。

17 第76の19項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基準適合性認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

別表備考中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第9号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第22条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第90条第2号の項中「第90条第2号」を「第2号」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第90条第2号の項中「第90条第2号」を「第2号」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第90条第2号の項中「第90条第2号」を「第2号」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第90条第2号の項中「第90条第2号」を「第2号」に改める。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条中「）、第53条、第74条」の次に「、第88条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第107条第1項」を「第88条の7第1項の申告書、第107条第1項」に改める。

第23条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。
第88条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第88条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第88条の2を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第88条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第88条の2の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第88条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第88条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自

動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第88条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第88条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第88条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第88条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第88条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第89条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ウを次のように改める。

ウ 四輪以上のもの

(ア) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(イ) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第91条(見出しを含む。)及び第93条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第88条の2」を「第88条の3」に改め、同条第5項中「第88条第2項」を「第88条の2第1項」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第88条第2項」を「第88条の2第1項」に改める。

第96条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を「軽自動車等のうち必要と認める」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第97条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第98条第2項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「第88条の2」を「第88条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第21条を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第21条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第21条の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第21条の2 市長は、当分の間、第88条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第21条の3 第88条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第21条の4 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第22条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ(ア)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ウ(イ)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第22条第2項から第4項までを削る。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第90条及び新条例」を「奈良市税条例第90条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第90条第2号イ	3,900円	3,100円
第90条第2号ウ(ア)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第90条第2号ウ(イ)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第22条第1項	第90条	奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定に

		より読み替えて適用される第90条
附則第22条第1項の表第2号イの項	第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号イ
		3,900円 3,100円
附則第22条第1項の表第2号ウ(ア)の項	第2号ウ(ア)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ウ(ア)
		6,900円 5,500円
		10,800円 7,200円
附則第22条第1項の表第2号ウ(イ)の項	第2号ウ(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ウ(イ)
		3,800円 3,000円
		5,000円 4,000円

(奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 奈良市税条例の一部を改正する条例(平成27年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第10条第3号の項中「第107条第1項」を「第88条の7第1項の申告書、第107条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の奈良市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第23条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例附則第22条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関

する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第10号

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例(平成26年奈良市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者に対するこの条例による改正後の奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以後5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以後5年を超えない期間ごとに

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第11号

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第179条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第180条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第180条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域

- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第185条中「第89条から」の次に「第91条まで、第93条から」を加え、「第185条において準用する第92条」を「第184条の2」に改め、「第92条中「第95条」とあるのは「第185条において準用する第95条」とを削る。

(奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第72条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第80条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第79条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第80条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上

となるようにしなければならない。

第85条中「、第37条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第12号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第12条の6中「52万円」を「54万円」に改める。

第12条の6の10中「17万円」を「19万円」に改める。

第14条第1項中「第1期」を「6月期(第1期)」に、「第2期」を「7月期(第2期)」に、「第3期」を「8月期(第3期)」に、「第4期」を「9月期(第4期)」に、「第5期」を「10月期(第5期)」に、「第6期」を「11月期(第6期)」に、「第7期」を「12月期(第7期)」に、「第8期」を「1月期(第8期)」に、「第9期」を「2月期(第9期)」に、「第10期」を「3月期(第10期)」に改め、同条第4項第1号中「千円」を「100円」に改める。

第16条第1項中「52万円」を「54万円」に改め、同項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲

渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同条第3項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「52万円」を「54万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項、第14条第1項及び第4項第1号の改正規定並びに第16条(第1項第1号に係る部分に限る。)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例(昭和60年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第9備考第6項中「照明使用券(3時間分)は、4,800円」を「夜間照明使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)当たり1,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する

条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件	単 位	占 用 料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	660円
	第二種電柱		1,000円
	第三種電柱		1,400円
	第一種電話柱		590円
	第二種電話柱		950円
	第三種電話柱		1,300円
	その他の柱類		59円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	580円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	350円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350円
	外径が1メートル以上のもの		710円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額

	上空に設ける通路		1,900円	
	地下に設ける通路		1,100円	
	その他のもの		1,200円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	38円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	380円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	380円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円
	標識		1本につき1年	950円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	38円
		その他のもの	1本につき1月	380円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	38円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	380円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800円
		その他のもの		1,900円
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	380円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			120円	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他前各項により難い占用物件		前各項に準じて市長が定める額		

別表備考第6項中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表備考に次の2項を加える。

9 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。

10 1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（奈良市準用河川管理条例の一部改正）

第2条 奈良市準用河川管理条例（平成12年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

1 流水・土地占用料

区分	種別	単位	占用料	摘要	
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル1年につき	5,140円		
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	660円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	
	第二種電柱	1本 1年につき	1,000円		
	第三種電柱	1本 1年につき	1,400円		
	第一種電話柱	1本 1年につき	590円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	
	第二種電話柱	1本 1年につき	950円		
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,300円		
	公衆電話所	1個 1年につき	1,200円		
	埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	140円	
		外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	250円	
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	350円	
外径が100センチメートル以上のもの		1メートル 1年につき	710円		
仮設建築物	1平方メートル 1月につき	120円		露店、工事用建築物その他これに類するもの	
通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	1,160円			
その他前各項により難しい工作物	1平方メートル 1年につき	2,400円			
原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	120円		農耕地、採草地等	
養魚	1平方メートル 1年につき	320円			

別表の1の表備考第3項中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表備考第5項を次のように改める。

5 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。

別表の1の表備考に次の1項を加える。

6 1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16

年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「1,080円」を「1,160円」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表の備考以外の部分を次のように改める。

2 都市公園を占用する場合

占用物件	単位	期間	金額	
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本	1年	660円
	第二種電柱			1,000円
	第三種電柱			1,400円
	第一種電話柱	1本	1年	590円
	第二種電話柱			950円
	第三種電話柱			1,300円
	その他の柱類			59円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	6円
				地下に設ける電線その他の線類
地表に設ける変圧器	1個	1年	580円	
地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	350円	
簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,200円	
変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,200円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			350円
	外径が1メートル以上のもの			710円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,100円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	500円	
公衆電話所			1,200円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	380円	
標識	1本	1年	950円	
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,200円	

工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	380円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場			
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		

別表の2の表備考第4項中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表の2の表備考に次の2項を加える。

6 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。

7 1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第23条又は第24条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定により許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第4条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成29年3月29日掲示済)

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。
	2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。
	3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。
	4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。
	5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。
	6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（柱を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。
	7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。

別表第2の付表1の建築物の屋根の表に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	0.0R～9.9R	4未満	2
	0.0Y R～4.9Y R	4未満	2
	5.0Y R～9.9Y R	4未満	3
	0.0Y～4.9Y	4未満	3
	5.0Y～9.9Y	4未満	2
	その他の色相	4未満	2
	無彩色	4未満	-

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	全ての建築物	0.0R~4.9R	8未満	2
			8以上	1
	5.0R~9.9R	5未満	4	
		5以上8未満	2	
		8以上	1	
	0.0YR~4.9YR	5未満	6	
		5以上7未満	3	
		7以上8未満	2	
	8以上9未満	8以上9未満	1	
		5.0YR~9.9YR	5未満	6
			5以上6未満	4
	6以上7未満		3	
	7以上8未満		2	
	8以上9未満	8以上9未満	1	
		0.0Y~4.9Y	5未満	6
			5以上8未満	4
	8以上9未満		3	
	9以上		2	
	5.0Y~9.9Y	5未満	6	
		5以上8未満	3	
8以上9未満		2		
9以上	9以上	1		
	その他の色相	8未満	2	
8以上9未満		1		
無彩色	9以下	-		

別表第2の付表2に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
	位置	1 敷地境界線を越えて掲出できない。 2 交差点から5メートル以内には設置できない。ただし、建築物等を利用するものを除く。
	照明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。

色彩	1 黄色(0.1Y~10.0Y)の彩度基準については、8.0以下とする。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。また、地色で使用する黄色(0.1Y~10.0Y)の彩度基準については、6.0以下とする。
	大きさ
屋上広告物	表示し、又は設置できない。
壁面広告物 塀垣広告物	1 表示面積は、当該壁面の5分の1以下かつ3個以下とする。 2 突き出し形状は、設置できない。 3 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。
広告塔	1 1敷地につき1基までとし、高さは、6メートル以下とする。 2 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広告板	1 1テナントにつき1基までとし、高さは、4メートル以下とする。 2 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
気球広告物 広告幕	イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は、速やかに撤去する(地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。)
アーチ広告物 はり札 はり紙 立看板 電柱広告物	設置できない。

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。
(平成29年3月29日揭示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>イ 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(5) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(6) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>
---------------	---

別表第3に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	10分の5
---------------	-------

別表第3の2に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	10分の8
---------------	-------

別表第4に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	165平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
---------------	-----------	---

別表第5に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p>	<p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>
---------------	---	--

別表第6に次のように加える。

左京五丁目地区整備計画区域	<p>(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p>
---------------	---

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

（平成29年3月29日掲示済）

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第17号

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和27年政令第403号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。
(特別会計)

第4条の2 法第17条ただし書及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

附 則
この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月29日揭示済)

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例
奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「次条において」を「以下」に改める。
第11条に次の1項を加える。

3 給水装置工事をしようとする者は、第31条第1項に規定する分担金（第31条の3第1項に規定する加算分担金の納入を要するときは、これを含む。）並びに別表第1に定める設計審査手数料及び工事検査手数料を納入しなければ、第1項の承認を受けることができない。

第26条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。
第31条第1項及び第31条の3第1項中「工事申込みの際に」を「管理者が定める納期限までに」に改める。
第32条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。
次に掲げる者は、別表第1に定める額の手数を管理者が定める納期限までに納入しなければならない。
第32条第1項に次の1号を加える。
(4) 市の水道事業に関する証明書の交付を受ける者
第32条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる者が納入する別表第1に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。
別表第2を削り、別表第1を別表第2とし、別表第1として次の1表を加える。

別表第1（第11条、第32条関係）

1 指定給水装置工事事業者指定手数料

単 位	金 額
1件につき	10,000円

2 設計審査手数料

区 分	口 径	金額（1件につき）
新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	3,000円
	75ミリメートル以上	5,000円
改造及び撤去の工事	25ミリメートル以下	400円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	600円
	75ミリメートル以上	1,000円

3 工事検査手数料

区 分	口 径	金額（1件につき）
新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	3,000円
	75ミリメートル以上	5,000円
改造及び撤去の工事	25ミリメートル以下	400円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	600円
	75ミリメートル以上	1,000円
備考 第12条の2第3項の再検査についても、1件とみなす。		

4 証明手数料

単 位	金 額
1件につき	300円

別表第5を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月29日揭示済)

奈良市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市下水道条例の一部を改正する条例
奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第8条を次のように改める。

(手数料)

第8条 次に掲げる者は、別表に定める手数料を管理者が定める納期限までに納付しなければならない。

- (1) 前条第1項の指定を受ける者
- (2) 前条第2項の登録を受ける者
- (3) 市の下水道事業に関する証明書の交付を受ける者

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる者が納

付する別表に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区 分	単 位	金 額
排水設備指定工事店指定手数料	1件につき	10,000円
排水設備工事責任技術者登録手数料	1件につき	500円
証明手数料	1件につき	300円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月29日揭示済)

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第20号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に改める。

第1条中「都市計画下水道事業」を「事業」に、「を徴収」を「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）を徴収」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（月ヶ瀬地区の事業に係る分担金）

第11条 奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表第2に定める奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外の区域に係る受益者が負担する分担金については、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）第13条の規定により賦課された分担金は、この条例による改正後の奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例第1条に規定する分担金とみなす。

（奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

3 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

（平成29年3月29日揭示済）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第21号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条中「ものとし」を「ものとする。この場合において」に改め、「標準的な」を削り、「市長が規則で定める」を「別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

第12条の2第2号中「及び孫」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第13条第1項を次のように改める。

扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「給料表8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第14条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないとき

は、その旨を含む。)を削り、同項第1号中「としての」を「たる」に、「ようになった」を「に至つた」に改め、「場合」の次に「(給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第2号中「としての」を「たる」に、「ようになった」を「に至つた」に、「第12条の2第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は第12条の2第3号若しくは第5号」に改め、「至つた場合」の次に「及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削る。

第15条第1項中「に扶養親族」の次に「(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族がない」を「給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前条第1項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」を、「の扶養親族」の次に「(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表9級以上職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員が給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員となつた場合

- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のものが給料表9級以上職員となつた場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のものが給料表8級職員となつた場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。
別表第2(第6条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主事の職務
3級	主務の職務
4級	係長又は主任の職務
5級	課長補佐又は主査の職務
6級	課長又は主幹の職務
7級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務
8級	部次長又は参事の職務
9級	部長又は理事の職務
10級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する」を「その者の専門的な知識、経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)第12条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第13条第1項、第14条第1項及び第15条の規定の適用については、第13条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)」と、「1人につき6,500円」とあるのは「11,500円」と、「3,500円)、前条第2号」とあるのは「10,500円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「給料表9級以上職員」という。)にあつては10,000円)、同条第2号」と、「10,000円」とあるのは「8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同条第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第14条第1項中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は第12条の2第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は第12条の2第3号若しくは第

5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、第15条第1項中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶

者」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で」とあるのは「がある」と、「のもの」とあるのは「の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与条例第12条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第13条第1項、第14条第1項及び第15条の規定の適用については、第13条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」と、「1人につき6,500円」とあるのは「10,000円」と、「3,500円」、前条第2号」とあるのは「8,000円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）にあつては6,500円、同条第2号」と、「とする」とあるのは「、同条第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする」と、第14条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第15条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第4号中「扶

養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で」とあるのは「がある」と、「のもの」とあるのは「の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与条例第12条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第13条第1項、第14条第1項及び第15条の規定の適用については、第13条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」と、「1人につき6,500円」とあるのは「8,500円」と、「3,500円」、前条第2号」とあるのは「5,500円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）にあつては3,500円、同条第2号」と、「とする」とあるのは「、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表8級職員及び給料表9級以上職員（以下「給料表8級以上職員」という。）にあつては、3,500円）とする」と、第14条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第15条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるの

は「第12条の2第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「給料表9級以上職員」とあるのは「給料表8級以上職員」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員」とあるのは「給料表9級以上職員」と、同項第5号中「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「がある給料表8級以上職員以外の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「給料表9級以上職員」とする。

（特定の職務の級の切替え）

5 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2つの職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

6 切替日の前日において第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合は、その額の直近下位の額の号給）とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定める職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

8 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）

9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が平成29年3月31日（同日において奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定により給料の支給を受けている者）にあっては、

平成26年改正条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「平成26年改正条例一部施行日」という。）の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（改正後給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

10 平成30年4月1日から当分の間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が平成29年3月31日（同日において平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定により給料の支給を受けている者）にあっては、平成26年改正条例一部施行日の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

11 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

12 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

13 切替日から平成30年3月31日までの間、附則第9項（前2項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与条例第24条第5項（改正後給与条例第25条第4項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定の適用については、改正後給与条例第24条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）附則第9項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

14 平成30年4月1日から当分の間、附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条

例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附則別表（附則第5項関係）
職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	3級
5級	4級
6級	5級
7級	6級
8級	7級
	8級
9級	9級
10級	10級

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第22号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第6条の2 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し

て支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第14条第2項中「達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。))」を加え、「又は介護休暇(当該職員が)」を「、介護休暇(当該職員が要介護者()に改め、「もの」の次に「をいう。以下この項において同じ。))」を、「ため、」の次に「管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を、「休暇をいう。))」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))」を加える。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第16条の3 地方公務員法第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けた職員には、同法第26条の6第1項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、「子ども未来部」の次に「健康医療部」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。

3 前項の規定により選任され、又は互選されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年6月19日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている継続審査事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された継続審査事件とみなす。

(平成29年3月29日掲示済)

規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市長認印の項中

住民基本台帳
カード事務用

を

住民基本台帳
カード事務用

住民基本台帳
カード事務、
在留カード事
務、特別永住
者証明書事務、
通知カード事
務及び個人番
号カード事務
用

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年3月1日掲示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記2第47条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて第1項の違約金に充当することができる。

別記2第48条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

別記2第49条第1項中「第47条第1項」を「第47条」に改める。

別記2第51条第3項及び第8項中「又は第48条の規定による」を「若しくは第48条の規定によるとき又は第47条の2第2項各号に掲げる者によつて行われた」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の奈良市契約規則別記2の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約に適用する。

(平成29年3月27日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第3号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第11条関係)

体育施設使用料返還請求書

(宛先)		年 月 日	
奈良市長			
請求者 住所			
氏名		印	
連絡先 ()			
次のとおり使用料の返還を受けたいので請求します。			
体育施設名			
使用目的			
承認申請年月日	年 月 日	承認年月日	年 月 日
使用料納付年月日	年 月 日	及び番号	第 号
返還請求内容	使用年月日	返還請求対象時間	対象施設
	年 月 日 (曜日)	時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 (曜日)	時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 (曜日)	時 分 ~ 時 分	
年 月 日 (曜日)	時 分 ~ 時 分		
使用料の返還を請求する理由	<input type="checkbox"/> 天候不良により施設を使用できなかったため <input type="checkbox"/> その他 ()		
既納の使用料	円	返還請求金額	円

※ 承認書を必ず添付してください。

〈返還金振込先〉

銀行コード	支店番号 (ゆうちょ銀行の場合は店番)					
金融機関名	銀行 農協・信金 信組・労金	支店名	本店 支店 出張所			
口座種別	普通・当座	口座番号	●	●	●	●
フリガナ						
口座名義						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市体育施設条例施行規則別記第14号様式の規定は、この規則の施行の日以後の請求に係る使用料の還付について適用し、同日前の請求に係る使用料の還付については、なお従前の例による。
(平成29年3月27日揭示済)

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第4号

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則(平成26年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「奈良市立春日中学校」を「奈良市立春日中学校 奈良市立三笠中学校 奈良市立若草中学校」に、「奈良市立興東館柳生中学校」を「奈良市立興東館柳生中学校 奈良市立登美ヶ丘中学校」に、「奈良市立都跡中学校」を「奈良市立都跡中学校 奈良市立平城東中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成29年3月27日揭示済)

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第5号

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則
奈良市各種検診実施規則(平成27年奈良市規則第87号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「受診者負担金」の次に「(肺がん検診(低線量CT検査によるものに限る。)に係るものを除く。)」を加える。

別表肺がん検診の項中「肺がん検診」の次に「(X線検査によるもの)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

肺がん検診(低線量CT検査によるもの)	50歳又は60歳の者
---------------------	------------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第21条中「(変更)」を削る。

別表パルスオキシメーター(動脈血中酸素濃度測定器)の項中「人工呼吸器の」を「在宅酸素療法を行う難病患者等又は人工呼吸器の」に改め、同表ストーマ装具(消化器系)の項及びストーマ装具(尿路系)の項中「3歳以上の」を削る。

別記第18号様式から第20号様式までを次のように改める。

第18号様式 (第21条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書
(病院又は診療所)

保険医療機関	名 称		
	所 在 地	電話番号	
開 設 者	住 所	電話番号	
	氏名又は名称		
標ぼうしている診療科目			
担当しようとする医療の種類			
主として担当する医師又は歯科医師の経歴		自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人 役員の氏名、生年月日及び住所	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) として指定されたく申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項 (第1号から第3号まで及び第7号を除く。) の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称 印</p> <p>(宛先) 奈良市長</p>			

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療を二重線で消去すること。

第19号様式（第21条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
(薬局)

保険薬局	名 称			
	所 在 地	電話番号		
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称	電話番号		
薬 剤 師 の 氏 名			略 歴	
調剤のために必要な設備及び施設の概要				
役員の氏名、生年月日及び住所				

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称



(宛先) 奈良市長

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

第20号様式（第21条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 指定訪問介護事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	電話番号
訪問看護ステーション等	名 称	
	所在地	電話番号
	職員の定数	
役員の名、生年月日及び住所		

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問介護事業者
指定介護予防サービス事業者

所 在 地

氏名又は名称

印

（宛先）奈良市長

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第18号様式から第20号様式までの規定による申請書は、それぞれこの規則による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第18号様式から第20号様式までの規定による申請書とみなす。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則
(趣旨)

- 第1条 この規則は、奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年奈良市条例第7号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。
(任命権者)
- 第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は、含まれないものとする。
(配偶者同行休業の承認の申請手続)
- 第3条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業申請書（別記第1号様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。
2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。
(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)
- 第4条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。
(職務復帰)
- 第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第8条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。
(届出)
- 第6条 条例第9条の規定による届出は、配偶者同行休業状況変更届（別記第2号様式）により行うものとする。
(配偶者同行休業に係る辞令の交付)
- 第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
(配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る辞令の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令を交付しなければならない。ただし、第3号の場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 条例第10条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 条例第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次号において「任期付職員」という。)の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(配偶者同行休業の承認の申請手続の特例)
- 2 平成29年4月中に配偶者同行休業を始めようとする職員に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とする。
(奈良市臨時職員に関する規則の一部改正)
- 3 奈良市臨時職員に関する規則（平成2年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。
第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
(2) 地方公務員法第26条の6第7項
第4条第2項中「第2条第2号」の次に「又は第3号」を加え、「市長」を「任命権者」に改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

配偶者同行休業申請書

(任命権者)		申請年月日	年	月	日		
-----		申請者所属	-----				
-----		職員番号	-----				
次のとおり		配偶者同行休業の承認		を申請します。			
		期間の延長					
		氏名	印				
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入) (<input type="checkbox"/> 再度の延長)					
2 申請に係る配偶者	氏名						
	職業						
	申請時の所属先の名称 (所在地)	[]					
	外国滞在事由	[]					
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	[]					
	外国滞在事由の 継続する期間	年	月	日から	年	月	日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)						
4	申請期間	年	月	日から	年	月	日まで
5	延長の期間	年	月	日から	年	月	日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年	月	日から	年	月	日まで
		〔うち、期間の再度の延長の場合における 当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで〕					
6	備考						
7	所属長の意見及び認印	印					

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 ② 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
 ③ 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 ④ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 ⑤ 「7 所属長の意見及び認印」欄には、当該職員が配偶者同行休業を取得することにより生じる業務上の支障等の意見を記入すること。
 ⑥ 該当する口にはレ印を記入すること。

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

配偶者同行休業状況変更届

任命権者

所 属 _____

氏 名 _____ ㊟

次のとおり配偶者同行休業中の状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 届出の事由

- 配偶者が死亡した
- 配偶者と離婚した（当該配偶者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員にあっては、当該事情が解消した）
- 配偶者と生活を共にしなくなった
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった
- 配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
- 職員が産前休暇又は産後休暇を取得することとなった
- その他（ _____ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

所属長認印

(注) 該当する□にはレ印を記入してください。

(平成29年 3月31日掲示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第8号

第11号様式の5 (第7条関係)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則 (平成20年奈良市規則第9号) の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「ダンススタジオ」を「軽運動室及びダンススタジオ」に改める。

別記第11号様式の5を次のように改める。

No. _____	No. _____
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場 照明使用副券	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場 照明使用券
金額 1,600 円	金額 1,600 円
(1時間券)	(1時間券)
年 月 日	年 月 日
奈良市都祁生涯スポーツセンター	奈良市都祁生涯スポーツセンター

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則第7条第1項第4号の照明使用券は、当分の間、使用することができる。

(平成29年 3月31日掲示済)

奈良市地域公共交通会議規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第9号

奈良市地域公共交通会議規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例 (平成27年奈良市条例第1号) 第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和27年奈良市条例第30号) 第5条の規定により、奈良市地域公共交通会議 (以下「交通会議」という。) の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 交通会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市長又は市長が指名する職員及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって充てる。

(1) 国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長又はその指名する職員

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自

動車運送事業者及びその組織する団体の代表者

(3) 市民又は利用者の代表者

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(5) 道路管理者

(6) 奈良県警察の職員

(7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員がその職にあることにより委嘱され、又は任命された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任したときに委員に委嘱され、又は任命されたものとする。

(会長及び副会長)

第3条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 交通会議の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 交通会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、

又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 交通会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を交通会議に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、交通政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第10号

奈良市指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

奈良市指定管理者選定委員会規則(平成27年奈良市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「25以内」を「30以内」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市資産経営推進会議設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市資産経営推進会議設置規則の一部を改正する規則

奈良市資産経営推進会議設置規則(平成28年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第5条中「FM推進課」を「資産経営課」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(部会)

第6条 会議に、その所掌事務を補助するため、公有財産利活用検討部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、議長から指示があった事項について協議、決定、調整等を行う。

3 部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

別表中「総合政策部長」を「総合政策部長 危機管理監」に、「保健福祉部長」を「福祉部長」に、「保健所長」を「健康医療部長」に、「消防長」を「消防長 教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第13号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「3,450」を「2,800」に、「3,700」を「3,000」に改め、同表2の表中「7,250」を「6,000」に、「7,150」を「5,900」に改め、同表3の表中「10,000」を「9,000」に、「9,850」を「8,850」に改め、同表備考第8

項中「B2、C2」を「C2」に改め、同表備考第9項中「C1」を「B2、C1」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第14号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）

の一部を次のように改正する。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第17条関係）

その1

<p>還付金請求権者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p style="text-align: center;">過誤納金還付（充当）通知書</p> <p style="text-align: center;">奈良市長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">年 月 日 発行No.</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 60%;">還付金額</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>⑨-⑩</td> <td></td> </tr> </table>	還付金額	円	⑨-⑩																	
還付金額	円																				
⑨-⑩																					
<p>あなたが納付（入）された国民健康保険料が次のとおり納め過ぎになりました。裏面をご覧の上、還付金をお受け取りください。</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">特別会計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">調定コード</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">記号番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">国民健康保険</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		特別会計	調定コード	記号番号	年度	国民健康保険															
	特別会計	調定コード	記号番号																		
年度	国民健康保険																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">料 額</th> <th style="width: 15%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付済額</td> <td style="text-align: center;">① 円</td> <td style="text-align: center;">④ 円</td> </tr> <tr> <td>納付すべき額</td> <td style="text-align: center;">② 円</td> <td style="text-align: center;">⑤ 円</td> </tr> <tr> <td>差引過誤納額</td> <td style="text-align: center;">③=①-② 円</td> <td style="text-align: center;">⑥=④-⑤ 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料 額	合 計	納付済額	① 円	④ 円	納付すべき額	② 円	⑤ 円	差引過誤納額	③=①-② 円	⑥=④-⑤ 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">納付年月日</td> <td style="width: 50%;">還付納期区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">期</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">過納</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">誤納</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	納付年月日	還付納期区分	年 月 日	期	過納	誤納		
区分	料 額	合 計																			
納付済額	① 円	④ 円																			
納付すべき額	② 円	⑤ 円																			
差引過誤納額	③=①-② 円	⑥=④-⑤ 円																			
納付年月日	還付納期区分																				
年 月 日	期																				
過納	誤納																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">充 当 内 訳</th> <th style="width: 15%;">科 目</th> <th style="width: 10%;">年 度</th> <th style="width: 10%;">期</th> <th style="width: 50%;">⑩ 充 当 額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>国民健康保険料</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	充 当 内 訳	科 目	年 度	期	⑩ 充 当 額		国民健康保険料			円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>受領に当たっては必ず裏面を参照してください</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-left: auto;"> <p>銀行支払済印</p> </div>										
充 当 内 訳	科 目	年 度	期	⑩ 充 当 額																	
	国民健康保険料			円																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払場所</td> <td style="width: 50%;">支払期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table>	支払場所	支払期間		年 月 日から		年 月 日まで															
支払場所	支払期間																				
	年 月 日から																				
	年 月 日まで																				

(注) 余白に過誤納金の該当年度について、裏面に還付金の受け取り方及び受領上の注意について記載する。

その2

年 月 日

奈良市長 印

過誤納金還付(充当)通知書

記

1. 過誤納金内訳

通知書番号	賦課年度	相当年度	税目	記号番号

期月	納付すべき額			お支払額			納めすぎた額			納付年月日
	保険料額	督手	延滞金額	保険料額	督手	延滞金額	保険料額	督手	延滞金額	
計										

過誤納金額合計

2. 加算金

	加算金
--	-----

3. 充当明細

賦課年度	相当年度	税目	記号番号	期月	保険料額	督手	延滞金額	充当金額	充当年月日

充当金額合計

過誤納理由	更正日	還付金額

(注) 余白に納付義務者、振込口座、問合せ先、不服申立て等について記載する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第15号

奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立こども園の管理運営に関する規則（平成27年奈良市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び奈良市立青和こども園」を「、奈良市立青和こども園及び奈良市立鶴舞こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第16号

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則（平成18年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の45」を「第115条の46」に改める。
第5条第1号中「法第115条の44第1項第2号から第5

号」を「法第115条の45第2項第1号から第3号」に改める。

第7条第1号中「財団法人沢井病院」を「一般財団法人沢井病院」に改め、同条第6号中「医療法人平和会」を「社会医療法人平和会」に改め、同条第7号中「医療法人松本快生会」を「社会医療法人松本快生会」に改め、同条の次に次の1号を加える。

- (1) 社会福祉法人協同福祉会

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則
(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「保健福祉部」を「福祉部」に、「第6節 子ども未来部（第35条—第36条の2）」を「第6節 子ども未来部（第35条—第36条の2）」に改める。
第6節の2 健康医療部（第36条の3）」に改める。

第1条中「室、課、グループ」を「課、室」に改める。

第2条の見出しを「(課、室、センター、工場、事務所及び係の設置)」に改め、同条中「室、課、グループ」を「課、室」に改め、同条の表を次のように改める。

部	課 (室・センター・工場・所)	係
総合政策部	秘書課	
	広報戦略課	
	総合政策課	
	行政経営課	
	奈良ブランド推進課	東部振興係 攻める農業係 定住促進係
	危機管理課	市民安全係 災害対策係
総務部	総務課	総務広聴係 統計係 情報公関係 庁舎管理係 公用車管理係
	人事課	人事係 人材育成係 給与係 職員厚生係
	法務ガバナンス課	ガバナンス推進係 法制係
	保健所・教育総合センター管理課	
	情報政策課	情報政策係 情報化推進係
財務部	財政課	予算統括係 財務分析係 資金調整係
	資産経営課	管理係 FM推進係
	市民税課	総務係 課税第一係 課税第二係

	資産税課	償却資産係 土地第一係 土地第二係 家屋第一係 家屋第二係
	納税課	管理係 検収係 収納係
	滞納整理課	滞納整理第一係 滞納整理第二係 債権管理係
市民生活部	市民課	総務管理係 住民窓口係 戸籍窓口係
	生活環境課	
	新斎苑建設推進課	
	交通政策課	
	住宅課	企画調整係 住宅政策係 管理係 収納係 営繕係
市民活動部	協働推進課	協働推進係 まちづくり推進係
	地域活動推進課	総務係 地域活動推進係 住居表示係
	文化振興課	総務係 振興係
	スポーツ振興課	総務係 スポーツ振興係
	スポーツ産業支援室	
	人権政策課	人権施策係 人権啓発係
	男女共同参画課	
福祉部	福祉政策課	企画政策係 地域包括ケア推進係
	地域福祉課	総務管理係 指導監査係 臨時給付金係
	障がい福祉課	企画管理係 自立支援給付係 在宅支援係 生活支援係 精神福祉係 療育係
	保護第一課	総務係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係
	くらしと仕事支援室	
	保護第二課	医療介護係 保護第五係 保護第六係 保護第七係 保護第八係
	長寿福祉課	長寿係 支援係
	国保年金課	健診係 給付係 賦課係 徴収係 国民年金係
	福祉医療課	障がい者医療係 高齢者医療係 保険料係
	介護福祉課	給付係 保険料係 審査係 施設整備係
子ども未来部	子ども政策課	
	こども園推進課	経理係 施設管理係 保育・教育指導係
	保育所・幼稚園課	給付保育料係 認定入所係 民間施設係
	子ども育成課	育成係 認定給付係 子ども医療係
	子育て相談課	ひとり親家庭支援係 子育て係
	子ども家庭相談室	
	児童相談所設置準備室	
健康医療部	医療事業課	
環境部	廃棄物対策課	総務係 一般廃棄物対策係 産業廃棄物対策係
	衛生浄化センター	
	リサイクル推進課	計画指導係 収集再生第一係 収集再生第二係
	収集課	総務係 車両係 作業第一係 作業第二係 作業第三係 作業第四係 作業第五係
	まち美化推進課	管理係 作業第一係 作業第二係 大型ごみ収集係 ごみ電話受付係

	環境清美工場	総務係 施設第一係 施設第二係 施設第三係 施設第四係 施設第五係 管理係
	土地改良清美事務所	総務係 工事係
	奈良阪処分地管理事務所	
	環境政策課	環境政策係 環境事業経営係
	クリーンセンター建設推進課	
観光経済部	観光戦略課	企画係 交流係 リニア推進係
	観光振興課	振興係 資源開発係
	奈良町にぎわい課	
	産業振興課	産業振興係 創業支援係 女性キャリア支援係
	農林課	農政係 農林経営係 耕地係
都市整備部	都市計画課	総務係 土地利用係 都市施設係 まちづくり事業推進係
	J R奈良駅周辺整備事務所	
	西大寺駅周辺整備事務所	
	公園緑地課	公園管理係 公園整備係
	開発指導課	指導係 審査係
	建築指導課	耐震改修促進係 指導係 審査係
	景観課	計画係 審査指導係
建設部	土木管理課	施設管理係 明示係 占用係
	道路維持課	施設管理係 維持補修係 舗装道補修係
	土木管理センター	維持補修係 舗装道補修係
	道路建設課	用地係 道路整備第一係 道路整備第二係 道路整備第三係 道路整備第四係 橋梁係
	河川課	企画調整係 建設係
	営繕課	企画調整係 公共施設係 設備係
	耐震・教育施設整備室	教育施設係 施設耐震係
会計契約部	契約課	契約係 指導監察係
	技術監理課	

第3条（見出しを含む。）中「秘書広報室秘書課」を「秘書課」に改め、同条第5号中「、室」を削る。

第4条（見出しを含む。）中「秘書広報室広報聴課」を「広報戦略課」に改め、同条中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、第13号から第15号までを削り、第16号を第10号とする。

第5条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 世論調査に関する事。

第7条の2企画通信係の部分及び防災・防犯係の部分の次のように改める。

市民安全係

- (1) 防犯及び安全なまちづくりに関する事。
- (2) 防犯対策関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (3) 自主防犯組織に関する事。
- (4) 防犯意識の啓発に関する事。

(5) 課の庶務に関する事。

災害対策係

- (1) 地域防災計画に関する事。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関する事。
- (3) 防災行政無線及びシステム通信に関する事。
- (4) 気象情報等の収集及び伝達に関する事。
- (5) 防災に関する調査、研究及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 国民保護計画に関する事。
- (7) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事。
- (8) 自主防災組織に関する事。
- (9) 防災訓練及び防災意識の啓発に関する事。
- (10) 防災設備、備蓄物品等の管理に関する事。
- (11) その他緊急な災害等の対応に関する事。

第8条総務文書係の部分中「総務文書係」を「総務広報聴係」に改め、同部分中第7号を第12号とし、第6号を

第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

- (6) 市政に関する意見及び要望の処理に関する事
- (7) 市民相談に関する事
- (8) 庁内案内に関する事
- (9) パブリックコメントの総括に関する事
- (10) コールセンターに関する事

第8条に次のように加える。

庁舎管理係

- (1) 庁舎管理に関する事（営繕工事を除く。）
- (2) 庁舎内事務室等の配置に関する事
- (3) 庁舎内の秩序維持、防火、防犯及び美観に関する事
- (4) 当直に関する事
- (5) 用務員及びその業務に関する事
- (6) 埋火葬の許可に関する事（他課の主管に属するものを除く。）
- (7) 戸籍法に基づく各種届出等の受領に関する事（他課の主管に属するものを除く。）
- (8) 庁用電話、電気及び水道に関する事
- (9) 庁舎内における広告掲出に関する事

公用車管理係

- (1) 公用車の総括管理に関する事
- (2) 公用車の保険に関する事
- (3) 公用車の安全運転及び交通事故の防止に関する事
- (4) 公用車（各課専用のものを除く。）の管理及び配車に関する事
- (5) 公用車の運転及び整備等の指導に関する事

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条情報政策係の部分の第5号中「社会保障・税番号制度」を「社会保障・税番号制度の総合調整、企画及び推進」に改める。

第14条第1項予算統括係の部分中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、同部分の次に次のように加える。

財務分析係

- (1) 財政統計及び諸報告に関する事
- (2) 財政健全化4指標に関する事
- (3) 財政に係る調査研究及び分析に関する事
- (4) 財政状況の公表に関する事
- (5) 予算の編成及び執行管理に関する事

第14条第2項中「予算統括係」の次に「、財務分析係」を加える。

第14条の2を次のように改める。

（資産経営課の事務）

第14条の2 資産経営課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

管理係

- (1) 公有財産の総括管理に関する事
- (2) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事

(3) 市の区域に関する事。

(4) 土地及び建物の賃貸借契約等に関する事。

(5) 市有物件（公用車を除く。）の災害保険に関する事。

(6) 財産台帳の調製及び保管に関する事。

(7) 財産区及び旧慣による公有財産の使用に関する事。

(8) 行政財産の貸付に関する事。

(9) 不動産の登記に関する事。

(10) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく閲覧及び協力に関する事。

(11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による土地譲渡の届出及び買取り希望の申出に関する事。

(12) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく新たに生じた土地の届出の受理等に関する事。

(13) 本庁舎の耐震化整備に関する事。

(14) 課の庶務に関する事。

F M推進係

(1) 公有財産の利活用及び処分についての総合調整及び企画に関する事。

(2) 公有財産に係る情報収集、整理及び分析に関する事。

(3) 公有財産の統廃合の方針策定及び推進に関する事。

(4) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る企画及び調査に関する事。

(5) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る実施設計及び積算資料作成に関する事。

第15条の見出し及び同条第1項中「税務室市民税課」を「市民税課」に改め、同項総務係の部分の第9号中「室及び」を削る。

第16条の見出し及び同条第1項中「税務室資産税課」を「資産税課」に改め、同項償却資産係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条の見出し及び同条第1項中「税務室納税課」を「納税課」に改める。

第18条の見出し及び同条第1項中「税務室滞納整理課」を「滞納整理課」に改め、同項滞納整理第一係の部分の第4号及び同項滞納整理第二係の部分の第4号中「徴収猶予」を「納税の猶予」に改め、同項債権管理係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 税外債権徴収事務職員への指導助言に関する事

第20条住民窓口係の部分の第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「各種届出等の報告及び通知」を「事務処

理」に改める。

第21条の2を削る。

第22条を次のように改める。

(新斎苑建設推進課の事務)

第22条 新斎苑建設推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火葬施設移転建設計画の調査研究に関する事
- (2) 火葬施設移転建設計画の企画及び策定に関する事
- (3) 火葬施設移転建設の用地選定及び取得に関する事
- (4) 課の庶務に関する事

第27条を次のように改める。

(文化振興課の事務)

第27条 文化振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 文化施設の管理に関する事
- (2) 文化施設の建設計画に関する事
- (3) 課の庶務に関する事

振興係

- (1) 文化振興の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事
- (2) 芸術及び学術文化活動の育成に関する事
- (3) 文化振興計画推進委員会に関する事
- (4) 市民文化の振興に関する事
- (5) 文化の発信及び交流事業の企画立案に関する事
- (6) 文化の発信及び交流事業の推進に関する事

第27条の2を削り、第27条の3第2項中「スポーツ産業支援グループ」を「スポーツ産業支援室」に改め、同条を第27条の2とする。

第29条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) DV問題相談に関する事

「第5節 保健福祉部」を「第5節 福祉部」に改める。

第30条を次のように改める。

(福祉政策課の事務)

第30条 福祉政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画政策係

- (1) 福祉施策の調査研究、企画及び調整に関する事
- (2) 地域福祉計画の推進に関する事
- (3) 福祉のまちづくりの総括に関する事
- (4) 社会福祉審議会に関する事(他課の主管に属するものを除く。)
- (5) 部及び課の庶務に関する事

地域包括ケア推進係

- (1) 地域包括ケアの推進に関する事

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事
- (3) 地域包括支援センターの運営等に関する事
- (4) 奈良市地域包括支援センター運営協議会に関する事
- (5) 認知症対策に関する事

第31条企画管理係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の第6号及び第7号を削り、同部分の第8号中「設置」を「整備」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分中第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条自立支援係の部分の第1号中「精神障害者及び」を削り、同部分に次のように加える。

- (4) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指定に関する事
- (5) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関する事
- (6) 地域生活支援事業の事業者の指定に関する事

第31条在宅支援係の部分の第5号中「日常生活用具給付事業」の次に「、意思疎通支援事業」を加え、同部分の第7号を削り、同部分の第8号中「の交付」を削り、同号を同部分の第7号とし、同部分の第9号中「(他の係の所管に属するものを除く。)」を削り、同号を同部分の第8号とし、同部分の第10号を同部分の第9号とし、同部分に次の1号を加える。

- (10) 身体障害者補助犬に関する事

第31条生活支援係の部分の第1号を削り、同部分の第2号中「精神障害者及び障害児に係るもの並びに日常生活用具給付事業」を「日常生活用具給付事業及び意思疎通支援事業」に改め、同号を同部分の第1号とし、同部分中第3号を第2号とし、同部分の第4号中「障がい者の」の次に「権利擁護及び」を加え、同号を同部分の第3号とし、同部分の第5号中「身体障害者補助犬」を「相談支援」に改め、「こと」の次に「(障害児に係るものを除く。)」を加え、同号を同部分の第4号とし、同条精神福祉係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、同条療育係の部分の第5号を次のように改める。

- (5) 相談支援に関する事(障害児に係るものに限る。)

第34条の2(見出しを含む)中「保険医療室国保年金課」を「国保年金課」に改める。

第34条の3の見出し中「保険医療室福祉医療課」を「福祉医療課」に改め、同条中「保険医療室福祉医療課」を「福祉医療課」に改め、同条障がい者医療係の部分の第3号中「室及び」を削る。

第34条の4(見出しを含む)中「保険医療室介護福祉課」を「介護福祉課」に改める。

第36条の2第2項中「子ども家庭相談グループ」を「子ども家庭相談室」に改め、同条に次の1項を加える。

3 子育て相談課児童相談所設置準備室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 児童相談所設置計画の調査研究、企画及び策定に関すること。

(2) その他児童相談所の設置に関すること。
第3章第6節の次に次の1節を加える。

第6節の2 健康医療部

(医療事業課の事務)

第36条の3 医療事業課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 病院事業の企画及び経営に関すること。
- (2) 病院事業会計に関すること。
- (3) 一時借入金その他資金計画及び地方債に関すること。
- (4) 病院事業の資産管理に関すること。
- (5) 市立奈良病院運営市民会議に関すること。
- (6) 市立診療所及び応急診療所に関すること。
- (7) 市立看護専門学校に関すること。
- (8) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の運営に係る医師会等関係団体との連絡調整に関すること。
- (9) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の施設及び設備の整備に関すること。
- (10) 総合医療検査センターに関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

第37条の見出し及び同条第1項中「環境事業室廃棄物対策課」を「廃棄物対策課」に改め、同項総務係の部分の第16号中「室及び」を削る。

第38条の見出し及び同条第1項中「環境事業室リサイクル推進課」を「リサイクル推進課」に改め、同項計画指導係の部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 所管に係る施設の維持管理に関すること。

第39条の見出し及び同条第1項中「環境事業室収集課」を「収集課」に改める。

第40条（見出しを含む。）中「環境事業室まち美化推進課」を「まち美化推進課」に改める。

第41条の見出し及び同条第1項中「環境事業室環境清美工場」を「環境清美工場」に改め、同項総務係の部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 焼却残灰等の処理に関すること。

第41条第1項施設第五係の部分に次の1号を加える。

- (5) 廃棄物の搬入管理に関すること。

第41条第1項管理第一係の部分削り、同項管理第二係の部分中「管理第二係」を「管理係」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (5) 車両の維持管理に関すること。

第42条の見出し及び同条第1項中「環境事業室土地改良清美事務所」を「土地改良清美事務所」に改める。

第42条の3の見出し中「クリーンセンター建設準備課」を「クリーンセンター建設推進課」に改め、同条中「クリーンセンター建設準備課」を「クリーンセンター建設推進課」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第43条に次のように加える。

リニア推進係

- (1) リニア中央新幹線の建設の促進及び中間駅の誘致に関すること。

第44条の2中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 新奈良町にぎわい構想に関すること。

第44条の2中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 歴史的風致形成建造物保存整備事業に関すること。
第44条の2第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 奈良市歴史的風致維持向上計画に関すること。

第44条の3を削る。

第45条（見出しを含む。）中「商工労政課」を「産業振興課」に改め、同条創業支援係の部分に次の1号を加える。

- (12) 障害者就労支援に関すること。

第47条都市基盤整備係の部分次のように改める。

都市施設係

- (1) 奈良国際文化観光都市建設計画の調査及び策定に関すること。

- (2) 都市施設に係る都市計画決定に関すること。

- (3) 都市計画法第53条に基づく建築許可に関すること。

- (4) 都市計画法第65条に基づく建築等の許可に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

- (5) 都市計画道路の計画線明示に関すること。

- (6) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場に関すること。

- (7) 開発行為の指導に関すること。

第47条に次のように加える。

まちづくり事業推進係

- (1) まちづくり包括協定に係る事業の調整に関すること。

- (2) 鉄道高架化事業及び新駅事業並びに駅周辺施設の整備に係る連絡調整及び関連調査に関すること。

- (3) 土地区画整理事業（近鉄西大寺駅南土地区画整理事業及びJR奈良駅南特定土地区画整理事業を除く。以下この条において同じ。）の調査及び計画策定等に関すること。

- (4) 土地区画整理事業の指導及び調整等に関すること。

- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行認可に関すること。

- (6) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に関すること。

- (7) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）

- に基づく拠点整備促進区域に関すること。
- (8) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づく被災市街地復興推進地域内における建築物の建築等に関すること。
- (9) 土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条に基づく許可に関すること。
- (10) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発整備事業を除く。以下この条において同じ。）及びまちづくり交付金（以下この条において「土地区画整理事業等」という。）の補助申請に関すること。
- (11) 土地区画整理事業等の助成に関すること。
- (12) 市街地再開発事業に関すること。
- (13) 都市計画法に基づく市街地開発事業の測量・調査のための土地の試掘等の許可に関すること。
- (14) 都市計画法に基づく市街地開発事業予定区域内における建築等の許可に関すること。
- (15) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条に基づく許可に関すること。
- (16) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備組合に関すること。
- (17) 住宅市街地整備事業の調査、計画策定及び設計施行に関すること。

第55条第1項施設管理係の部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項舗装道補修係の部分に次の1号を加える。

- (5) 道路反射鏡の新設及び補修に関すること。

第56条第1項企画調整係の部分の次のように改める。

用地係

- (1) 道路事業、都市計画街路事業及び道路災害復旧事業に係る補助申請並びに執行事務手続に関すること。
- (2) 道路関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 道路事業、通学路整備事業及び都市計画街路事業に係る用地の取得（用地の取得に伴う損失補償に関することを含む。）に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第56条第1項道路整備第一係の部分の第1号中「道路新設」を「道路橋梁新設」に改め、同部分の第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 浸水対策事業に関すること。
- (5) 道路整備第二係、道路整備第三係、道路整備第四係及び橋梁係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関すること。

第56条第1項道路整備第二係の部分の次のように改める。

道路整備第二係

- (1) 各種事業に関連した道路整備（道路橋梁新設・改良）に関すること。

- (2) 道路橋梁新設・改良事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
 - (3) 道路災害復旧事業の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
 - (4) 道路整備第一係、道路整備第三係、道路整備第四係及び橋梁係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関すること。
 - (5) 開発行為の事前協議及び調整に関すること。
- 第56条第1項道路整備第二係の部分の次に次のように加える。

道路整備第三係

- (1) 交通安全施設整備事業（ゾーン30、自転車レーン等）及び通学路整備事業の企画、調査、測量、設計、施行並びに指導監督に関すること。
- (2) 無電柱化事業の整備に関すること。
- (3) 道路災害復旧事業の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (4) 道路整備第一係、道路整備第二係、道路整備第四係及び橋梁係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関すること。

道路整備第四係

- (1) 都市計画街路事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (2) 都市計画街路事業の認可申請に関すること。
- (3) 都市計画街路事業に係る都市計画法第65条に基づく建築行為等の許可に関すること。
- (4) 道路災害復旧事業の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (5) 道路整備第一係、道路整備第二係、道路整備第三係及び橋梁係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関すること。

第56条第1項橋梁係の部分の第6号中「企画調整係、道路整備第一係及び道路整備第二係」を「道路整備第一係、道路整備第二係、道路整備第三係及び道路整備第四係」に改める。

第56条の2を削る。

第61条第2項中「営繕課耐震・教育施設整備グループ」を「営繕課耐震・教育施設整備室」に改める。

第62条及び第63条を次のように改める。

第62条 削除

（契約課の事務）

第63条 契約課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

契約係

- (1) 契約事務の総括に関すること。
- (2) 入札参加者等の資格審査及び登録に関すること。
- (3) 物品の入札に関すること。
- (4) 建設工事入札参加者等審査会に関すること。
- (5) 建設工事の入札に関すること。
- (6) 部及び課の庶務に関すること。

指導監察係

- (1) 経理事務の適正執行に係る指導等に関する事。
- (2) 調達制度の検討に関する事。
- (3) 物品の調達（入札を除く。）に関する事（工事用資材及び器具その他特殊なものを除く。）。
- (4) 物品の需用計画及び調整に関する事。

第65条中「グループ」を「室」に改める。

第66条第1項中「、室に室長」を削り、「グループにグループ長」を「室に室長」に改め、同条第6項中「グループ」を「室」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「、グループ」を削り、同項を同条第8項とする。

第67条第1項中「、室長」を削り、「グループ長」を「室長」に改め、同条第6項中「若しくは室」を削る。

第68条中「、室長」を削る。

第69条の表市民生活部の部病院管理課の項を削り、同表保健福祉部の部中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同表子ども未来部の部の次に次のように加える。

健康医療部	医療事業課	市立奈良病院 診療所 休日夜間応急診療所 休日歯科応急診療所 総合医療検査センター
-------	-------	---

第69条の表観光経済部の部商工労政課の項中「商工労政課」を「産業振興課」に改める。

第71条第1項中「、室長」を削る。

第72条第1項中「グループ」を「室」に改める。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務係の部分中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 原動機付自転車（125cc以下のバイク）の標識の交付に関する事。

第2条第2項福祉係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項地域振興係の部分に次の2号を加える。

- (6) 生活保護に係る医療扶助に関する事。
- (7) 奈良市ポイント制度に関する事。

第2条第3項総務証明係の部分中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく事務処理に関する事。

- (7) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事。

第2条第3項戸籍住民係の部分の第13号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (14) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事。

第2条の2を次のように改める。

（東部出張所の分掌事務）

第2条の2 東部出張所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 統計法の規定に基づく各種統計及び調査に関する事。
- (2) 戸籍法等に基づく謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等の受理、作成、交付及び送付に関する事。
- (3) 戸籍法等に基づく各種届出等に関する事。
- (4) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調整及び管理に関する事。
- (5) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関する事。
- (6) 破産者等に係る照会回答に関する事。
- (7) 住民基本台帳の閲覧に関する事。
- (8) 住民の実態調査に関する事。
- (9) 民刑事務に関する事。
- (10) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度及び住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関する事。
- (11) 印鑑の登録に関する事。
- (12) 埋火葬の許可に関する事。
- (13) 地籍図の保管及び閲覧に関する事。
- (14) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関する事（更新を除く。）。
- (15) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関する事。
- (16) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関する事。
- (17) 使用料及び手数料の収納に関する事。
- (18) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納並びに証明に関する事。
- (19) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関する事。
- (20) ななまるカードの申請受付に関する事。
- (21) 医療費助成金交付請求等の受付に関する事。
- (22) 児童手当に関する申請等の受付に関する事。
- (23) 住所変更に伴う諸手続に関する事。
- (24) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関する事。
- (25) 福祉医療に関する申請等の受付に関する事。
- (26) 介護保険に関する申請等の受付に関する事。
- (27) 生活保護に係る医療扶助に関する事。
- (28) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関する事。
- (29) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事。

- (30) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (31) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。
- (32) 地域イベントその他地域の振興に関すること。
- (33) 地域住民による協議組織に関すること。
- (34) 市民への通知及び連絡に関すること。
- (35) 自衛官募集に関すること。
- (36) その他市長から特に命じられたこと。
- (37) 所の庶務に関すること。

第2条の4第2項第19号中「妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳」を「死産届」に改め、同項第20号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項中第36号を第37号とし、第35号を第36号とし、第34号の次に次の1号を加える。

- (35) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

第2条の4第3項地域振興係の部分中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 使用料等の収納に関すること。

第2条の4を第2条の5とする。

第2条の3第2項第20号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項中第36号を第37号とし、第35号を第36号とし、第34号の次に次の1号を加える。

- (35) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(北部出張所の分掌事務)

第2条の3 北部出張所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 統計法の規定に基づく各種統計及び調査に関すること。
- (2) 戸籍法等に基づく謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等の受理、作成、交付及び送付に関すること。
- (3) 戸籍法等に基づく各種届出等に関すること。
- (4) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調整及び管理に関すること。
- (5) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関すること。
- (6) 破産者等に係る照会回答に関すること。
- (7) 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- (8) 住民の実態調査に関すること。
- (9) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度に関すること。
- (10) 民刑事務に関すること。
- (11) 住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関すること。

- (12) 印鑑の登録に関すること。
- (13) 埋火葬の許可に関すること。
- (14) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関すること（更新を除く。）。
- (15) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関すること。
- (16) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関すること。
- (17) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (18) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納並びに証明に関すること。
- (19) 障害者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (20) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関すること。
- (21) ななまるカードの申請受付に関すること。
- (22) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。
- (23) 児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関すること。
- (24) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関すること。
- (25) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。
- (26) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。
- (27) 生活保護に係る医療扶助に関すること。
- (28) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関すること。
- (29) 奈良市ポイント制度に関すること。
- (30) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関すること。
- (31) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。
- (32) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (33) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。
- (34) 市民への通知及び連絡に関すること。
- (35) 一般廃棄物収集の申込受付に関すること。
- (36) 自衛官募集に関すること。
- (37) 北部会館の管理に関すること。
- (38) その他市長から特に命じられたこと。
- (39) 所の庶務に関すること。

(奈良市保健所組織規則の一部改正)

第3条 奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健福祉部」を「健康医療部」に改める。

第3条中「医療政策課 企画調整係」を「医療政策課」に改める。

第4条企画調整係の部分削り、同条医療政策係の部分に次の16号を加える。

- (5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (6) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。

- (7) 保健所等情報システムに関すること。
- (8) 保健所の企画調整に関すること。
- (9) 健康危機管理に関すること。
- (10) 食育推進計画の啓発に関すること。
- (11) たばこ対策の推進に関すること。
- (12) 健康づくり推進の企画調整に関すること。
- (13) 専門的栄養指導に関すること。
- (14) 特定給食施設の指導に関すること。
- (15) 国民健康・栄養調査に関すること。
- (16) 保健関係職員の研修に関すること。
- (17) 学生実習に関すること。
- (18) 保健師に関すること。
- (19) 保健所内他課の所管に属さないこと。
- (20) 部、保健所及び課の庶務に関すること。

第7条検診推進係の部分の第2号及び第3号を削り、同条成人保健係の部分中第9号を第11号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 特定保健指導の事務処理に関すること。

第7条成人保健係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 特定保健指導の企画及び調整に関すること。

第8条の表医療政策課の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(奈良市副市長事務分担規則の一部改正)
- 2 奈良市副市長事務分担規則(平成22年奈良市規則第82号)の一部を次のように改正する。
第3条向井副市長の部分の第4号中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同部分中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。
(6) 健康医療部に属する事務
(奈良市表彰審査委員会規則の一部改正)
- 3 奈良市表彰審査委員会規則(昭和33年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。
第9条中「広報広聴課」を「広報戦略課」に改める。
(奈良市名誉市民審議委員会規則の一部改正)
- 4 奈良市名誉市民審議委員会規則(昭和43年奈良市規則第32号)の一部を次のように改正する。
第6条中「広報広聴課」を「広報戦略課」に改める。
(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)
- 5 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「の各号」を削り、同項第6号中「保健福祉部長」を「福祉部長」に改める。
別表保健福祉部の項中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同表観光経済部の項中「商工労政課長」を「産業振興課長」に改め、同表建設部の項中「街路課長 河川課長」を「河川課長」に改める。
(奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査

選定委員会規則の一部改正)

- 6 奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則(平成27年奈良市規則第25号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項第2号中「保健福祉部長」を「福祉部長」に改める。
(老人ホーム入所判定委員会規則の一部改正)
- 7 老人ホーム入所判定委員会規則(平成27年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項第5号及び第4条第2項中「保健福祉部長」を「福祉部長」に改める。
(奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則の一部改正)
- 8 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則(平成27年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。
第10条中「クリーンセンター建設準備課」を「クリーンセンター建設推進課」に改める。
(奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則の一部改正)
- 9 奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則(平成28年奈良市規則第56号)の一部を次のように改正する。
第8条中「管財課」を「資産経営課」に改める。
(奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部改正)
- 10 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則(平成元年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「保健福祉部保険医療室」を「福祉部」に改める。
(奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部改正)
- 11 奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則(平成11年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。
(奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正)
- 12 奈良市法令遵守の推進に関する規則(平成19年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。
別表中「保健福祉部長」を「福祉部長」に、「保健所長」を「健康医療部長」に改める。
(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)
- 13 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項中「環境事業室」を「環境部(環境政策課及びクリーンセンター建設推進課を除く。)」に改める。
第9条第1項中「職員は、」の次に「道路維持課及び」を加える。
第10条第1項中「環境事業室」を「環境部(環境政策課及びクリーンセンター建設推進課を除く。)」に改める。
(奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則)
- 14 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号

)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「環境事業室及びクリーンセンター建設準備課」を「環境部（環境政策課を除く。）」に改める。

別表第1の3の2の部中「管財課」を「総務課」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

15 奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育委員会事務局の課長」の次に「中央図書館長」を、「教育センターの課長」の次に「高等学校の事務長」を加える。

(奈良市公有財産規則の一部改正)

16 奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部長」を「財務部長」に改める。

第5条第1項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第2項中「管財課長」を「資産経営課長」に改める。

第7条、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項、第43条第1項、第47条、第48条中「総務部長」を「財務部長」に改める。

第49条中「管財課長」を「資産経営課長」に、「総務部長」を「財務部長」に改める。

別記第10号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式中「総務部長」を「財務部長」に改める。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

17 奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表本庁（議場その他議会の事務部局の所管に属する事務室等を除く。）の項中「管財課長」を「総務課長」に改める。

別表中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に、「管財課長」を「総務課長」に、「商工労政課長」を「産業振興課長」に改める。

(奈良市公用車管理規則の一部改正)

18 奈良市公用車管理規則（昭和47年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号、第4条第2項、第14条、第15条第4項、第15条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項中「管財課長」を「総務課長」に改める。

別記第3号様式中



別記第4号様式中「管財課長」を「総務課長」に改める。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

19 奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「税務室長」を「財務部長、財務部参事」に改める。

(奈良市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

20 奈良市福祉事務所事務分掌規則（平成元年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

第3条第2項中「保健福祉部長」を「福祉部長」に改める。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

21 奈良市病院事業会計規則（平成16年奈良市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「病院管理課長」を「医療事業課長」に改め、同条第4項中「病院管理課」を「医療事業課」に改める。

第45条中「管財課長」を「資産経営課長」に改める。

(職員の職に関する規則の一部改正)

22 職員の職に関する規則（昭和43年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、室」を削り、「グループ」を「室」に改める。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、室」を削り、同号中「教育委員会事務局の課」の次に「、一条高等学校」を加え、同条第4号中「の長」の次に「(一条高等学校にあつては事務長)」を加える。

第11条に次の1項を加える。

2 納入義務者への通知は、法令その他の定めがある場合を除き、納入の通知をする日から、20日以内の納期限を定めて行うものとする。ただし、特別の事由があるものについては、この限りでない。

第26条中「定例的な報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金並びに賃金に係るもの」を「第23条第4項に掲げる経費に係るもの、次に掲げる経費で定例的な事項に係るものその他特に会計管理者が必要と認めるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 負担金補助及び交付金
- (2) 扶助費
- (3) 償還金利子及び割引料

第47条中「指導監察課長」を「契約課長」に改める。

第49条中「指導監察課」を「契約課」に改める。

別表第1 総合政策課の項の次に次のように加える。

奈良ブランド推進課	課長を除く課員	所管に係る事業収入の収納
-----------	---------	--------------

別表第1 総務課の項中「総務文書係長」を「総務広報係長」に、

情報公開係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納	を
	2 所管に係る実費徴収金の収納	

情報公開係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納	に改め、同表管財課の項を削り、同表保健所
	2 所管に係る実費徴収金の収納	

庁舎管理係長及び係員	所管に係る使用料の収納
------------	-------------

・教育総合センター管理課の項の次に次のように加える。

資産経営課	課長補佐、管理 係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納
		2 入札保証金の出納
		3 契約保証金の出納
		4 普通財産貸付料の収納

別表第1 病院管理課の項を削り、同表文化振興課の項中「主任及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表スポーツ振興課の項を削り、同表子育て相談課の項中「子ども家庭相談グループ長」を「子ども家庭相談室長」に改め、同表健康増進課の項の次に次のように加える。

医療事業課	課長を除く課員	所管に係る使用料及び手数料の収納
-------	---------	------------------

別表第1 商工労政課の項中「商工労政課」を「産業振興課」に改め、同表図書館の項中「中央図書館長、」を削り、同表地域教育課の項中「放課後児童育成係長及び係員」を「課長を除く課員」に、

「児童育成料の収納」を 「1 児童育成料の収納」 に改め、同表一条高等学校の項中「事務長、」を削り、

「2 所管に係る事業収入の収納」

「2 所管に係る手数料の収納」を 手数料の収納 に改め、同表農業委員会事務局の項中「次長、農

3 所管に係る複写料の収納」

政係長及び農地係長」を「局長を除く事務局員」に改める。

別表第2 総合政策課長の項の次に次のように加える。

奈良ブランド推進課長	所管に係る事業収入の収納
------------	--------------

別表第2 管財課長の項を削り、同表保健所・教育総合センター管理課長の項の次に次のように加える。

資産経営課長	1 所管に係る手数料の収納
	2 入札保証金の出納
	3 契約保証金の出納
	4 普通財産貸付料の収納

別表第2 病院管理課長の項及びスポーツ振興課長の項を削り、同表健康増進課長の項の次に次のように加える。

医療事業課長	所管に係る使用料及び手数料の収納
--------	------------------

別表第2 商工労政課長の項中「商工労政課長」を「産業振興課長」に改め、同表教育総務課長の項中

「2 高等学校授業料、入学金

及び入学考査料の収納」を 「2 所管に係る手数料の収納」 に改め、同表図書館政策課長の項中「図書館政策

3 所管に係る返納金の収納」

課長」を「中央図書館長」に改め、同表地域教育課長の項中「児童育成料の収納」を 「1 児童育成料の収納

2 所管に係る事業収入の収納」

に改め、同表教育支援課長の項の次に次のように加える。

一条高等学校事務長	1 授業料、入学料及び入学考査料の収納
	2 所管に係る使用料及び手数料の収納
	3 所管に係る複写料の収納

別表第3中「負担金補助金及び交付金」を「負担金補助及び交付金」に、「償還金、利子及び割引料」を「償還金利子及び割引料」に改める。

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式（第37条・第41条関係）

(表)

相手方登録申請書

(宛先) 奈良市長

下記のとおり申請します。 提出日 年 月 日

新規・変更

どちらかに○をつけてください。変更があった場合は、変更箇所だけでなく、全て記入してください。
会社名称・個人名称が変更となった場合は、余白に(旧)〇〇として旧名称を記入してください。

1 名称	法人名・屋号・団体名 (株式会社・社団法人等の法人組織名称もご記入ください) フリガナ _____
	支店名・営業所名 _____
2 氏名	役職名・肩書 _____ 代表者氏名・個人氏名 (個人氏名を記入の場合はフリガナも記入) フリガナ _____

3 住所	郵便番号 _____
	住所 (市内の方は、公称町名をご使用ください) _____
	代表者印又は個人印 
	電話番号 _____ FAX番号 _____
4 支払方法	いずれかに○をつけてください 1. 口座払 2. 納付書 3. 窓口払
5 口座情報	※工事前払専用口座の記入は裏面へ → 前払口座 (有 ・ 無)
	金融機関コード _____ 支店コード _____
	金融機関名 _____
	銀行・金庫 _____ 本店・支店・出張所 _____ 農協 _____ 本所・支所 _____
	預金種目に○をつけてください 1. 普通預金 2. 当座預金 4. 貯蓄預金 9. その他
口座番号 	(通帳を確認のうえご記入ください)
口座名義人カナ _____	
漢字 _____	

(裏)

6 工事前払専用口座

金融機関コード	_____	支店コード	_____										
金融機関名	銀行・金庫 農協		本店・支店・出張所 本所・支所										
1. 普通預金													
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>												
(通帳を確認のうえご記入ください)													
口座名義人カナ	_____												
漢字	_____												

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、室」を削る。

第3条から第5条までの規定中「室、課」を「課」に改める。

別表中「、室又は」を「又は」に改め、同表市長印の項中「管財課」を「資産経営課」に改め、同表市長認印の項中「病院管理課」を「医療事業課」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第20号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第23条ただし書中「ただし」の次に「、再任用短時間勤務職員にあつては勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を」を加え、「にあつては、その額」を「にあつてはその額」に改める。

第24条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 配偶者同行休業をしている職員

第28条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第30条第1項に次の1号を加える。

(6) 配偶者同行休業をしている職員

第34条第2項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「勤務時間等条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を削り、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 勤務時間等条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第34条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間 附則第10項中「条例附則第18項に規定する特定職員」を「55歳を超える職員で職務の級が6級以上の職員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第23条、第23条の6、第25条の3関係)

ア		イ	ウ	エ	オ
職員		管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額(週休日等)	管理職員特別勤務手当の額(週休日等以外の日)	期末手当の管理職加算割合
市長の事務部局	統括官 法令遵守監察監 危機管理監 部長 理事 会計管理者	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	部次長 参事 西部出張所長 行政センター所長 保健所長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 職務の級7級の主幹 東部出張所長 北部出張所長 男女共同参画センター所長 看護専門学校事務局長 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 JR奈良駅周辺整備事務所長 西大寺駅周辺整備事務所長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	職務の級6級の室長 職務の級6級の主幹 こども園長 保育園長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 場長補佐 職務の級5級の室長 主査 市民サービスセンター所長 東寺林連絡所長 人権文化センター所長 こども園副園長 保育園副園長 児童館長 保健センター所長 衛生浄化センター所長 奈良阪処分地管理事務所長 消費生活センター所長 土木管理センター所長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
消防	消防長	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	副局長 消防危機統制監 参事 室長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 署長 文化財防災官	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	副署長 主幹 防災センター所長 指揮救助隊長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 署長補佐 分署長 主査 指揮支援隊長 中隊長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
教育委員会の事務部局	部長 理事	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	部次長 参事	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 職務の級7級の主幹	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	職務の級6級の主幹 埋蔵文化財調査センター所長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 主査 史料保存館長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
学校その他の教育機関	教育センター所長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 高等学校事務長 中央図書館長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	職務の級6級の主幹 幼稚園長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 主査 西部図書館長 北部図書館長 学校給食センター所長 教員支援室長 幼稚園副園長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
選挙管理委員会の事務部局	局長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	次長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10

監査委員の事務部局	局長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	課長補佐	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
農業委員会の事務部局	局長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	次長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
議会の事務部局	局長	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	次長 参事	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	課長補佐 主査	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10

別表第2中「及び9級」を「、9級及び8級」に、「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改め、「4級の職員及び」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年改正条例附則第9項及び第10項の規則で定める職員)
- 2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第21号。以下「平成29年改正条例」という。)附則第9項及び第10項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号。以下「初任給等規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第1号において同じ。)をした職員
 - (2) 切替日以降に降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次項第2号において同じ。)をした職員
 - (3) 切替日以降に降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次項第2号において同じ。)をした職員
 - (4) 切替日前に次に掲げる期間(この号及び次項第3号において「休職等期間」という。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給等規則第28条、奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成27年奈良市条例第3号)第10条、奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年奈良市条例第7号)第11条又は奈良市職員

の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)第8条の規定による号給の調整をいう。次項第3号において同じ。)をされたもの

- ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
- イ 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
- ウ 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
- エ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間
- カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- キ 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- ク 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。)第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- (5) 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次項第4号において同じ。)を開始し、又は終了した職員
- (6) 切替日以降に再任用職員異動(法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条第1項又は第3項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次項第5号において同じ。)

をした職員

(7) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成29年改正条例附則第11項の規定による給料の支給）

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が平成29年3月31日（同日において奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定により給料の支給を受けている者）にあっては、平成26年改正条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日。以下同じ。）において受けていた当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、平成29年改正条例第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、平成29年改正条例附則第11項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に平成29年3月31日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 平成29年3月31日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に平成29年3月31日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成29年改正

条例第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（次号において「改正前の給与条例」という。）別表の給料表に掲げる給料月額のうち、平成29年3月31日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、育児短時間勤務算出率（奈良市一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する育児短時間勤務算出率をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、平成29年3月31日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、改正後の給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、平成29年改正条例附則第11項の規定による給料として支給する。

（平成29年改正条例附則第12項の規定による給料の支給）

5 平成29年改正条例附則第12項の規定による給料の支給については、次に掲げるものとする。

(1) 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この項において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に第3項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員

となったものとした場合に平成29年3月31日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては、市長の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成29年改正条例附則第9項から第12項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、改正後の給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、平成29年改正条例附則第12項の規定による給料として支給する。

(2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第3項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして第3項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成29年改正条例附則第11項の規定による給料の額に相当する額を、平成29年改正条例附則第12項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

6 平成29年改正条例附則第9項から第12項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

7 平成29年改正条例附則第9項から第12項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(平成29年改正条例附則第2項の規定が適用される間の読替え)

8 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、給料等の支給に関する規則第6条の2及び第6条の6第1項第1号イ中「条例第14条第1項」とあるのは、「奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）附則第2項の規定により読み替えられた条例第14条第1項」とする。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第21号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の

一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務)」に改め、同条中「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第1）に定めるとおりとし、同表」を「等級別基準職務表」に、「は、それぞれの職務の級に分類されるもの」を「であつて規則で定めるものは、別表第1のとおり」に改める。

第22条後段を削る。

第23条第2項第5号中「以下同じ。」を削り、同項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）

第28条第1項中「自己啓発等休業をしていた職員若しくは」を削り、同条第2項中「、自己啓発等休業の期間」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

職務の級	標準的な職務の内容
4級	1 地区調整主任の職務 2 小隊長及び副小隊長の職務 3 指揮支援副隊長の職務
5級	1 所長補佐の職務 2 場長補佐の職務 3 市民サービスセンター所長の職務 4 東寺林連絡所長の職務 5 スポーツ産業支援室長の職務 6 人権文化センター所長の職務 7 こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務 8 児童館長の職務 9 保健センター所長の職務 10 衛生浄化センター所長の職務 11 奈良処分地管理事務所長の職務 12 消費生活センター長の職務 13 土木管理センター所長の職務 14 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務 15 指揮支援隊長の職務 16 史料保存館長の職務 17 西部図書館長及び北部図書館長の職務 18 学校給食センター所長の職務 19 教員支援室長の職務 20 選挙管理委員会事務局次長の職務 21 農業委員会事務局次長の職務
6級	1 所長の職務 2 東部出張所長及び北部出張所長の職務 3 地区調整主幹の職務 4 くらしと仕事支援室長の職務 5 こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務 6 子ども家庭相談室長の職務 7 児童相談所設置準備室長の職務 8 環境清美工場長の職務 9 耐震・教育施設整備室長の職務 10 消防署長の職務 11 消防副署長の職務 12 文化財防災官の職務 13 防災センター所長の職務 14 指揮救助隊長の職務 15 中央図書館長の職務 16 学校事務長の職務 17 農業委員会事務局長の職務

7級	1 相当の経験を有する所長の職務 2 相当の経験を有する東部出張所長及び北部出張所長の職務 3 相当の経験を有する環境清美工場長の職務 4 相当の経験を有する消防署長の職務 5 相当の経験を有する文化財防災官の職務 6 相当の経験を有する中央図書館長の職務 7 相当の経験を有する学校事務長の職務 8 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 9 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務
8級	1 西部出張所長の職務 2 行政センター所長の職務 3 保健所長の職務 4 消防局の副局長、消防危機統制監及び室長の職務 5 教育センター所長の職務 6 選挙管理委員会事務局長の職務 7 監査委員事務局長の職務 8 議会事務局次長の職務 9 部長及び理事の職務
9級	1 統括官の職務 2 法令遵守監察監の職務 3 危機管理監の職務 4 会計管理者の職務 5 消防長の職務 6 議会事務局長の職務

別表第7中

派遣職員の派遣の期間	を	派遣職員の派遣の期間 勤務時間等条例第15条に規定する介護 休暇の期間	に改め、
自己啓発等休業の期間		3分の3以下（大学等課程の履修又は 国際貢献活動のためのもののうち、職 員としての職務に特に有用であると認 められるもの以外のものにあつては2 分の1以下）	及び
勤務時間等条例第15条に規定する介護 休暇の期間		2分の1以下	を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(介護休暇に関する経過措置)
- この規則による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第7の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。
(在級年数等に関する経過措置)
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）附則第5項の規定により平成29年4月1日（以下「切替日」という。）におけるその者の職務の級を定められた職員に対する新規則別表第2の級別資格基準表の適用については、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる給料月額を切替日の前日に受けていたもの

とみなして新規則第19条又は第20条の規定を適用する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第22号

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の通勤手当に関する規則(平成16年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号及び第16条第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第23号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第6項中「第2項第3号」を「第3項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「に規定する」を「の」に、「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第9条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第9条の3中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「第8条の2第1項の」の次に「当該子を養育することができるものとして」を加え、「請

求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を削り、「次の」の次に「各号の」を加え、「もの」を「者」に改め、同項第1号中「深夜」の次に「(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項第2号中「子」の次に「(条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第16条を除き、以下同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居している者であること。

第9条の3第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。)である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第9条の4第2項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第8条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
第9条の4第3項第2号中「子が」の次に「、条例第8条の2第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加える。

第9条の5中「並びに第3項第4号及び前条第3項」を「、第2項及び第4項第3号から第5号まで並びに前条第2項第3号から第5号まで」に、「第8条の2第4項に規定」を「第15条第1項に規定」に改め、「する要介護者」の次に「(以下「要介護者」という。)」を加え、「[子]とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、「」を「同条第4項第1号中「子」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号及び前条第2項第2号中「」に、「及び第3項」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第3項」と「ならない。この場合において、第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と、第8条の2第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、「子」とあるのは「要介護者」

と、「養育」とあるのは「介護」と、「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「又は第3項の」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第2項又は第3項の」と、同条第1項第1号中「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第2項又は第3項」と、「条例第8条の2第2項の」とあるのは「同条第2項の」と、「条例第8条の2第3項」とあるのは「同条第3項」と、同項第2号中「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第8条の2第4項において準用する同条第2項に規定する支障の有無又は同条第3項」と、同項第3号中「第1号」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第3項」と、「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第2項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第3項中「次のいずれか」とあるのは「前項第1号又は第2号」に改める。

第11条の2第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第11条の3第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「再任用短時間勤務職員」に、「短時間勤務（以下）」を「育児短時間勤務（以下）」に改め、同条第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第16条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の

延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第19条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条の次に次の2条を加える。

第16条の2 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続したおおむね4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第19条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第21条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が定める期間）」を加える。

第22条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に、「すべき」を「する」に改め、同条第3

項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

第23条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2第3号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改め、同表第4号を次のように改める。

<p>4 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
---	------------------

別表第2第11号中「親」の次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。」を加え、「労働基準法」を「労基法」に改め、同表第15号中「第21号」を「第22号」に改め、同表第20号中「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話」を加え、同表第21号中「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者(以下この号において「要介護者」という。))」を「要介護者」に、「ために」を「ため」に、「その要介護者」を「要介護者」に改める。

別表第2中第23号を第24号とし、第22号の次に次のように加える。

<p>23 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において6日の範囲内の期間</p>
--	--------------------------

(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)
第2条 奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成4年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第23条」に改める。
第1条の3の見出し中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、同条第1号中「第2条の2

第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改め、同条第2号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「親である配偶者(」を「親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。))として委託することができない者に限る。))若しくは養子縁組里親である者を含む。以下この号において同じ。))」に改める。

第1条の4中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第2条第1項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第2項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に改める。

第5条中「掲げる」を「規定する」に改める。

第6条の3第2号中「又は第4号」を「、第4号、第6号又は第7号」に改める。

第7条中「第11条第5号の」を「第11条第6号に規定する」に改める。

第9条第1項中「育児短時間勤務(」の次に「育児休業」を加え、「承認は」を「請求は」に改める。

第11条の見出し中「通知」を「辞令の交付」に改め、同条中「文書を送付」を「辞令を交付」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

第12条の見出し中「第18条第2号」を「第18条第2号イ」に改め、同条中「第18条第2号」を「第18条第2号イ」に、「同号」を「同号イ」に、「育児休業」を「部分休業」に改める。

別記第1号様式中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

別記第2号様式中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式の記入上の注意の2中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同様式の記入上の注意の5中「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改める。
別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第4条関係)

養育状況変更届

年 月 日

様

所属

届出人

氏名

㊟

育児休業

次のとおり育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので

部分休業

届け出ます。

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった
 - 同居しなくなった
 - 負傷・疾病
 - 託児できるようになった
 - その他()
- 育児休業等に係る子が死亡した
- 育児休業等に係る子と離縁した
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された
- その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

所属長認印

--

別記第4号様式及び別記第5号様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

(奈良市臨時職員に関する規則の一部改正)

第4条 奈良市臨時職員に関する規則(平成2年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「報酬額」を「給料額」に改める。

第11条中「及び」を「並びに」に改め、「前条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「が」を「を」に改める。

第12条中「及び」を「並びに」に改め、「第10条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第17条の2第1項第2号中「、全勤務日」を「全勤務日」に改め、「日額臨時職員」を「日額支給臨時職員」に改める。

第18条第2項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改め、同項第3号中「達しない子」の次に「(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。)」を、「以外の親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。))として委託することができない者に限る。))若しくは養子縁組里親である者を含む。))」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認められる期間

別表第1の1の表事務職の項中「168,000円」を「176,000円」に、「259,000円」を「292,000円」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

臨時職員任用通知書

年 月 日

様

あなたを臨時職員()として、下記の勤務条件により任用いたします。

任用期間	年 月 日～ 年 月 日
勤務場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外勤務の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 ()日</p> <p>【以下のような制度が適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>E</p> <p>2 休憩時間 ()分</p> <p>3 所定時間外勤務の有無 (有 、 無)</p> <p>4 休日勤務 (有 、 無)</p>
休日及び勤務日	<p>・定例日： ・非定例日： ・1年単位の変形労働時間制の場合</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 付与年月日 年 月 日、付与日数 日(当初任用日 年 月 日)</p> <p>2 その他の休暇 有給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第1項による 無給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第2項による</p>

(裏面に続く)

<p>給 与</p>	<p>1. 基本給料 イ 日給 () 円、ロ 月給 () 円 ハ 年額 () 円、ニ 時間額 () 円</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ () ロ () ハ () ニ ()</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜勤務に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 () %、60時間超過 () % ロ 休日 法定休日 () %、60時間超過 () % ハ 深夜 () %</p> <p>4 給与締切日 () ー毎月 日、() ー毎月 日</p> <p>5 給与支払日 () ー毎月 日、() ー毎月 日</p> <p>6 給与の支払方法 ()</p> <p>7 条例に基づく給与支払時の控除 (無、有 ())</p> <p>8 昇給 (有 ()、無)</p> <p>9 賞与 (有 ()、無)</p> <p>10 退職金 (有 ()、無)</p>
<p>退職に関する事項</p>	<p>1 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>2 免職の事由及び手続</p> <p>()</p>
<p>その他の条件</p>	<p>1 勤務場所及び業務内容については、任用期間中でも変更することがあります。</p> <p>2 任用期間が満了したときは、退職となります。</p> <p>3 業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはいけません。</p>
<p>その他</p>	<p>・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ())</p> <p>・雇用保険の適用 (有、無)</p> <p>・その他 ()</p> <p>・具体的に適用される規則名 (奈良市臨時職員に関する規則)</p>
<p>更新の有無</p>	<p>1 任用の更新の有無 [更新する場合があります得る ・ 更新はしない その他 ()]</p> <p>2 任用の更新は次により判断する。 (・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ())</p>

※ 以上のほかは、市の規則等による。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件を明示するものであること。

第2号様式 (第5条関係)

臨時職員任用 (更新) 書

年 月 日

様

現住所	
電話番号	
免許資格	
最終学校名	卒業・在学中
任用理由	
任用期間	年 月 日～ 年 月 日
勤務場所	
従事すべき業務の内容	
始業・終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外勤務の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 () 日</p> <p>【以下のような制度が適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>E</p> <p>2 休憩時間 () 分</p> <p>3 所定時間外勤務の有無 (有 、 無)</p> <p>4 休日勤務 (有 、 無)</p>
休日及び勤務日	<p>・定例日： ・非定例日： ・1年単位の変形労働時間制の場合</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 付与年月日 年 月 日、付与日数 日 (当初任用日 年 月 日)</p> <p>2 その他の休暇 有給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第1項による 無給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第2項による</p>

(裏面に続く)

通勤手当日額	支給 () 円・不支給
通勤距離及び方法	・ 自宅から勤務場所まで km (徒歩 自転車 単車 自動車 公共交通機関)
給料	1. 基本給料 イ 日給 (円)、ロ 月給 (円) ハ 年額 (円)、ニ 時間額 (円)
予算残高	
支出科目	(款) (項) (目) (節)
その他	・ 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・ 雇用保険の適用 (有、無) ・ その他 () ・ 具体的に適用される規則名 (奈良市臨時職員に関する規則)
更新の有無	1 任用の更新の有無 [更新する場合があります得る ・ 更新はしない その他 ()] 2 任用の更新は次により判断する。 (・ 任用期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力) (・ 従事している業務の進捗状況) (・ その他 ())

備考

- 1 履歴書を添付すること。
- 2 免許資格等を必要とする職種については証明書の写しを添付すること。

(奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部改正)

第5条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第42条第2項」を「第42条第3項」に改める。

第14条第1項中「概ね」を「おおむね」に改める。

第15条の2第1項第1号中「場合」の次に「で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」を加え、同項第2号中「その他の」を「その他」に改め、「場合」の次に「で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」を加え、同項第7号中「しない」の次に「ことが相当であると認められる」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号中「非常勤嘱託職員が」を削り、「及び第2項第5号」を「並びに次項第8号及び第9号」に、「第2項第4号」を「次項第4号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「公務による」を「公務上の」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「地震、水害、火災その他の災害時において、通勤」を「災害等に際して、退勤」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤嘱託職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 非常勤嘱託職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤嘱託職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 非常勤嘱託職員及び当該非常勤嘱託職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤嘱託職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第15条の2第2項中「及び第7号」を「、第8号及び第9号」に改め、同項第3号中「達しない子」の次に「(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。)」を、「以外の親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。))として委託することができない者に限る。))若しくは養子縁組里親である者を含む。))」を加え、同項第4号中「

を養育する非常勤嘱託職員が、その子」を「以下この号において同じ。))」に改め、「必要な」の次に「ものとして」を加え、同項第5号中「イ及び」を削り、「のある者(以下この号及び次号)を「があるもの(以下この号から第7号まで)」に、「ために」を「ため」に改め、同号ア中「。以下この号及び次号)を「。以下この号」に改め、同項第6号中「休暇の承認の請求があった」を「この号に規定する申出の」に改め、「ため」の次に「、任命権者が、非常勤嘱託職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」を加え、「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する93日(当該状態となった日前において当該非常勤嘱託職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、93日からその使用状況を考慮して任命権者が定める日数を差し引いた日数)の範囲内の」を「指定期間内において必要と認められる」に改め、「単位」の次に「その他の取扱いについて」を加え、同号イ中「要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて当該休暇を使用しようとする日」を「申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日」に、「を超えて」を「から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び」に、「在職することが見込まれる」を「採用されないことが明らかでない」に改め、「(当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである職員を除く。))」を削り、同号ウ中「いる」の次に「非常勤嘱託」を加え、「非常勤嘱託職員」を「もの」に改め、同項中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

第15条の2第2項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 要介護者の介護をする非常勤嘱託職員(次のいずれにも該当する非常勤嘱託職員に限ることとし、各号に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、初めてこの号の休暇の承認を請求する時点において行うものとする。))が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該非常勤嘱託職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間とし、休暇の単位その他の取扱いについては常勤

職員の例による。この場合において、この号の休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤嘱託職員

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤嘱託職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤嘱託職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

第15条の2第3項中「休暇」の次に「(前項第1号及び第2号の休暇を除く。)」を加える。

(奈良市パートタイム職員に関する規則の一部改正)

第6条 奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則に」を「規則の」に改める。

第2条中「7時間」の次に「以内」を加える。

第6条の見出し中「の額」を削る。

第8条中「定数内職員」を「奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員（以下「定数内職員」という。）」に改める。

第9条第1項中「条例第42条第2項」を「奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第42条第3項」に改める。

第10条第2項ただし書中「端数が」を「端数を」に改める。

第11条中「割り振り」を「割振り」に改める。

第12条第1項第2号中「(昭和22年法律第49号)」を削り、同条第2項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改め、同項第3号中「達しない子」の次に「(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。)」を、「以外の親」の次に「(当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この

号において「養子縁組里親」という。)として委託することができない者に限る。)若しくは養子縁組里親である者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

第17条中「奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員（以下「定数内職員」という。）」を「定数内職員」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

パートタイム職員任用通知書

年 月 日

様

あなたをパートタイム職員()として、下記の勤務条件により任用いたします。

任用期間	年 月 日～ 年 月 日
勤務場所	
従事すべき業務の内容	
始業・終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外勤務の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 () 日</p> <p>【以下のような制度が適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>E</p> <p>2 休憩時間 () 分</p> <p>3 所定時間外勤務の有無 (有 、 無)</p> <p>4 休日勤務 (有 、 無)</p>
休日及び勤務日	<p>・定例日： ・非定例日： ・1年単位の変形労働時間制の場合</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 付与年月日 年 月 日、付与日数 日(当初任用日 年 月 日)</p> <p>2 その他の休暇 有給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第1項による 無給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第2項による</p>

(裏面に続く)

報酬等	<p>1. 基本報酬 イ 日給 () 円、ロ 月給 () 円 ハ 年額 () 円、ニ 時間額 () 円</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ () ロ () ハ () ニ ()</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜勤務に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 () %、60時間超過 () % ロ 休日 法定休日 () %、60時間超過 () % ハ 深夜 () %</p> <p>4 報酬等締切日 () ー毎月 日、() ー毎月 日</p> <p>5 報酬等支払日 () ー毎月 日、() ー毎月 日</p> <p>6 報酬等の支払方法 ()</p> <p>7 条例に基づく報酬等支払時の控除 (無、有 ())</p> <p>8 昇給 (有 ()、無)</p> <p>9 賞与 (有 ()、無)</p> <p>10 退職金 (有 ()、無)</p>
退職に関する事項	<p>1 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>2 免職の事由及び手続 ()</p>
その他の条件	<p>1 勤務場所及び業務内容については、任用期間中でも変更することがあります。</p> <p>2 任用期間が満了したときは、退職となります。</p> <p>3 業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはいけません。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有、無) ・その他 () <p>・具体的に適用される規則名 (奈良市パートタイム職員に関する規則)</p>
更新の有無	<p>1 任用の更新の有無 [更新する場合があります得る ・ 更新はしない その他 ()]</p> <p>2 任用の更新は次により判断する。 (・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ())</p>

※ 以上のほかは、市の規則等による。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件を明示するものであること。

第2号様式 (第5条関係)

パートタイム職員任用 (更新) 書

年 月 日

様

現住所	
電話番号	
免許資格	
最終学校名	卒業・在学中
任用理由	
任用期間	年 月 日～ 年 月 日
勤務場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外勤務の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 () 日</p> <p>【以下のような制度が適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>E</p> <p>2 休憩時間 () 分</p> <p>3 所定時間外勤務の有無 (有 、 無)</p> <p>4 休日勤務 (有 、 無)</p>
休日及び勤務日	<p>・定例日： ・非定例日： ・1年単位の変形労働時間制の場合</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 付与年月日 年 月 日、付与日数 日 (当初任用日 年 月 日)</p> <p>2 その他の休暇 有給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第1項による 無給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第2項による</p>

(裏面に続く)

通勤手当日額	支給 () 円・不支給
通勤距離及び方法	・ 自宅から勤務場所まで km (徒歩 自転車 単車 自動車 公共交通機関)
報酬	1. 基本報酬 イ 日給 (円)、ロ 月給 (円) ハ 年額 (円)、ニ 時間額 (円)
予算残高	
支出科目	(款) (項) (目) (節)
その他	・ 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・ 雇用保険の適用 (有、無) ・ その他 () ・ 具体的に適用される規則名 (奈良市パートタイム職員に関する規則)
更新の有無	1 任用の更新の有無 [更新する場合があります得る ・ 更新はしない その他 ()] 2 任用の更新は次により判断する。 (・ 任用期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力) (・ 従事している業務の進捗状況) (・ その他 ())

備考

- 1 履歴書を添付すること。
- 2 免許資格等を必要とする職種については証明書の写しを添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。
(平成29年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定)
- 2 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第6号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、平成29年改正条例による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29年改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 平成29年改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、施行日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第1条の規定による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第19条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。
(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この規則の施行の際、現に第2条の規定による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 9 第3条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。
(奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 10 施行日前に第5条の規定による改正前の奈良市非常勤嘱託職員に関する規則第15条の2第2項第6号の休暇（以下「改正前休暇」という。）を使用したことがある非常勤嘱託職員の当該改正前休暇と要介護者を同じくする第5条の規定による改正後の奈良市非常勤嘱託職員に関する規則第15条の2第2項第6号の休暇に係る指定期間については、任命権者は、2回（施行日が当該改正前休暇に係る第5条の規定による改正前の奈良市非常勤嘱託職員に関する規則第15条の2第2項第6号の規定の例による連続する93日の期間内にある場合であって、施行日以後の当該期間内の日を末日とする指定期間を指定するときは、3回）を超えず、93日から、施行日前において当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて改正前休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数を超えない範囲内で指定するものとする。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則及び奈良市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則及び奈良市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成24年奈良市規則第23号）の一部を次

のように改正する。

第1条中「第2項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第3条を削る。

第4条中「特定任期付職員」の次に「(条例第5条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市職員の退職管理に関する規則(平成28年奈良市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、同条第1号中「、保健所長」を削る。

第13条中「国家行政組織法」の次に「(昭和23年法律第120号)」を加え、同条第1号中「、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。)第5条に規定する給料表に定める職務の級(以下この号から第4号までにおいて単に「職務の級」という。)8級の室長」を削り、「保健所次長」を「保健所長」に改め、「、職務の級8級の主幹」を「、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。)第5条に規定する給料表に定める職務の級(以下この号から第4号までにおいて単に「職務の級」という。)7級の主幹、東部出張所長、北部出張所長、男女共同参画センター所長、看護専門学校事務長」に改め、「、東部出張所長、北部出張所長、看護専門学校事務長、男女共同参画センター所長」を削り、「7級の主幹」を「6級の室長」に、「7級のグループ長及び職務の級7級の室長」を「6級の主幹、こども園長及び保育園長」に改め、同条第2号中「次長」の次に「、参事」を加え、同条第3号中「8級」を「7級」に、「埋蔵文化財調査センター所長及び職務の級7級の主幹」を「職務の級6級の主幹及び埋蔵文化財調査センター所長」に改め、同条第4号中「、教育センター次長」を削り、「高等学校事務長」の次に「、中央図書館長」を加え、「7級の主幹及び職務の級7級の図書館長」を「6級の主幹及び幼稚園長」に改め、同条第8号中「課長、署長」の次に「、文化財防災官」を加え、「、文化財防災官」を削り、同条第9号中「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に改める。

第21条第1号中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3号中「2号給」を「3号給」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の奈良市職員の退職管理に関する規則第6条の規定は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、市長の事務部に置かれていた保健所長については、なおその効力を有する。

- 3 第2条の規定による改正前の奈良市職員の退職管理に関する規則第13条の規定は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、市長の事務部に置かれていた職務の級8級の室長、保健所次長及び職務の級7級のグループ長並びに学校その他の教育機関に置かれていた教育センター次長については、なおその効力を有する。

(平成29年3月31日揭示済)

告 示

奈良市告示第124号

奈良市都祁小山戸町の一部の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成29年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成26年3月測量、簿冊は平成25年12月5日(一筆地調査が終了した日)現在の状況により調査し、作成したものである。
- 3 閲覧期間
平成29年3月2日から平成29年3月21日までの20日間
- 4 閲覧場所
奈良市都祁行政センター地域振興課
(奈良市都祁白石町1026番地の1)
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申し出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前8時30分から午後5時までの間とする。

(平成29年3月1日揭示済)

奈良市告示第125号

平成29年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第85条第2項の規定により公示します。

平成29年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 縦覧の場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 東棟2階 資産税課
- 2 縦覧の期間

平成29年4月3日から平成29年5月1日まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

3 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

(平成29年3月1日揭示済)

奈良市告示第126号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第
1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第
2条の規定により公告します。

平成29年3月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

三条線街路改良工事（各工事の工事件名、工事場所、
工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低
制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年3月1日揭示済)

奈良市告示第127号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、
【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105173	奈良県奈良市法蓮町 635-1山末ビル305	居宅介護支援み のり	奈良県奈良市法蓮町 635-1山末ビル305	株式会社 YTO	1150001016731	平成29年 3月31日

【(介護予防) 訪問介護・居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105546	奈良県奈良市法蓮町 635-1山末ビル305	介適くらぶ	奈良県奈良市法蓮町 635-1山末ビル305	株式会社 YTO	1150001016731	平成29年 3月31日

(平成29年3月1日揭示済)

奈良市告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第
46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サー
ビス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サ

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第
1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第
2条の規定により公告します。

平成29年3月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

西大寺北小学校他1校トイレ改修に伴う建築設計業務
委託 他1件（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、
予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年3月1日揭示済)

奈良市告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第
82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居
宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護
予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2
号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公
示します。

平成29年3月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者			指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970107484	奈良市二名五丁目1606 番地の4	居宅介護支援オアシ スなら	奈良市二名五丁目1606番 地の4	株式会社 オアシ スなら		平成29年 3月1日
2960190615	奈良市二名五丁目1606 番地の4	訪問看護ステーション オアシスなら	奈良市二名五丁目1606番 地の4	株式会社 オアシ スなら		平成29年 3月1日

(平成29年3月1日揭示済)

ビス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第
85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示しま
す。

平成29年3月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者			指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970107484	奈良市二名五丁目1606 番地の4	居宅介護支援オアシ スなら	奈良市二名五丁目1606番 地の4	株式会社 オアシ スなら		平成29年 3月1日
2960190615	奈良市二名五丁目1606 番地の4	訪問看護ステーション オアシスなら	奈良市二名五丁目1606番 地の4	株式会社 オアシ スなら		平成29年 3月1日

(平成29年3月1日揭示済)

号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの
で、同条第4項の規定により告示します。

平成29年3月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第130号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21

以下省略

(平成29年3月2日揭示済)

奈良市告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

1 指定年月日 平成29年3月1日

の法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年3月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102629	合同会社しあわせ工房	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町35-2中田ビル101号	てのひら就労支援センターいっば	630-8305	奈良県奈良市東紀寺町2丁目10-13	生活介護 就労継続支援 B型

(平成29年3月2日揭示済)

奈良市告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

1 指定年月日 平成29年3月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成29年3月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100736	さくら総合事務所合同会社	631-0001	奈良県奈良市登美ヶ丘5丁目11番22号	相談支援事業所さくら	631-0806	奈良県奈良市朱雀4丁目1番10号	計画相談支援

(平成29年3月2日揭示済)

奈良市告示第133号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項

1 指定年月日 平成29年3月1日

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。

平成29年3月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101370	さくら総合事務所合同会社	631-0001	奈良県奈良市登美ヶ丘5丁目11番22号	相談支援事業所さくら	631-0806	奈良県奈良市朱雀4丁目1番10号	障害児相談支援

(平成29年3月2日揭示済)

奈良市告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成29年2月28日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年3月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101100	社会福祉法人青葉仁会	632-0061	奈良県奈良市柳の川町50-1	デリカテッセンイーハトーヴ	631-0064	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11-14	就労継続支援 A型

(平成29年3月2日揭示済)

奈良市告示第135号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年3月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年3月3日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成29年3月3日揭示済)

奈良市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。
平成29年3月6日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	株式会社ユーヒナ奈良	奈良県奈良市北永井町349番地1	株式会社ユーヒナ奈良	平成28年12月5日
新	株式会社ユーヒナ奈良	奈良県奈良市北之庄町38番地の9	株式会社ユーヒナ奈良	

(平成29年3月6日揭示済)

奈良市告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。
平成29年3月6日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
	開設者			
名称	主たる事務所の所在地			
エルケア株式会社 エルケア新大宮ケアセンター	奈良県奈良市大宮町五丁目3番14号 不動産ビル201号室		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成29年1月31日
エルケア株式会社	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階			

(平成29年3月6日揭示済)

奈良市告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。
平成29年3月6日

奈良市長 仲川元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	多田 喜次	鍼灸マッサージ院 ゆるくま	奈良県奈良市学園朝日町四丁目143番地	平成28年7月18日
新	多田 喜次	鍼灸マッサージ院 ゆるくま	奈良県奈良市高畑町735番地 桐山アパート102号	

(平成29年3月6日揭示済)

奈良市告示第139号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成29年3月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成29年3月6日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成28年8月2日、同月5日、同月7日、同月8日、同月9日、同月22日、同月23日、同月25日、同月29日及び同月30日

(平成29年3月6日揭示済)

奈良市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成29年3月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市大宮町七丁目、三条大路一丁目、三条川西町及び四条大路一丁目の各一部

(平成29年3月7日揭示済)

奈良市告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課に

において公衆の縦覧に供します。

平成29年3月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市大宮町七丁目、三条大路一丁目、三条川西町及び四条大路一丁目の各一部

(平成29年3月7日揭示済)

奈良市告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成29年3月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
大宮通り交流拠点地区
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市三条大路一丁目の一部

(平成29年3月7日揭示済)

奈良市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同法第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月7日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	倉口 博次 奈良市恋の窪一丁目15番4号	藤井 政勝 奈良市恋の窪一丁目8番4号

変更年月日 平成26年4月1日

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	藤井 政勝 奈良市恋の窪一丁目8番4号	加地 政憲 奈良市恋の窪一丁目3番17号

変更年月日 平成27年4月1日

(平成29年3月7日揭示済)

奈良市告示第144号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 3月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 3月7日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 3月7日 揭示済)

奈良市告示第145号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年 3月8日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道路の位置	奈良市秋篠早月町207番1、207番4、 207番5、207番6及び209番1の各一部
道路の幅員	最大6.40m 最小6.22m
道路の延長	48.26m
指定年月日	平成29年 3月8日
指定番号	第H2815号

(平成29年 3月8日 揭示済)

奈良市告示第146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により同条第1項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 3月8日

奈良市長 仲川元庸

期 日	平成29年 3月23日（木曜日）午後7時から（1時間程度）	
場 所	奈良市押熊町532番地 おしくま会館	
申請内容	申請の要旨	第一種住居地域内における自動車修理工場付店舗の新築工事について
	申請者	V S S奈良株式会社 代表取締役 高木 譲
	申請場所	奈良市押熊町755番地の1他6筆

- この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部建築指導課までお問い合わせください。
電話：0742-34-4750（直通）

(平成29年 3月8日 揭示済)

奈良市告示第147号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 3月10日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 3月10日 揭示済)

奈良市告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年 3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年 7月8日 奈良市指令整開 第16A-9号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年 3月13日 第1564号

公共施設 平成29年 3月13日 第751号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市高畑町469番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県大和郡山市宮堂町160番7

社会福祉法人 協同福祉会 理事長 村城 正

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市高畑町469番1の一部
(平成29年3月13日揭示済)

奈良市告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年3月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年1月19日 奈良市指令整開 第16A-42号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年3月13日 第1565号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市白毫寺町495番2、496番1、497番1、503番1の一部、504番2及び506番3の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司
(平成29年3月13日揭示済)

奈良市告示第150号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21

- 1 この督促状の発送年月日及び納期限
- | 調定年度及び税目 | 期別 | 発送年月日 | 納期限 |
|-------------|-------|-------------|-------------|
| 平成25年度市・県民税 | 第2期分 | 平成25年9月20日 | 平成25年9月30日 |
| 平成25年度市・県民税 | 第3期分 | 平成25年11月20日 | 平成25年12月2日 |
| 平成25年度市・県民税 | 第4期分 | 平成26年2月20日 | 平成26年2月28日 |
| 平成28年度市・県民税 | 第3期分 | 平成28年11月18日 | 平成28年11月30日 |
| 平成28年度市・県民税 | 26年度分 | 平成28年11月18日 | 平成28年11月30日 |
| 平成28年度市・県民税 | 27年度分 | 平成28年11月18日 | 平成28年11月30日 |
| 平成28年度市・県民税 | 第4期分 | 平成29年2月20日 | 平成29年3月2日 |

- 2 この公示送達により変更した後の納期限
平成29年4月1日
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成29年3月15日揭示済)

奈良市告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年3月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号

号）第2条の規定により、街区を新設します。
平成29年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日
平成29年3月14日
- 2 街区の新設
 - 奈良市西大寺竜王町一丁目の一部
 別図1を別図2に示すとおり変更します。
4街区の一部から5街区を新設
別図省略
(平成29年3月14日揭示済)

奈良市告示第151号

平成25年度市・県民税第2期分、第3期分、第4期分及び平成28年度市・県民税第3期分、第4期分、過年度分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成29年3月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 この督促状の発送年月日及び納期限
平成28年8月15日 奈良市指令整開 第16A-14号
平成29年1月27日 奈良市指令整開 第16A-14-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年3月15日 第1566号
公共施設 平成29年3月15日 第752号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市平松五丁目645番、647番1、647番2の一部、648番1、653番3及び666番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町一丁目5番38号
株式会社ヤマトコーポレーション
代表取締役 堅田 ゆかり
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市平松五丁目645番の一部、647番1の一部、

647番2の一部、648番1の一部、653番3の一部及び666番3の一部
 (2) 下水道
 奈良市平松五丁目645番の一部、647番1の一部、647番2の一部、648番1の一部、653番3の一部及び666番3の一部
 (3) 用悪水路
 奈良市平松五丁目645番の一部、647番1の一部、648番1の一部及び666番3の一部
 (平成29年3月15日揭示済)

奈良市告示第153号

都市公園の廃止をするので、奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。
 平成29年3月16日
 奈良市長 仲川元庸

1 名称及び位置

名称	位置
北登美ヶ丘2号緑地	北登美ヶ丘二丁目1400番地の687
北登美ヶ丘3号緑地	北登美ヶ丘二丁目1400番地の688

2 廃止年月日

平成29年3月16日

(平成29年3月16日揭示済)

奈良市告示第154号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年3月16日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
ビバリー公園	佐保台一丁目3571-262	別紙図面のとおり (別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成29年 3月16日
ビバリー広場	佐保台一丁目3571-263		
佐保台第6号緑地	佐保台一丁目3571-255、-256、-257、-259、-260、-261		
歩夢の広場	中登美ヶ丘六丁目104		
彩りの道 あかねの杜	中登美ヶ丘六丁目111、333		
彩りの道 もえぎの丘	中登美ヶ丘六丁目464		
夢彩の丘	中登美ヶ丘五丁目231		
中登美ヶ丘六丁目緑地	中登美ヶ丘六丁目488		
ヤマザクラ南緑地	中登美ヶ丘六丁目261		
ヤマザクラ北緑地	中登美ヶ丘六丁目441		
中登美ヶ丘五丁目緑地	中登美ヶ丘五丁目206、238、241、299		
学園朝日元町一丁目第2号街区公園	学園朝日元町一丁目1896番23		
百楽園五丁目第2号街区公園	百楽園五丁目2818番126		
神殿町第8号街区公園	神殿町282番7		
押熊町第17号街区公園	押熊町2058番10		
北登美ヶ丘6号緑地	北登美ヶ丘二丁目2076、2077、2090		
左京五丁目街区公園	左京五丁目3番26		
疋田町第4号街区公園	疋田町407番117		
北登美ヶ丘陽だまりの丘公園	北登美ヶ丘二丁目2085		

(平成29年3月16日揭示済)

奈良市告示第155号

平成29・30年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）を次のように定めます。
 平成29年3月16日

奈良市長 仲川元庸

平成29・30年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成29・30年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札（見積り）に参加する者

に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札（見積り）に参加しようとする方は、以下の要領により入札等参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

市内業者	平成29年4月3日（月）～平成30年9月28日（金）※土曜・日曜を除く。
準市内業者 市外業者	平成29年4月3日（月）～平成30年9月28日（金）※土曜・日曜を除く。

※準市内業者…奈良市内に支店又は営業所を有する業者

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所北棟5階
契約課（持参受付の方のみ）

(2) 申請方法

市内業者……別表第1の書類をクリアファイルに入れ、持参申請でのみ受け付けます。
準市内・市外業者……別表第1の書類をクリアファイルに入れ、郵送申請でのみ受け付けます。

※1 持参申請の方は、後日入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、申請書類と一緒に住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒をお持ちください。

※2 郵送申請は、受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。（それぞれに切手が必要です。）

4 郵送先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所会計契約部契約課 物品入札担当

5 登録有効期間

入札参加資格審査結果通知日～平成31年3月31日

6 その他留意事項

- (1) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (4) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (5) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (6) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市会計契約部契約課
電話番号0742-34-4743（ダイヤルイン）
奈良市企業局経営部企業総務課入札室
電話番号0742-34-5200（代表）

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
	例一警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7	使用印鑑届 (第7号様式)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
8	委任状 (第8号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
9	印鑑証明書(原本)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
10	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
11	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…当該年度と過去2年度分(法人は法人市民税) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税(その3又はその3の2) ■法人…法人税(その3又はその3の3) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 当該年度分と過去2年度分の市・県民税(法人においては法人市民税)及び固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分 市外業者 所得税(法人においては法人税)及び当該年度分と過去2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
12	納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…当該年度分と過去2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	当該年度分と過去2年度分の国民健康保険料(国保年金課で証明) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
13	調査票	○	○	
14	誓約書	○	○	
15	入札参加資格審査申請書受付票 (第9号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
(注)	<ul style="list-style-type: none"> ○印は、必ず提出するもの。 △印は、必要な方が提出するもの。 提出書類は、クリアファイル(A4)に入れて提出してください。 			

以下省略

(平成29年3月16日揭示済)

奈良市告示第156号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年3月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年3月16日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年3月16日揭示済)

奈良市告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年3月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年10月14日 奈良市指令整開 第16A-30号
平成29年2月23日 奈良市指令整開

第16A-30-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年3月17日 第1567号
公共施設 平成29年3月17日 第753号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市鶴舞西町3283番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市東香里園町11番27号
株式会社エヌ・ケイ興産 代表取締役 中尾 清行

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市鶴舞西町3283番1の一部

(2) 下水道

奈良市鶴舞西町3283番1の一部

(平成29年3月17日揭示済)

奈良市告示第158号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第8項の規定により公告し、関係図

書を一般の縦覧に供します。

平成29年3月17日

奈良市長 仲川元庸

1 一団地の区域の地名地番

奈良市鶴舞東町657番4の一部

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日

平成29年3月17日

(2) 認定番号

奈良市指令整建第62号

3 関係図書の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 都市整備部 建築指導課

(平成29年3月17日揭示済)

奈良市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月17日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西大寺新田町3番47号	奈良市西大寺新田町8番35号
代表者の氏名及び住所	山元 眞明 奈良市西大寺新田町3番47号	藤村 佳嗣 奈良市西大寺新田町8番35号

変更年月日 平成26年4月20日

2 回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西大寺新田町8番35号	奈良市西大寺新田町7番8号
代表者の氏名及び住所	藤村 佳嗣 奈良市西大寺新田町8番35号	梶 侃 奈良市西大寺新田町7番8号

変更年月日 平成28年4月17日

(平成29年3月17日揭示済)

奈良市告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供します。

平成29年3月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画道路の名称
3・4・128号 大安寺柏木線
- 2 縦覧場所
奈良市都市整備部都市計画課

(平成29年3月17日揭示済)

奈良市告示第161号

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成29年3月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱(平成21年奈良市告示第136号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号ア中「2,060円」を「3,600円」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月21日揭示済)

奈良市告示第162号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成29年3月22日揭示済)

奈良市告示第163号

次に掲げる事件を付議するため、平成29年3月27日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成29年3月23日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 平成29年度奈良市一般会計予算

(平成29年3月23日揭示済)

奈良市告示第164号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年3月19日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年3月23日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市特産品等直売施設(月ヶ瀬温泉ふれあい市場)の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
奈良市特産品等直売施設
(月ヶ瀬温泉ふれあい市場)
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
月ヶ瀬温泉ふれあい市場管理組合
組合長 松本 欣也
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の事業の実施に関すること。
① 地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売に関すること。
② 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
③ その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業
(2) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関すること。
(3) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。

(平成29年3月22日揭示済)

奈良市告示第166号

奈良市特産品等直売施設(月ヶ瀬温泉ふれあい市場)の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬桃香野4267番地の5
奈良市農林水産物直売・食材供給施設
(湖畔の里つきがせ)
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬桃香野4267番地の5
湖畔の里つきがせ組合
組合長 奥西 喜代照
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 湖畔の里つきがせの事業の実施に関する事。
 - ① 地域の農林水産物、加工品、工芸品等の販売及び地域の食材を利用した郷土料理等の提供に関する事。
 - ② 道路利用者への休息の場の提供並びに観光情報及び地域情報の発信に関する事。
 - ③ その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業
 - (2) 湖畔の里つきがせの利用制限に関する事。
 - (3) 湖畔の里つきがせの維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成29年3月23日揭示済)

奈良市告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年3月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業 8・6・7号 平城宮跡歴史公園
- 2 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部公園緑地課

(平成29年3月23日揭示済)

奈良市告示第168号

平成29年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成29年3月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 平成28年度奈良市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成28年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 平成28年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

- 4 平成28年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成28年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 6 平成28年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 市	税	51,857,870	△ 750,000	51,107,870
	1. 市 民 税	25,946,813	△ 458,303	25,488,510
	2. 固 定 資 産 税	19,303,301	△ 256,876	19,046,425
	8. 郡 市 計 画 税	3,246,577	△ 34,821	3,211,756
3. 利子割交付金		150,000	△ 50,000	100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	1. 利子割交付金	150,000	△ 50,000	100,000
	株式等譲渡所得割交付金	850,000	△ 250,000	600,000
	1. 所得割交付金	850,000	△ 250,000	600,000
11. 地方交付税		14,200,000	69,254	14,269,254
	1. 地 方 交 付 税	14,200,000	69,254	14,269,254
15. 国庫支出金		24,238,784	△ 494,274	23,744,510
	1. 国 庫 負 担 金	19,284,486	74,100	19,358,586
	2. 国 庫 補 助 金	3,256,367	73,022	3,329,389
	4. 国 庫 交 付 金	1,575,869	△ 641,396	934,473
16. 県支出金		7,416,365	△ 20,585	7,395,780
	1. 県 負 担 金	5,556,090	47,000	5,603,090
	2. 県 補 助 金	1,573,204	△ 28,412	1,544,792
	3. 県 委 託 金	211,026	△ 39,173	171,853
19. 繰入金		1,261,720	300,000	1,561,720
	1. 基 金 繰 入 金	1,261,720	300,000	1,561,720
20. 繰越金		912,527	192,171	1,104,698
	1. 繰 越 金	912,527	192,171	1,104,698
21. 諸収入		3,377,994	△ 181,000	3,196,994
	3. 貸付金元利収入	1,329,414	△ 181,000	1,148,414
22. 市債		13,013,500	261,600	13,275,100
	1. 市 債	13,013,500	261,600	13,275,100
歳入	合 計	129,965,742	△ 922,834	129,042,908

平成28年度奈良市一般会計
補正予算(第4号)

平成28年度奈良市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ922,834千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,042,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。
(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。
(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11. 教育費		11,175,910	248,924	11,419,834
	2. 小学校費	1,983,232	101,347	2,084,579
	3. 中学校費	700,674	46,000	746,674
13. 公債費	6. 社会教育費	1,349,182	96,577	1,445,759
	1. 公債費	17,852,803	△ 200,000	17,652,803
歳出合計		129,965,742	△ 922,834	129,042,908

第2表 継続費補正

1. 変更分

款	項	事業名	補正前		補正後	
			年度	年割額 千円	年度	年割額 千円
衛生費	清掃費	南部土地改良 清美事業 第2工区 (東谷地区) 整備事業	平成27年度	614,139	平成27年度	614,139
			平成28年度		平成28年度	791,791
			平成28年度	852,628	平成29年度	12,070
			平成28年度		平成29年度	
合計				1,418,000		1,418,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
2. 総務費	費	1. 総務管理費	14,000
		地域防犯活動推進経費	14,000
		庁舎等施設整備事業	116,930
		定住促進経費	24,000
2. 企画費	費	交通環境整備経費	2,500
		戸籍住民基本台帳費	27,619
		個人番号カード交付経費	27,619

歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2. 総務費	費	1. 総務管理費	15,037,720	△ 85,570	14,952,150
		2. 企画費	11,038,298	△ 20,670	11,017,628
		5. 選挙費	1,883,855	△ 39,900	1,843,955
3. 民生費	費	186,425	△ 25,000	161,425	
		568,131,176	554,628	57,367,804	
4. 衛生費	費	25,526,769	223,828	25,750,597	
		17,701,045	330,800	18,031,845	
6. 農林水産業費	費	11,295,682	△ 73,081	11,222,601	
		1,931,966	5,000	1,936,966	
		1,876,876	14,800	1,891,676	
7. 商工費	費	6,790,943	△ 92,881	6,698,062	
		536,621	△ 33,735	502,886	
8. 観光費	費	536,621	△ 33,735	502,886	
		1,581,487	△ 181,000	1,400,487	
9. 土木費	費	1,581,487	△ 181,000	1,400,487	
		1,014,490	△ 10,000	1,004,490	
9. 土木費	費	1,014,490	△ 10,000	1,004,490	
		9,827,555	△ 1,138,000	8,689,555	
		2810,084	△ 168,300	2,641,784	
		290,064	△ 10,000	280,064	
4. 都市計画費	費	4,093,987	△ 959,700	3,134,287	

第4表 債務負担行為補正

1. 変更分

事	項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
明治小学校舎改築事業	校舎改築事業	平成28年度から平成29年度まで	271,000	平成28年度から平成29年度まで	434,653

第5表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	247,300	普通貸借 又債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後において、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者との協定による。ただし、市政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に転換できる。
計	247,300			

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	188,500	264,600
福祉施設整備事業	244,700	706,800
清掃施設整備事業	822,100	781,600
道路	1,456,600	1,349,400
河川	154,000	146,500
都市計画	910,400	591,800
義務教育施設整備事業	951,100	1,001,000
幼稚園施設整備事業	299,500	199,500
計	13,013,500	13,027,800

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉施設整備事業	児童福祉施設整備事業	918,214
		認定こども園施設整備事業	390,214
			528,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	189,600
		清掃施設整備事業	81,800
			107,800
6. 農林水産業費			42,969
8. 観光費	1. 農林費	土地基盤整備事業	42,969
			28,000
9. 土木費	1. 観光費	観光施設整備事業	28,000
			1,024,200
			2,000
10. 消防費	2. 道路橋梁費	道路管理経費	460,000
		道路橋梁新設改良事業	6,000
		河川維持補修費	10,000
11. 教育費	3. 河川費	河川堤防改修事業	15,000
		河川堤防改修事業	9,700
		河川堤防改修事業	301,200
12. 災害復旧費	4. 都市計画費	都市景観形成地区整備事業	220,300
		都市景観形成地区整備事業	19,700
		歴史的風致建造物保存整備事業経費	19,700
12. 災害復旧費	5. 街路費	街路事業	490,777
		公園事業	321,000
		公園事業	70,000
12. 災害復旧費	6. 社会教育費	消防施設整備事業	96,577
		消防施設整備事業	3,200
		消防施設整備事業	5,728
合計			2,904,237

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3. 国庫支出金		8,950,048	33,361	8,983,409
	1. 国庫負担金	6,757,890	33,361	6,791,251
6. 県支出金		1,945,075	33,361	1,978,436
	1. 県負担金	263,351	33,361	296,712
7. 共同事業交付金		9,068,000	106,451	9,174,451
	1. 共同事業交付金	9,068,000	106,451	9,174,451
歳入	合計	43,822,080	173,173	43,995,253

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7. 共同事業拠出金		9,068,030	173,173	9,241,203
	1. 共同事業拠出金	9,068,030	173,173	9,241,203
歳出	合計	43,822,080	173,173	43,995,253

平成28年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

平成28年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ173,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,995,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 市債	債	千円 364,100	千円 △ 18,000	千円 346,100
	1. 市債	債	△ 18,000	346,100
歳入	合計	1,418,500	△ 18,000	1,400,500

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
西大寺駅南地区土地整理事業費		千円 372,000	千円 △ 18,000	千円 354,000
	1. 地区土地整理事業費		△ 18,000	354,000
歳出	合計	1,418,500	△ 18,000	1,400,500

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
西大寺駅南地区土地整理事業費			千円 117,000
	1. 地区土地整理事業費	西大寺地区画整理事業	117,000
JR奈良駅南地区土地整理事業費			107,000
	1. 地区土地整理事業費	JR奈良地区画整理事業	107,000
合計			224,000

平成28年度奈良市土地画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

平成28年度奈良市の土地画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,400,500千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度		額
	補 正 前	補 正 後	
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 196,800	千円 178,800	
計	364,100	346,100	

平成28年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算（第1号）

平成28年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1. 使用料及び手数料		100,275	△5,000	95,275
	1. 使用料	100,275	△5,000	95,275
2. 繰入金		186,914	5,000	191,914
	1. 一般会計繰入金	186,914	5,000	191,914
歳入	合計	287,500	-	287,500

平成28年度奈良市介護保険
特別会計補正予算(第4号)

平成28年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2. 国庫支出金		6,089,387	△180,000	5,909,387
	2. 国庫補助金	1,135,305	△180,000	955,305
6. 繰入金		4,217,943	180,000	4,397,943
	2. 基金繰入金	65,685	180,000	245,685
歳入	合計	28,225,953	-	28,225,953

平成28年度奈良市水道事業会計
補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成28年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(継続費)

第2条 平成28年度奈良市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額 千円	年割額 千円	総額 千円	年割額 千円
資本的支出	施設整備事業費	口径900 耗送水管 布設工事	366,661	232,568	366,661	232,568
				134,093		134,093
資本的支出	施設費	緑ヶ丘 浄水場 急速ろ過 池設備 改良工事	1,117,800	22,680		22,680
				252,720		252,720
				343,440	1,117,800	244,361
				498,960		598,039

(平成29年3月23日揭示済)

奈良市告示第169号

平成29年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成29年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成29年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 2 平成29年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 3 平成29年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算

- 4 平成29年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 5 平成29年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 6 平成29年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 7 平成29年度奈良市介護保険特別会計予算
- 8 平成29年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 9 平成29年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 10 平成29年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 11 平成29年度奈良市病院事業会計予算
- 12 平成29年度奈良市水道事業会計予算
- 13 平成29年度奈良市下水道事業会計予算

平成29年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成29年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年度奈良市国民健康保険
特別会計予算

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 諸 取 入		15,300 千円
	1. 雑 入	15,300
歳 入	合 計	15,300

平成29年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,500,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

歳出

款	項	金額
1. 住 宅 新 築 事 業 費		6,540 千円
	1. 総 務 管 理 費	6,540
2. 公 債 費		8,760
	1. 公 債 費	8,760
歳 出	合 計	15,300

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		7,848,620
	1. 国民健康保険料	7,848,620
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手数料	120
3. 国庫支出金		8,917,662
	1. 国庫負担金	6,492,412
	2. 国庫補助金	2,425,250
4. 療養給付費交付金		859,372
	1. 療養給付費交付金	859,372
5. 前期高齢者交付金		12,140,000
	1. 前期高齢者交付金	12,140,000
6. 県支出金		1,984,286
	1. 県負担金	332,343
	2. 県補助金	1,651,943
7. 共同事業交付金		9,928,000
	1. 共同事業交付金	9,928,000
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
9. 繰入金		2,749,638
	1. 一般会計繰入金	2,749,638
10. 諸収入		72,301
	1. 延滞金及び過料	101

款	項	金額
	2. 雑入	67,400
	3. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳入合計		44,500,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		370,699
	1. 総務管理費	294,392
	2. 賦課徴収費	75,601
	3. 運営協議会費	706
2. 保険給付費		27,332,769
	1. 給付諸費	27,332,769
3. 老人保健拠出金		1,300
	1. 老人保健拠出金	1,300
4. 後期高齢者支援金等		4,710,400
	1. 後期高齢者支援金等	4,710,400
5. 前期高齢者納付金等		17,400
	1. 前期高齢者納付金等	17,400
6. 介護納付金		1,760,000
	1. 介護納付金	1,760,000
7. 共同事業拠出金		9,928,030
	1. 共同事業拠出金	9,928,030

平成29年度奈良市土地区画
整理事業特別会計予算

平成29年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,236,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

款	項	金額
8. 保健事業費		318,101
	1. 特定健康診査等事業費	274,938
	2. 保健事業費	43,163
9. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
10. 公債費		15,000
	1. 公債費	15,000
11. 諸支出金		45,800
	1. 還付及び還付加算金	41,000
	2. 療養費等指定公費立替金	4,800
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		44,500,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
国民健康保険証印刷等経費	平成29年度から 平成30年度まで	6,000
国民健康保険料通知書印刷等経費	平成29年度から 平成30年度まで	5,000
特定健康診査受診券印刷等経費	平成29年度から 平成30年度まで	1,600

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	895,600	借入は 普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利 率見直し方式 により当該利 率の見直しを 行った後にお いては、見直 し後の利率と する。)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀 行その他の場合には、 その債権者との協定に よる。ただし、市財政 の都合により据置期間 を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換 えすることができらる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	383,900	〃	〃	〃
計	1,279,500			

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1. 国庫支出金		1,142,315
	1. 国庫交付金	1,142,315
2. 繰入金		813,326
	1. 一般会計繰入金	813,326
3. 諸収入		859
	1. 雑入	859
4. 市債		1,279,500
	1. 市債	1,279,500
歳入合計		3,236,000

歳出

款	項	金額 千円
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		1,926,550
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	1,926,550
2. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費		635,850
	1. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費	635,850
3. 公債費		673,600
	1. 公債費	673,600
歳出合計		3,236,000

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 繰入金		千円 189,400
	1. 一般会計繰入金	189,400
歳入	合計	189,400

歳出

款	項	金額
1. 公債費		千円 189,400
	1. 公債費	189,400
歳出	合計	189,400

平成29年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成29年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

平成29年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成29年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,100千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		198,100 <small>千円</small>
	1. 一般会計繰入金	198,100
歳入	合計	198,100

歳出

款	項	金額
1. 公債費		198,100 <small>千円</small>
	1. 公債費	198,100
歳出	合計	198,100

第1表 歳入歳出予算

平成29年度奈良市駐車場事業
特別会計予算

平成29年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳 入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		100,275
	1. 使用料	100,275
2. 繰入金		99,214
	1. 一般会計繰入金	99,214
3. 諸収入		311
	1. 雑収入	311
歳入合計		199,800

歳 出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		119,700
	1. 駐車場費	119,700
2. 公債費		80,100
	1. 公債費	80,100
歳出合計		199,800

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 保険料		6,426,518
	1. 介護保険料	6,426,518
2. 国庫支出金		6,392,718
	1. 国庫負担金	4,934,699
	2. 国庫補助金	1,458,019
3. 支払基金交付金		7,933,385
	1. 支払基金交付金	7,933,385
4. 県支出金		4,066,624
	1. 県負担金	3,828,276
	2. 県補助金	238,348
5. 財産収入		8,277
	1. 財産運用収入	8,277
6. 繰入金		4,546,868
	1. 一般会計繰入金	4,344,109
	2. 基金繰入金	202,759
7. 諸収入		5,610
	1. 雑収入	5,610
歳入合計		29,380,000

平成29年度奈良市介護保険
特別会計予算

平成29年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,380,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成29年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

平成29年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1. 総務費		681,383
	1. 総務管理費	314,006
	2. 賦課徴収費	23,956
	3. 介護認定審査会費	343,421
2. 保険給付費		26,963,000
	1. 介護サービス等諸費	26,963,000
3. 地域支援事業費		1,714,340
	介護予防・日常生活支援総合事業費	1,370,534
	包括的支援事業費	343,806
4. 基金積立金		8,277
	1. 基金積立金	8,277
5. 諸支出金		13,000
	1. 償還金及び還付加算金	13,000
歳出合計		29,380,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
若草地域包括支援センターほか10事業所による特定高齢者把握業務委託	平成29年度から平成34年度まで	264,130
若草地域包括支援センターほか10事業所による包括的支援業務委託	平成29年度から平成34年度まで	1,097,070

第1表 歳入歳出予算

平成29年度奈良市針テラス
事業特別会計予算

平成29年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1. 繰入金	金	千円 652
	1. 一般会計繰入金	652
2. 繰越金	金	5,114
	1. 繰越金	5,114
3. 諸収入		25,234
	1. 貸付金元利収入	25,034
	2. 雑収入	200
歳入合計		31,000

歳出

款	項	金額
母子父子家庭福祉資金貸付事業費		千円 31,000
	1. 総務管理費	981
	2. 貸付金	30,019
歳出合計		31,000

平成29年度奈良市後期高齢者医療
特別会計予算

平成29年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,681,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		千円 90,000
	1. 使用料	90,000
歳入	合計	90,000

歳出

款	項	金額
1. 針テラス事業費		千円 1,430
	1. 針テラス事業費	1,430
2. 公債費		88,570
	1. 公債費	88,570
歳出	合計	90,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期 間	限 度	額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費		平成29年度から 平成30年度まで		千円 3,000
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費		平成29年度から 平成30年度まで		1,200

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		千円 4,556,242
	1. 後期高齢者医療保険料	4,556,242
2. 繰 入 金		932,056
	1. 一般会計繰入金	932,056
3. 繰 越 金		25,000
	1. 繰 越 金	25,000
4. 諸 収 入		167,702
	1. 延滞金・加算金及び過料	300
	2. 償還金及び還付加算金	8,994
	3. 雑 入	158,408
歳 入 合 計		5,681,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		千円 58,245
	1. 総 務 管 理 費	44,629
	2. 徴 収 費	13,616
2. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		5,464,347
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	5,464,347
3. 保 健 事 業 費		158,408
	1. 健康保持増進事業費	158,408
歳 出 合 計		5,681,000

平成29年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病床数	一般病床	349床
	感染症病床	1床
2. 年間患者数		
(1) 入院	109,500人	
(2) 外来	227,850人	
3. 1日平均患者数		
(1) 入院	300人	
(2) 外来	775人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		726,402千円
第1項 医療収益		48,031千円
第2項 医療外収益		536,968千円
第3項 看護師養成事業収益		141,403千円
支 出		
第1款 病院事業費用		914,000千円
第1項 医療費用		754,592千円
第2項 医療外費用		16,508千円
第3項 看護師養成事業費用		141,400千円
第4項 予備費		1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		41,900千円
第1項 補助金		1,733千円
第2項 負担金		40,167千円
支 出		
第1款 資本的支出		41,900千円
第1項 建設改良費		1,733千円
第2項 企業償還金		40,167千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 医療費用
- 第2項 医療外費用
- 第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 60,175千円
- (他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、48,535千円である。

平成29年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1. 給水戸数 | 172,979戸 |
| 2. 年間総給水量 | 43,038,870m ³ |
| 3. 1日平均給水量 | 117,915m ³ |
| 4. 主要な建設改良事業 | 2,006,791千円 |
| (1) 配水施設整備費 | 238,205千円 |
| (2) 配水施設費 | 32,530千円 |
| (3) 施設費 | 945,359千円 |
| (4) 配水施設改良費 | 686,962千円 |
| (5) 受託配水管改良費 | 59,962千円 |
| (6) 東部地域建設改良費 | 28,566千円 |
| (7) 都祁地域建設改良費 | 3,100千円 |
| (8) 月ヶ瀬地域建設改良費 | 12,107千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 水道事業収益 | 9,179,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 7,594,922千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,584,011千円 |
| 第3項 特別利益 | 67千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 水道事業費用 | 8,841,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 8,204,491千円 |

- | | |
|-----------|-----------|
| 第2項 営業外費用 | 621,434千円 |
| 第3項 特別損失 | 5,075千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000千円 |
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,173,000千円は、過年度分損益勘定留保資金576,586千円、当年度分損益勘定留保資金1,536,828千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,586千円で補填するものとする。)

- | | |
|-------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 1,960,000千円 |
| 第1項 企業債 | 1,122,200千円 |
| 第2項 負担金 | 580,175千円 |
| 第3項 分担金 | 257,625千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 4,133,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,271,593千円 |
| 第2項 固定資産取得費 | 40,292千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 1,075,431千円 |
| 第4項 長期制賦金 | 735,684千円 |
| 第5項 予備費 | 10,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
緑ヶ丘浄水場における最適な処理方法の検討業務委託	平成29年度から平成30年度まで	千円 16,157

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

平成29年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 水洗化人口 315,309人
- 2. 年間有収水量 36,342,753㎡
- 3. 1日平均有収水量 99,569㎡
- 4. 主要な建設改良事業
 - (1) 管渠建設費 275,339千円
 - (2) 管渠改良費 269,581千円
 - (3) ポンプ場建設改良費 31,000千円
 - (4) 処理場建設改良費 19,008千円
 - (5) 流域下水道整備事業費 259,001千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------|-------------|
| 収 | 入 |
| 第1款 下水道事業収益 | 7,283,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 4,609,667千円 |
| 第2項 営業外収益 | 2,673,301千円 |
| 第3項 特別利益 | 32千円 |
| 支 | 出 |
| 第1款 下水道事業費用 | 8,040,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 7,213,757千円 |
| 第2項 営業外費用 | 816,706千円 |
| 第3項 特別損失 | 4,537千円 |
| 第4項 予備費 | 5,000千円 |

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 1,122,200	記書借入	5.0%以内 (利率見直し方 式により当該利 率の見直しを行 った後において は、見直し後の 利率とする。)	借入先の融資条件 による。融資条件 に業財政の都合を短 縮し、借入期間を短 くし、償還額は低利 で借り換えること ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
 - (2) 資本的支出における各項間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 1,643,024千円
- (他会計からの補助金)
- 第10条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。
- (1) 比奈知ダム建設事業制賦負担金元利償還補助金 243,333千円
 - (2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 117,664千円
 - (3) 児童手当補助金 16,094千円
 - (4) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 126,587千円
 - (5) 都祁地域に係る高料金対策補助金 90,156千円
 - (6) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 13,263千円
 - (7) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業助成金 37,489千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、315,000千円と定める。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額897,000千円は、過年度分損益勘定留保資金405,704千円、当年度分損益勘定留保資金491,296千円で補填するものとする。）。

収入		支出	
第1款 資本的収入	3,535,000千円	第1款 資本的支出	4,432,000千円
第1項 企業債	1,909,200千円	第1項 建設改良費	920,272千円
第2項 他会計補助金	1,424,614千円	第2項 固定資産取得費	2,859千円
第3項 国庫補助金及び交付金	143,543千円	第3項 企業債償還金	3,508,869千円
第4項 県補助金	26,912千円	(債務負担行為)	
第5項 負担金等	30,731千円	第5条 債務負担行為をすることができ る事項、期間及び限度額は、次の とおりと定める。	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	1,909,200	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又はは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各期間の流用
 - (2) 資本的支出における各期間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 債務負担行為をすることができ
る事項、期間及び限度額は、次の
とおりと定める。

事項	項目	期間	限度額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給(公共下水道分)		平成29年度から平成33年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利0.95%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償(公共下水道分)		平成29年度から平成33年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給(農業集落排水処理施設分)		平成29年度から平成33年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利0.95%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償(農業集落排水処理施設分)		平成29年度から平成33年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

- (1) 職員給与費 220,977千円
- (他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、1,883,500千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(平成29年3月23日揭示済)

奈良市告示第170号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱（平成6年奈良市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び重度の身体障害者」及び「及び身体障害者」を削る。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 配食サービスを利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する在宅の65歳以上の者（65歳未満の者であって、市長が特に必要と認めるものを含む。）

で、単身世帯又は高齢者のみの世帯（同居者が虚弱等の理由により食事の調理をすることができないものに限る。）若しくはこれに準ずる世帯に属すること。

(2) 老衰、心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難なこと。

(3) ケアプラン又は介護予防プラン（以下「ケアプラン等」という。）において、配食サービスの利用が必要であるとされていること。

第4条第2項中「高齢対象者」を「対象者」に改め、同条第3項を削る。

第5条第4項中「高齢対象者」を「対象者」に改める。

第6条第1項中「のうち、高齢対象者（以下「高齢利用者」という。）」を削る。

第7条第1項「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「前条に定める高齢利用者」を「利用者」に改め、同項第3号中「第11条」を「第10条第2項」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中「高齢者のみ又は障がい者のみ」を「高齢者のみ」に、

障害	身体障害者 手帳	県第 号（ 年 月 日交付） 種 級	を
	障 害 名		
傷 病 の 状 況			

傷 病 の 状 況	に、
-----------	----

「※添付書類

（高齢者の場合）ケアプラン（介護保険サービス利用中の場合）又は介護予防プラン を
（障害者の場合）サービス等利用計画等 」

「※添付書類 ケアプラン（介護保険サービス利用中の場合）又は介護予防プラン 」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月24日揭示済)

奈良市告示第171号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表職員給与改善費補助金の項中「15,700円」を「16,700円」に改め、同表一時預かり事業補助金の項中

一般型 基本分	1 事業当たりの年額 付表3に定める額
加算分	1 施設当たり年額 1,000,000円 (ただし、一時預 かり事業の事業 期間が6箇月未 満の場合は 500,000円)
幼稚園型（在籍児童1人当 たり日額） 基本分	
(1) 年間延べ利用児童数 2,000人超の施設	400 円
(2) 年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設 (1,600,000円÷年間 延べ利用児童数) - 400 円 (10円未満切捨て)	
休日分	800円
長時間加算	100円

を

一般型 基本分	1 事業当たりの年額 付表3に定める額
加算分	1 施設当たり年額 1,000,000円 (ただし、一時預 かり事業の事業 期間が6箇月未 満の場合は 500,000円)
幼稚園型（児童1人当たり日 額） 在籍園児分 基本分	
(1) 年間延べ利用児童数 2,000人超の施設	400 円
(2) 年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設 (1,600,000円÷年間 延べ利用児童数) - 400 円 (10円未満切捨て)	
休日分	800円
長時間加算	100円
在籍園児以外の児童分 基本分	800円
長時間加算	100円

に改め、同表病児・病後児保育事業費補

助金の項中「平成27年度」を「平成28年度」に、「平成27年府子本第277号」を「平成28年7月20日府子本第474号」に改め、同表に次のように加える。

保育所等 における 業務効率 化推進事 業補助金	保育所等における 業務効率化推進事業 実施要綱（平成28年 2月3日雇児発0203 第3号厚生労働省雇 用均等・児童家庭局 長通知）に基づく保 育業務支援システム 導入を実施している こと。	保育業務支援シ ステム導入に必要 な経費	1箇所当たり1,000,000円 以内の額
--------------------------------------	--	----------------------------	--------------------------

別表の付表1民間保育所・認定こども園の項中「4,624,000」を「4,736,000」に改め、同表小規模保育事業所A型の項中「3,546,000」を「3,658,000」に改める。

附 則

この告示は、平成29年3月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

(平成29年3月24日揭示済)

奈良市告示第172号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成27年度」を「平成28年度」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

(第 子用)

年度 事業計画書

幼稚園

保育料等減免措置階層区分			減免額(円) a	補助対象経費	人員(人) b	補助金申請額(円) a × b
満 3 歳 児	I	1	生活保護世帯		円	
	II	2	市町村民税非課税世帯			
		3	市町村民税所得割非課税世帯			
	III	4	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	IV	5	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	6	上記区分以外の世帯				
計						
3 歳 児	I	1	生活保護世帯		円	
	II	2	市町村民税非課税世帯			
		3	市町村民税所得割非課税世帯			
	III	4	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	IV	5	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	6	上記区分以外の世帯				
計						
4 歳 児	I	1	生活保護世帯		円	
	II	2	市町村民税非課税世帯			
		3	市町村民税所得割非課税世帯			
	III	4	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	IV	5	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	6	上記区分以外の世帯				
計						
5 歳 児	I	1	生活保護世帯		円	
	II	2	市町村民税非課税世帯			
		3	市町村民税所得割非課税世帯			
	III	4	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	IV	5	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	6	上記区分以外の世帯				
計						
計	I	1	生活保護世帯		円	
	II	2	市町村民税非課税世帯			
		3	市町村民税所得割非課税世帯			
	III	4	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	IV	5	市町村民税所得割課税額 円以下の世帯			
	6	上記区分以外の世帯				
計						

第2号様式 (第3条関係)

年度 保育料等減免措置に関する調書

年 月 日 作成

①在園幼児の氏名 男・女 満3・3・4・5歳児クラス	②在園幼稚園名	③同一世帯から()人目の就園児
		入園年月日 年 月 日
④現住所		⑤ 年1月1日現在の住所

⑥幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)						
フリガナ 氏名	生年月日 (満年齢)	性別 [続柄]	職業又は 学校・学年等	市町村民税課税額等		
				均等割額	所得割額	住宅借入税額控除
上記「④現住所」に同居	年 月 日 (歳)	[幼児本人]				
	年 月 日 (歳)	[]				
	年 月 日 (歳)	[]				
	年 月 日 (歳)	[]				
	年 月 日 (歳)	[]				
	年 月 日 (歳)	[]				
	年 月 日 (歳)	[]				
別居	1 年 月 日 (歳)	[]				
	2 年 月 日 (歳)	[]				
	上記1・2の現住所	1 2				

(承諾条件) *世帯情報及び世帯員の 年度市民税の課税内容等を調査確認されることについて承諾します。
年 月 日 上記承諾条件を承諾した上で、幼稚園就園奨励費の申請をします。

⑦在園幼児の保護者氏名 印

年 月 日 上記の者は当幼稚園の在園児であることを証明いたします。

(宛先)
奈良市長

幼稚園名
園長名 印

備考：⑥「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者（祖父母等も含む）について記入すること。また、「別居」欄には、幼児と生計を共にする者（単身赴任の父母や幼児の19歳未満の兄弟姉妹等）で、別居している者を記入すること。

附 則

この告示は、平成29年3月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。
(平成29年3月24日揭示済)

奈良市告示第173号

奈良市ならやま屋内温水プールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目3番地の1
奈良市ならやま屋内温水プール
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町79番地の4
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- (平成29年3月27日揭示済)

奈良市告示第174号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成29年3月24日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
- (平成29年3月28日揭示済)

奈良市告示第175号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成29年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成29年3月28日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成28年9月2日、同月5日、同月8日、同月11日、同月13日、同月15日、同月20日及び同月27日
(平成29年3月28日揭示済)

奈良市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年1月13日 奈良市指令整開 第16A-38号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年3月28日 第1568号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市横井五丁目497番1、497番4、497番5及び497番6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋 一樹
(平成29年3月28日揭示済)

奈良市告示第177号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路（平成26年8月20日 第H2603号）を次のとおり変更の指定をしたので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年3月28日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大和郡山市車町3番地1
申請者氏名	株式会社 さやか 代表取締役 内海 武正
道路の位置	奈良市六条一丁目703番5及び711番14の各一部
変更した道路の幅員	最大6.20m 最小6.02m
変更した道路の延長	36.25m
指定年月日	平成29年3月28日
指定番号	第H2821号

(平成29年3月28日揭示済)

奈良市告示第178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年3月28日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市古市町大塚1328番地
申請者氏名	中西建設株式会社 代表取締役 中西 琢也
道路の位置	奈良市古市町1383番6の一部
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
道路の延長	19.17m
指定年月日	平成29年3月28日
指定番号	第H2712号

(平成29年3月28日揭示済)

奈良市告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・102号二条線及び3・4・112号油阪佐保山線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成29年3月28日

奈良市長 仲川 元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部街路課（平成29年3月31日まで）

奈良市建設部道路建設課（平成29年4月1日から）

(平成29年3月28日揭示済)

奈良市告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・3・4号大和中央道及び3・4・105号平城学園前線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成29年3月28日

奈良市長 仲川 元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部街路課（平成29年3月31日まで）

奈良市建設部道路建設課（平成29年4月1日から）

(平成29年3月28日揭示済)

奈良市告示第181号

平成29年奈良市議会3月臨時会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 平成29年度奈良市一般会計予算

歳入

平成29年度奈良市一般会計予算

平成29年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,561,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

款	項	金額
1. 市	税	52,666,175 <small>千円</small>
	1. 市民税	26,124,590
	2. 固定資産税	19,803,628
	3. 軽自動車税	581,336
	4. 市たばこ税	1,801,954
	5. 入湯税	7,226
	6. 事業所税	978,753
2. 地方譲与	7. 都市計画税	3,368,688
	税	820,000
3. 利子割交付金	1. 地方揮発油譲与税	250,000
	2. 自動車重量譲与税	570,000
4. 配当割交付金	1. 利子割交付金	130,000
		130,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	1. 配当割交付金	700,000
		700,000
6. 地方消費税交付金	1. 株式等譲渡所得割交付金	600,000
		600,000
7. ゴルフ場利用税交付金	1. 地方消費税交付金	5,900,000
		5,900,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
		300,000

款	項	金額
16. 県支出金	1. 県負担金	7,744,996
	2. 県補助金	5,922,121
	3. 県委託金	1,618,593
	4. 県交付金	69,665
17. 財産収入		134,617
		664,960
	1. 財産運用収入	125,920
	2. 財産売却収入	539,040
18. 寄附金		302,340
	1. 寄附金	302,340
19. 繰入金		909,724
		909,724
	1. 基金繰入金	3,348,434
		200,000
20. 諸収入	1. 延滞金・加算金及び過料	360
	2. 預金利息	1,217,111
	3. 貸付金元利収入	1,930,963
	4. 雑収入	12,204,300
21. 市債		12,204,300
	1. 市債	12,204,300
歳入合計		127,561,997

款	項	金額
8. 自動車取得税交付金		260,000
	1. 自動車取得税交付金	260,000
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,000
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,000
10. 地方特例交付金		230,000
	1. 地方特例交付金	230,000
11. 地方交付税		13,700,000
	1. 地方交付税	13,700,000
12. 交通安全対策特別交付金		55,000
	1. 交通安全対策特別交付金	55,000
13. 分担金及び負担金		1,305,141
	1. 分担金	3,842
14. 使用料及び手数料		1,301,299
	1. 使用料	2,337,850
15. 国庫支出金	2. 手数料	1,682,911
		654,939
		23,380,077
	1. 国庫負担金	19,777,902
	2,018,843	
	142,066	
	1,441,266	

歳出

款	項	金額	千円
1. 議会	費	710,754	
	1. 議会	710,754	
2. 総務	費	14,012,020	
	1. 総務管理	10,219,456	
	2. 企画	1,509,900	
	3. 徴税	1,316,201	
	4. 戸籍 基本台帳	528,448	
	5. 選挙	329,188	
	6. 統計調査	26,306	
	7. 監査委員	82,521	
3. 民生	費	57,097,002	
	1. 社会福祉	25,655,267	
	2. 児童福祉	18,112,359	
	3. 生活保護	13,118,509	
4. 衛生	費	210,867	
	4. 国民年金事務	210,867	
	費	10,174,038	
	1. 保健衛生	1,862,108	
	2. 保健所	1,884,175	
5. 労働	費	5,764,523	
	4. 上下水道	663,232	
	費	125,118	
	1. 労働諸	125,118	

款	項	金額	千円
6. 農林水産業	費	671,655	
	1. 農林	671,655	
7. 商工	費	1,485,777	
	1. 商工	1,485,777	
8. 観光	費	987,188	
	1. 観光	987,188	
9. 土木	費	9,826,178	
	1. 土木管理	120,529	
	2. 道路橋梁	2,739,732	
	3. 河川	608,454	
	4. 都市計画	3,945,846	
	5. 下水道	1,892,657	
	6. 住宅	518,960	
10. 消防	費	3,849,752	
	1. 消防	3,849,752	
11. 教育	費	10,896,090	
	1. 教育総務	2,516,313	
	2. 小学校	1,678,560	
	3. 中学校	668,769	
	4. 高等学校	1,008,182	
	5. 幼稚園	981,323	
	6. 社会教育	1,363,129	
7. 保健体育	2,679,814		

第2表 債務負担行為

1. 新規分

款	項	金額
12. 災害復旧費	農林水産業施設 1. 災害復旧費	45,819
	2. 土木施設災害復旧費	13,819
13. 公債費		32,000
	1. 公債費	17,575,121
14. 諸支出金		17,575,121
	1. 地元公共事業基金	55,485
	2. 財政調整基金	49,485
15. 予備費	3. 減債基金	5,000
		1,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		127,561,997

事	項	期	間	限	度	額
会計課事務労働者派遣業務委託		平成29年度から				7,567
		平成30年度まで				
税額通知書印刷等経費		平成29年度から				14,000
		平成30年度まで				
地域子育て支援拠点事業委託		平成29年度から				137,970
		平成34年度まで				
こども園給食食材調達経費		平成29年度から				1,500
		平成30年度まで				
保育園給食食材調達経費		平成29年度から				2,800
		平成30年度まで				
がん検診受診券印刷等経費		平成29年度から				3,500
		平成30年度まで				
指定管理者による奈良市総合福祉センターの管理に要する経費		平成29年度から				協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
		平成33年度まで				
指定管理者による奈良市ならやま屋内温水プールの管理に要する経費		平成29年度から				協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
		平成33年度まで				

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	14,800	普通債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行なった後において見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の協賛者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	46,000	"	"	"
スポーツ施設整備事業	133,300	"	"	"
福祉施設整備事業	697,700	"	"	"
環境改善事業	27,000	"	"	"
保健衛生施設整備事業	5,900	"	"	"
清掃施設整備事業	457,200	"	"	"
土地基盤整備事業	19,200	"	"	"
商工施設整備事業	2,000	"	"	"
観光施設整備事業	20,100	"	"	"
道路事業	1,393,100	"	"	"
河川事業	478,000	"	"	"
都市計画事業	978,300	"	"	"
公営住宅建設事業	112,100	"	"	"
消防施設整備事業	94,100	"	"	"
義務教育施設整備事業	683,100	"	"	"
幼稚園施設整備事業	2,000	"	"	"
社会教育施設整備事業	105,200	"	"	"
災害復旧事業	35,200	"	"	"
退職手当	600,000	"	"	"
臨時財政対策	6,300,000	"	"	"
計	12,204,300			

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市告示第182号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成29年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成29年3月29日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目3番地の1
奈良市総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠

- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条(第3号及び第4号を除く)、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市総合福祉センター(みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゅう治療所を除く。)の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成29年3月30日揭示済)

奈良市告示第184号

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園の設置を促進するとともに

に、安心して子どもを産み育てることができる保育環境の整備のほか、本市の幼児教育の振興に資することを目的として、予算の範囲内で私立幼稚園施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその要件は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により市内に設置された私立幼稚園の施設整備に係る事業のうち、別表に定めるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び算定基準は、別表に定めるところとする。

3 補助金の額の決定に当たって、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定に基づき、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額内訳表（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 補助事業に係る収支予算書
- (4) 前年度決算書
- (5) 基本設計書又は実施設計書
- (6) 補助事業に関する国庫交付金の交付決定通知書又は内示通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

別表（第2条関係）

補助事業	補助事業の要件	補助対象経費、補助率及び算定基準
認定こども園整備事業	認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日 文部科学省初等中等教育局長裁定）に基づき、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の幼稚園部分等の新設、修理、改造を実施すること。	認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日 文部科学大臣裁定）及び認定こども園施設整備交付金実施要領に定めるところ。
防犯対策整備事業	認定こども園施設整備交付金実施要領に基づき、幼稚園型認定こども園における防犯対策を強化するための整備を実施すること。	認定こども園施設整備交付金交付要綱及び認定こども園施設整備交付金実施要領に定めるところ。
保育所等施設整備事業	保育所等整備交付金交付要綱（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条156号に規定する保育所等整備交付金に関し厚生労働大臣が定めたものをいう。以下同じ。）に基づき、幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分に関する施設整備を実施すること。	保育所等整備交付金交付要綱に定めるところ。
保育所機能部分施設整備事業	保育所等整備交付金交付要綱に基づき、幼稚園型認定こども園において保育所機能部分に関する施設整備を行うこと。	保育所等整備交付金交付要綱に定めるところ。

（状況報告）

第4条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第12条の規定に基づき、工事に着手したときは工事着工報告書（別記第3号様式）により工事に着手した日から10日以内に、工事進捗状況については工事進捗状況報告書（別記第4号様式）により毎年12月末日現在の状況を翌年の1月15日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（実績報告）

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額内訳表（別記第5号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第6号様式）
- (3) 工事契約金額報告書（別記第7号様式）
- (4) 補助事業に係る収支決算（見込）書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（指示及び検査）

第6条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、又は帳簿、書類等の検査を行うことができる。

（関係書類の整理保管）

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

申請額内訳表

別記
第1号様式(第3条関係)

施設の種類 施設の名称

区分	設置者の 総事業費 A 円	寄附 その他 収入 B 円	金の 差引 額 C(=A-B) 円	対象経費の 実支 出額 D(≦A) 円	選定 額 E 円	交付基準額			額の 算定		補助 金 額 円	補助 所 要 金 額 円	負担 金 額 円	
						交付基準額 (本体工事費) F 円	交付基準額 (その他工事費) G 円	加算 額 H 円	算定 額 I(=F+G+H) 円	算定 額 J 円				
1	認定こども園整備													
2	防犯対策整備													
3	保育所等施設整備													
4	保育所機能部分施設整備													
合計(1+2+3+4)														

(備考)

1. 工事請負契約等を締結する単位で記載すること。
2. E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額(小数点以下切り捨て)を記載すること。
3. F欄、G欄及びH欄については、文部科学省及び厚生労働省が示す交付基準額表に基づき、対象となる区分の合計額を記載すること(大規模修繕の場合を除く。)
4. I欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記載すること(大規模修繕の場合を除く。)
5. J欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ない方の額を記載(千円未満切り捨て)すること。
6. K欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ない方の額(千円未満切り捨て)とJ欄の額との合計額を記載すること。
7. 防犯対策整備については、大規模修繕の記載方法に準じて記載すること。

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 事業の目的及び効果
- (5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計(人)

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費及び仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、防犯対策整備の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造(_____ 造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造(_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(_____ 年度:市・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取り壊し)年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造(_____ 造)

(2) 施設整備費内訳

ア 主体工事費 _____ 円

イ 工事事務費 _____ 円

ウ	実施設計費 (※)	_____	円
エ	小計 (本体工事費)	_____	円
オ	特殊附帯工事費	_____	円
カ	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費		
	(解体撤去工事費)	_____	円
	(仮施設整備工事費)	_____	円
キ	その他の工事費	_____	円
ク	合 計	_____	円

(※実施設計に要する費用のうち、設計監理費は工事事務費に含めること。)

(3) 財源内訳

ア	国 負担 (補助) 金	_____	円
イ	県 負担 (補助) 金	_____	円
ウ	市 負担 (補助) 金	_____	円
エ	設置者 負担金	_____	円
	(内訳) 一般財源	_____	円
	寄付金	_____	円
	()	_____	円
オ	合 計	_____	円

(4) 施工計画

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(5) その他参考事項

(添付書類)

- ア 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- イ 補助事業を実施する建物の付近見取図
- ウ 補助事業を実施する建物配置図

- エ 補助事業を実施する建物の各階平面図及び立面図
(平面図については、建築面積を明記するとともに、整備内容について
既存建物との関係が把握できるよう明示すること。)
- オ 工事費費目別内訳書
- カ 建物内外主要部分の写真
- キ その他必要な書類

工事着工報告書

(設置主体名)

第3号様式 (第4条関係)

施設の種別	施設の名称	本体工事費	設置団体	出来高													
				構造	経費	内	別	年	月	円	%	年	月	円	%		
建物の構造及び面積	構造 建築面積 延面積	構造 建築面積 延面積	経費	内	別	年	月	円	%	年	月	円	%	年	月	円	%
						金額	円	%									
						%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
						金額	円	%									
合計						年	月	円	%	年	月	円	%	年	月	円	%
						金額	円	%									
						%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
						金額	円	%									
						%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
合計						金額	円	%									
						%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

第4号様式 (第4条関係)

工事進捗状況報告書

施設の種類 _____ (設置主体名 _____)

施設名	設置主体	創設、増築等の別	市負担(補助)額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日までの 出来高見込 C %	繰越見込高 D(100-C) %	繰越見込額 E(A×D) 円	備考

第5号様式（第5条関係）

精算額内訳表

区分	設置者の寄附金		施設の名称	対象経費の 支（予定）額 （ $D \leq A$ ）円E	定額	交付基準額		額の算		補助 基金 額 円J	補助 基金 額 円K	補助 基金 額 円L	補助 基金 額 円M	補助 基金 額 円N(=M-K)円	引 差 金 額 不足額
	総事業費 円A	その他 収入 円B				差引 額 円C(=A-B)	交付基準額 （本体工事費） 円F	交付基準額 （その他工事費） 円G	加算 額 円H						
1	認定ごども園整備														
2	防犯対策整備														
3	保育所等施設整備														
4	保育所機能部分施設整備														
合計(1+2+3+4)															

(備考)

1. 工事請負契約等を締結する単位で記載すること。
2. E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額(小数点以下切り捨て)を記載すること。
3. F欄、G欄及びH欄については、文部科学省及び厚生労働省が示す交付基準額表に基づき、対象となる区分の合計額を記載すること(大規模修繕の場合を除く。)
4. I欄については、内記の金額の有無に関係なく必ず記載すること(大規模修繕の場合を除く。)
5. J欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ない方の額を記載(千円未満切り捨て)すること。
6. K欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額(千円未満切り捨て)とJ欄の額との合計額を記載すること。
7. N欄は、不足額の場合には△を記載すること。
8. 防犯対策整備については、大規模修繕の記載方法に準じて記載すること。

第6号様式（第5条関係）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用定員

現在定員（人）	増加定員（人）	合計（人）

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費及び仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分

（創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、防犯対策整備の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造（ _____ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（ _____ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（ _____ 年度：市・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取り壊し）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（ _____ 造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 _____ 円

イ 工事事務費 _____ 円

ウ 実施設計費（※）

エ	小計（本体工事費）	_____	円
オ	特殊附帯工事費	_____	円
カ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮設施設整備工事費）	_____	円
キ	その他の工事費	_____	円
ク	合計	_____	円

（※実施設計に要する費用のうち、設計監理費は工事事務費に含めること。）

（3）施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - （ア）着工年月日
 - （イ）完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - （ア）工事期間
 - （イ）仮設施設の使用期間

（4）その他参考事項

（添付書類）

- ア 工事に係る契約書の写し
 - 請負の場合は工事請負契約書の写し、直営の場合は支払領収書の写し
 - 賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- イ 実施設計に係る契約書の写し
- ウ 工事仕様書
- エ 支出済工事費費目別内訳書
- オ 工事事務費費目別内訳書
- カ 工事完了を確認するに足りる建築基準法に基づく検査済証の写し
- キ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ク 建物平面図（建築面積を明記したもの）及び立面図
- ケ 建物内外主要部分の写真
- コ 工事契約金額報告書（第7号様式）
- カ その他必要な書類

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

発注者 主たる事務所
の所在地
名 称
代表者の氏名

請負者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

工事契約金額報告書

発注者（委託者） と請負者（受託者）
は、 に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結
し施工するとともに、国庫交付金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

契約の種類	契約年月日	金額
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

(平成29年3月30日揭示済)

奈良市告示第185号

昭和62年奈良市告示第59号(教育委員会への事務委任)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月30日

奈良市長 仲川元庸

第2項中「私立学校に関すること」の次に「(私立幼稚園の助成に関するものを除く。)」を加える。

(平成29年3月30日揭示済)

奈良市告示第186号

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、自立促進を図るため、予算の範囲内で受講修了時給付金及び合格時給付金(以下「受講修了時給付金等」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付金の種類)

第2条 交付する給付金の種類は、次に定めるところによる。

- (1) 受講修了時給付金 交付対象者が対象講座の受講を修了した際に交付する給付金をいう。
- (2) 合格時給付金 受講修了時給付金の交付を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験(高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験をいう。以下同じ。)の全科目に合格した場合に交付する給付金をいう。

(対象者)

第3条 受講修了時給付金等の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に住所を有するひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)又はひとり親家庭の児童(ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童をいう。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則第8条に規定する認定試験合格者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規

程(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。)その他既に大学入学資格を取得している者は、対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
- (2) 受講修了時給付金等の交付を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) 過去に受講修了時給付金等の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(対象講座)

第4条 受講修了時給付金等の交付対象となる講座(以下「対象講座」という。)は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし、第8条第1項の規定により市長の指定を受けた講座とする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づく高等学校等就学支援金の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(交付額)

第5条 受講修了時給付金の額は、対象者が対象講座の受講のために支払った費用(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、補講等に要する費用を除く。以下「講座受講経費」という。)の20パーセントに相当する額とする。ただし、その20パーセントに相当する額が100,000円を超える場合の交付額は100,000円とし、20パーセントに相当する額が4,000円以下の場合には交付しないものとする。

2 合格時給付金の額は講座受講経費の40パーセントに相当する額とする。ただし、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の交付額の合計額は150,000円とする。

(事前相談の実施)

第6条 市長は、受講修了時給付金等の交付を受けようとするひとり親家庭の親又は児童に対して、事前相談を実施するものとする。

2 市長は、事前相談の際には、ひとり親家庭の親又は児童の高卒認定試験合格後の展望を聴取するとともに、就学経験及び職業経験等を的確に把握し、対象講座の受講の必要性について十分確認するものとする。

(受講講座の指定申請)

第7条 受講修了時給付金等の交付を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(別記第1号様式。以下「受講対象講座指定申請

書」という。)を市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を申請しなければならない。

2 受講対象講座指定申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、その事実を公簿等によって確認することができる場合は、省略することができるものとする。

- (1) ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (3) 受講を希望する講座を主催する事業者名、講座名、連絡先等が特定できるパンフレット等の資料の写し(指定申請の審査及び決定)

第8条 市長は、受講対象講座指定申請書を受理したときは、それを審査し、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、必要に応じて有識者、就労関係の専門家等の意見を聴取し、本人の意向を踏まえ、受講の緊急性及び必要性を考慮して判定を行うものとする。

3 市長は、第1項の決定を行った場合において、対象講座の指定を行うときはひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(別記第2号様式)により、対象講座の指定を行わないときはひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、必要に応じて申請者に対し、受講する講座の変更の助言を行うものとする。

5 対象講座の指定を受けた者は、当該講座の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、その旨を市長に届け出なければならない。
(受講修了時給付金の交付申請)

第9条 受講修了時給付金の交付を受けようとする者は、対象講座の受講修了日から起算して30日以内に、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、同項各号に掲げる書類は、添えることを要しない。

- (1) 第7条第2項第1号及び第2号に規定する書類
- (2) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づい

て、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(3) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(4) その他市長が必要と認める書類
(合格時給付金の交付申請)

第10条 合格時給付金の交付を受けようとする者は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、同項各号に掲げる書類は、添えることを要しない。

- (1) 第7条第2項第1号及び第2号に規定する書類
- (2) 文部科学省が発行する合格証書(高等学校卒業程度認定試験規則第9条第1項に規定するものをいう。)の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、受講修了時給付金等の交付に関して必要な事項は、その都度市長が定める。
附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所	(〒 -)		
(フリガナ)		電話	
申請者氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日 (歳)
受講者（申請者と異なる場合）			
(フリガナ)		電話	
受講者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)

次のとおり講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を申請します。また、私の世帯の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。

①受講施設の名称	
②受講講座の名称	
③受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8
④試験を免除できる科目	
⑤受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)
⑥所要費用 (予定)	入学料 円 受講料 円 合計額 円
⑦過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが (ある ・ ない)
⑧保護者署名（申請者が児童の場合）	(保護者氏名) Ⓜ
⑨児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) Ⓜ
備 考	

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、補講等に要する費用を除きます。)
- 2 受講修了時給付金の交付の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の20%相当額(4,000円を超え、10万円を限度)です。また、合格時給付金の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の40%相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に受講施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 5 受講対象講座の指定後、講座の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 6 受講修了時給付金の交付を受けるためには受講終了日から起算して30日以内に、合格時給付金の交付を受けるためには合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に、それぞれ補助事業等実績報告書に添付書類を添えて実績報告を行うことが必要です。
- 7 申請者がひとり親家庭の児童の場合、児童の保護者が申請内容に同意の上、「⑧保護者署名(申請者が児童の場合)」欄に署名することが必要です。
- 8 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、奈良市の児童扶養手当受給担当者が確認の上記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第2号様式 (第8条関係)

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

		指定番号	
①申請者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②受講者氏名 (申請者と異なる場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 () —	
④受講施設の名称			
⑤受講講座の名称			
⑥受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～		年 月 日
	(受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料	円	受講料
			円
	合計額		円

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、補講等に要する費用を除きます。)
- 2 受講修了時給付金の交付の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の20%相当額(4,000円を超え、10万円を限度)です。また、合格時給付金の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の40%相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に受講施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 5 受講対象講座の指定後、講座の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対

象となりませんので、その旨を報告してください。

- 6 受講修了時給付金の交付を受けるためには受講終了日から起算して30日以内に、合格時給付金の交付を受けるためには合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に、それぞれ補助事業等実績報告書に添付書類を添えて実績報告を行うことが必要です。

第3号様式（第8条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次の理由により対象講座として指定しないことと決定しましたので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			(歳)
②受講者氏名(申請者と異なる場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
			(歳)
③住所	(〒 -)		電話 () —
④受講施設の名称			
⑤受講講座の名称			
⑥理由			

(平成29年3月30日揭示済)

奈良市告示第187号

奈良市産後ケア事業(すまいるmamaサポート)実施要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市産後ケア事業(すまいるmamaサポート)実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対し心身のケア及び育児のサポートを行う奈良市産後ケア事業(すまいるmamaサポート)(以下「事業」という。)を実施することにより、育児不安の解消を図り、もって家庭での円滑な育児の自立を促し、安心して子育てができる支援体制の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業は、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)、診療所(同条第2項に規定するものをいう。)又は助産所(同法第2条第1項に規定するものをいう。)で、次に掲げる要件を満たすものに委託して実施する。

- (1) 事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。
- (2) 別表第1に掲げるサービスを提供するための専用の居室(事業の利用者1組当たりの床面積が6.3平方メートル以上であるものに限る。)を有すること。
- (3) 専用の入浴施設及び沐浴指導施設を有すること。
- (4) 保健師、助産師又は看護師が配置できること。この場合において、産後ショートステイを行うときは、24時間体制で1名以上の保健師、助産師又は看護師(専任であることを要しない。)を配置しなければならない。
- (5) 別表第1に掲げるサービスを提供できること。
- (6) 事業の利用者の身体又は精神の状態が悪化した場合等緊急時に対応ができること。
- (7) 市と適切な連絡体制が確保できること。
- (8) 市が開催する事業の実施に関する研修会等に参加すること。

(事業の内容等)

第3条 事業は、次条第1項又は第3項に規定する者に対し、別表第1に掲げるサービスを実施するものとする。

2 前項のサービスは、保健師、助産師又は看護師により行われるものとする。

3 事業の利用は、産後ショートステイにあっては7泊、産後デイケアにあっては7日を上限とする。

(対象者)

第4条 事業を利用できる者は、事業を利用する日において市内に住所を有する生後4箇月未満の乳児及びその母親で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 産後の回復が思わしくなく、母体管理が必要な体調不良の者

(2) 育児不安があり、育児に関する相談、指導等心理的支援が必要な者

(3) 親族等から支援が受けられず、家事、育児等日常生活を行うことが困難な者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、事業を利用できない。

(1) 感染症に罹患している者

(2) 入院又は加療を要する状態で、事業の利用に支障がある者

(3) その他事業の利用が適当でないと市長が認める者

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、事業を利用することができる。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に、利用を開始しようとする3日前までに電話等で申し込むとともに、奈良市すまいるmamaサポート利用申請書兼情報提供等同意書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する場合においては、次に掲げる書類を添付し、又は提示しなければならない。ただし、これらの書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

(1) 住所を証する書類

(2) 所得の状況を証する書類

(3) 生活保護証明書(生活保護受給者に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(承認)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、申請者の世帯の状況等を調査し、利用を承認したときは奈良市すまいるmamaサポート利用承認通知書(別記第2号様式)により、利用を承認しないときは奈良市すまいるmamaサポート利用不承認通知書(別記第3号様式)により速やかに申請者に通知する。

2 市長は、第2条の規定により委託した者(以下「事業者」という。)に、前項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)に関する必要な情報を提供する。

3 事業者は、事業を開始する前に利用者に連絡し、事業の利用に係る説明その他必要な調整等を行わなければならない。

(変更の届出等)

第7条 利用者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたとき又は事業の利用を中止しようとするときは、利用しようとする日の前日の午前10時までに、事業者に連絡するとともに、奈良市すまいるmamaサポート利用変更(中止)届(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、

第6条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者から事業の利用の中止の届出があったとき。
- (2) 利用者が第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) その他事業を利用させることが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により第6条第1項の承認を取り消したときは、奈良市すまいるmamaサポート利用承認取消通知書（別記第5号様式）により、利用者へ通知するものとする。

（利用料）

第9条 利用者は、別表第2に掲げる階層区分に応じ、利用するサービスごとに同表に定める額（当該利用に係る乳児が多胎児の場合にあつては、その額に2人目以降の1人ごとに同表に定める多胎加算を加えた額）を負担するものとし、事業の利用を終了したときに、事業者に対して支払うものとする。

2 利用者が第7条の規定による連絡をすることなく事業を利用しなかったときは、当該利用者は、当該利用料に相当する額を事業者へ支払わなければならない。ただし、天災その他利用者の責めに帰すことができない理由による場合は、この限りでない。

（報告）

第10条 事業者は、事業の利用が終了したときは、その都度市長に報告するものとする。

2 事業者は、事業の利用状況について、市長に月1回以上報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、事業の運営上重大な事項が生じたときは、速やかに文書により市長に報告しなければならない。

（記録等の整理）

第11条 事業者は、事業の実施状況を明らかにするための記録、台帳、帳簿その他の必要な書類を整備し、事業の利用が終了した日が属する年度の翌年度から5年間保存し、市長から求めがあったときは、これらを提示し、又は提出しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、必要に応じ、事業の実施状況について、事業者へ報告を求め、又は実地に調査することができる。

（秘密の保持等）

第13条 事業者及び事業の従事者（従事していた者を含む。）は、事業の業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 事業者は、事業の実施に当たり、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）に準じ、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

区分	利用時間	内容
産後ショートステイ	原則として、利用開始時刻から24時間以内（おおむね午前10時から翌日の午前10時まで）の利用を1泊とする。	1 子どもの発育及び発達の相談並びに指導 2 子どもの体重及び排泄 <small>せつ</small> の相談並びに指導 3 子どものスキンケア 4 母体管理及び生活面の相談並びに指導 5 乳房の手当及びトラブルケア 6 授乳方法に関する助言及び指導
産後デイケア	原則として、午前10時から午後7時までの利用を1日とする。	7 1日に最低1回の沐浴の実施及び沐浴の方法に関する助言及び指導 8 在宅での育児に関する相談及び指導 9 母親の心理面の相談及び指導 10 食事の提供（産後ショートステイにあつては3食、産後デイケアにあつては2食） 11 その他必要な相談及び指導

別表第2 (第9条関係)

階層区分	産後ショートステイ (1泊当たり)	産後デイケア (1日当たり)
A 一般世帯	2,000円 多胎加算 400円	1,000円 多胎加算 200円
B 1 市民税非課税世帯	1,400円	700円
B 2 生活保護世帯	多胎加算 100円	多胎加算 50円

- 注 1 この表において「一般世帯」とは、非課税世帯及び生活保護世帯を除いた世帯をいう。
 2 この表において「市民税非課税世帯」とは、利用者が属する世帯の事業を利用する年度（当該年度の課税状況が判明しない場合は、前年度）の市民税が非課税である世帯をいう。
 3 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯をいう。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市すまいるmamaサポート利用申請書兼情報提供等同意書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

私は、奈良市産後ケア事業(すまいるmamaサポート)実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり奈良市すまいるmamaサポートの利用を申請します。

申請者	(ふりがな) 氏名			生年月日	年 月 日(歳)			
	住所	奈良市						
	緊急連絡先	氏名	申請者との関係		電話番号			
		住所						
	(ふりがな) 乳児の氏名			生年月日	年 月 日			
出産医療機関			在胎週数	週	出生体重	g		
世帯構成	氏名(ふりがな)	続柄	生年月日	所属・勤務先等	氏名(ふりがな)	続柄	生年月日	所属・勤務先等
祖父 母の 状況	氏名(ふりがな)	続柄	同居の有無	年齢	住所	勤務先等		
		父方祖父	同居・別居					
		父方祖母	同居・別居					
		母方祖父	同居・別居					
	母方祖母	同居・別居						
世帯の区分	<input type="checkbox"/> A 一般世帯 <input type="checkbox"/> B1 市民税非課税世帯 ・ B2 生活保護世帯 ※							
()に0をつけてください								
希望するサービス・日時								
希望するサービス	希望する日			利用開始時刻	利用終了時刻			
産後ショートステイ	年 月 日 ~ 年 月 日			:	:			
	年 月 日 ~ 年 月 日			:	:			
	年 月 日 ~ 年 月 日			:	:			
産後デイケア	年 月 日			:	:			
	年 月 日			:	:			
	年 月 日			:	:			
	年 月 日			:	:			
	年 月 日			:	:			
	年 月 日			:	:			
①利用料に係る世帯区分を確認するために、市長が審査に必要な範囲で課税状況について調査・閲覧することに同意するとともに、同意した調査で確認できない場合は、必要書類を提出します。 ②事業の実施に当たり、奈良市と実施医療機関等が必要な個人情報(利用料に係る世帯区分を除く。)を共有することに同意します。						①②に同意します。 氏名		

㊞

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

奈良市すまいる mama サポート利用承認通知書

年 月 日に申請のありました、すまいる mama サポートの利用について、次のとおり承認しましたので、奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

利用者	住所	〒 ー 奈良市		
	氏名 <small>フリガナ</small>		電話番号	
	緊急連絡先	氏名	(利用者との関係)	電話番号
		住所		
	乳児の氏名		生年月日	
利用機関名				
利用サービス		利用日	利用開始時刻	利用終了時刻
産後ショートステイ	年 月 日～ 月 日		:	:
	年 月 日～ 月 日		:	:
産後デイケア	年 月 日		:	:
	年 月 日		:	:
	年 月 日		:	:
連絡事項等				
利用料	利用者階層区分	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2		
	<input type="checkbox"/> 産後ショートステイ	区分 A : @ 2,000円 ×	泊 =	円
		多胎加算 : @ 400円 × 人 ×	泊 =	円
	<input type="checkbox"/> 産後デイケア	区分B1・B2 : @ 1,400円 ×	泊 =	円
		多胎加算 : @ 100円 × 人 ×	泊 =	円
区分 A : @ 1,000円 ×		日 =	円	
<input type="checkbox"/> 産後デイケア	多胎加算 : @ 200円 × 人 ×	日 =	円	
	区分B1・B2 : @ 700円 ×	日 =	円	
	多胎加算 : @ 50円 × 人 ×	日 =	円	
合計金額		円		

※利用料は、利用終了時に利用施設へ直接お支払い願います。

利用者番号：

本通知に関する問合せ先

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

奈良市すまいる mama サポート利用不承認通知書

年 月 日に申請のありました奈良市すまいる mama サポートの利用について、次の理由により不承認としましたので、奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

不承認理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所
氏名
電話

奈良市すまいる mama サポート利用変更（中止）届

年 月 日付けで通知がありました奈良市産後ケア事業の利用について、
次のとおり変更（中止）したいので、奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施
要綱第7条の規定により届け出ます。

届出内容			
利用者番号			
<input type="checkbox"/> 中止	利用を中止する日： 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 変更 (利用日等)	区分	変更前	変更後
	<input type="checkbox"/> 産後ショート ステイ	年 月 日～年 月 日 ： ～ ；	年 月 日～年 月 日 ： ～ ；
		年 月 日～年 月 日 ： ～ ；	年 月 日～年 月 日 ： ～ ；
	<input type="checkbox"/> 産後ダイケア	年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
変更（中止） 理由			
備考			

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

奈良市すまいる mama サポート利用承認取消通知書

年 月 日 第 号にて承認しました奈良市すまいる mama サポート
の利用について、次の理由により利用承認を取り消すことにしましたので、奈良市産後ケ
ア事業（すまいる mama サポート）実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

承認取消理由

(平成29年3月30日揭示済)

奈良市告示第188号

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱（昭和63年奈良市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第5条中「75,000円」を「37,500円」に、「60,000円」

を「30,000円」に改める。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月30日揭示済)

奈良市告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第 362 号線	登大路町 60番1地先 から	登大路町 63番地先 まで	L= 136.3 W= 3.4~4.6
2	北部第 538 号線	奈良阪町 1821番地先 から	奈良阪町 1779番地先 まで	L= 376.1 W= 0.6~3.6
3	北部第 571 号線	法蓮町 1559番3地先 から	法蓮町 1564番地先 まで	L= 384.2 W= 0.9~7.5
4	北部第 572 号線	半田開町 63番地先 から	半田開町 67番地先 まで	L= 281.1 W= 0.9
5	北部第 573 号線	半田開町 18番1地先 から	半田開町 59番地先 まで	L= 254.5 W= 0.9
6	中部第 1608 号線	六条西二丁目 1537番504地先 から	六条西二丁目 1537番508地先 まで	L= 65.3 W= 6.0~8.0
7	中部第 1609 号線	六条西二丁目 1537番496地先 から	六条西二丁目 1537番493地先 まで	L= 66.0 W= 6.0~8.0
8	西部第 1368 号線	藤ノ木台三丁目 453番5地先 から	中町 453番7地先 まで	L= 98.0 W= 6.0~8.0

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	北部第 571 号線	法蓮佐保山三丁目 1580番3地先 から	法蓮佐保山三丁目 1564番1地先 まで	L= 272.7 W= 0.9~7.5
2	北部第 792 号線	神殿町 282番9地先 から	神殿町 282番16地先 まで	L= 64.5 W= 6.0
3	北部第 793 号線	神殿町 282番47地先 から	神殿町 282番16地先 まで	L= 110.5 W= 6.0
4	北部第 794 号線	神殿町 282番28地先 から	神殿町 282番29地先 まで	L= 38.0 W= 6.0~8.0
5	北部第 795 号線	法華寺町 349番2地先 から	法華寺町 350番6地先 まで	L= 50.5 W= 6.0~9.0
6	北部第 796 号線	大森町 135番4地先 から	大森西町 192番6地先 まで	L= 454.0 W= 16.0
7	北部第 797 号線	西木辻町 42番16地先 から	大森町 140番10地先 まで	L= 479.0 W= 10.3~16.0
8	北部第 798 号線	大森町 140番1地先 から	大森町 140番3地先 まで	L= 38.5 W= 6.0
9	北部第 799 号線	大森町 141番1地先 から	大森町 146番3地先 まで	L= 38.0 W= 6.0
10	北部第 800 号線	大森町 150番1地先 から	大森町 103番1地先 まで	L= 177.1 W= 6.0
11	北部第 801 号線	大森町 150番1地先 から	大森町 103番1地先 まで	L= 150.0 W= 6.0
12	北部第 802 号線	大森町 100番地先 から	大森町 95番地先 まで	L= 35.0 W= 6.0
13	北部第 803 号線	大森町 95番地先 から	大森町 90番3地先 まで	L= 35.0 W= 6.0
14	北部第 804 号線	大森町 90番3地先 から	大森町 78番1地先 まで	L= 159.3 W= 6.0
15	北部第 805 号線	大森西町 174番6地先 から	大森西町 173番3地先 まで	L= 174.5 W= 6.0
16	北部第 806 号線	法蓮佐保山三丁目 1581番2地先 から	般若寺町 18番1地先 まで	L= 946.0 W= 12.0
17	中部第 1608 号線	六条西二丁目 1537番524地先 から	六条西二丁目 1537番521地先 まで	L= 103.5 W= 6.0~8.0
18	中部第 1609 号線	六条西二丁目 1537番530地先 から	六条西二丁目 1537番16地先 まで	L= 101.8 W= 6.0~8.0
19	中部第 1658 号線	平松五丁目 617番2地先 から	平松五丁目 620番6地先 まで	L= 76.8 W= 6.0~8.0
20	中部第 1659 号線	平松五丁目 632番1地先 から	平松五丁目 632番5地先 まで	L= 20.8 W= 6.0~8.0
21	中部第 1660 号線	押熊町 211番54地先 から	押熊町 211番53地先 まで	L= 36.5 W= 6.0~8.0
22	中部第 1661 号線	若葉台三丁目 2003番2地先 から	若葉台三丁目 1987番7地先 まで	L= 127.5 W= 6.0~10.0
23	中部第 1662 号線	平松三丁目 213番4地先 から	平松三丁目 212番10地先 まで	L= 42.4 W= 6.0~8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
24	中部第 1663 号線	押熊町 2063番16地先 から	押熊町 2066番6地先 まで	L= 56.1 W= 6.0
25	中部第 1664 号線	押熊町 2064番3地先 から	押熊町 2062番5地先 まで	L= 65.2 W= 6.0
26	中部第 1665 号線	左京五丁目 3番159地先 から	左京五丁目 3番157地先 まで	L= 594.2 W= 6.0~9.2
27	中部第 1666 号線	左京五丁目 3番103地先 から	左京五丁目 3番118地先 まで	L= 186.2 W= 6.0
28	中部第 1667 号線	左京五丁目 3番72地先 から	左京五丁目 3番154地先 まで	L= 196.9 W= 6.0
29	中部第 1668 号線	左京五丁目 3番146地先 から	左京五丁目 3番157地先 まで	L= 203.9 W= 6.0
30	中部第 1669 号線	左京五丁目 3番124地先 から	左京五丁目 3番110地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
31	中部第 1670 号線	左京五丁目 3番95地先 から	左京五丁目 3番81地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
32	中部第 1671 号線	左京五丁目 3番66地先 から	左京五丁目 3番47地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
33	中部第 1672 号線	左京五丁目 3番155地先 から	左京五丁目 3番160地先 まで	L= 32.4 W= 6.0~12.0
34	中部第 1673 号線	左京五丁目 3番152地先 から	左京五丁目 3番151地先 まで	L= 39.3 W= 4.0~5.0
35	中部第 1674 号線	左京五丁目 3番25地先 から	左京五丁目 3番132地先 まで	L= 11.3 W= 5.0
36	中部第 1675 号線	右京四丁目 11番7地先 から	右京四丁目 11番15地先 まで	L= 70.4 W= 6.0~8.0
37	西部第 1368 号線	藤ノ木台三丁目 453番5地先 から	中町 438番4地先 まで	L= 126.0 W= 6.0~8.0
38	西部第 1442 号線	百楽園四丁目 433番5地先 から	百楽園四丁目 433番8地先 まで	L= 43.8 W= 6.0~8.0
39	西部第 1443 号線	百楽園四丁目 433番13地先 から	百楽園四丁目 433番17地先 まで	L= 41.2 W= 6.0~8.0
40	西部第 1444 号線	三松一丁目 798番1地先 から	三松一丁目 786番10地先 まで	L= 90.5 W= 6.0~8.0
41	西部第 1445 号線	富雄北一丁目 2793番2地先 から	富雄北一丁目 2781番4地先 まで	L= 19.6 W= 6.0~8.0
42	西部第 1446 号線	百楽園五丁目 2814番42地先 から	百楽園五丁目 2814番37地先 まで	L= 51.6 W= 6.0~10.0
43	西部第 1447 号線	学園朝日元町一丁目 505番32地先 から	学園朝日元町一丁目 1898番1地先 まで	L= 47.5 W= 6.0~8.4
44	西部第 1448 号線	中町 3504番3地先 から	中町 3475番4地先 まで	L= 25.2 W= 6.0~8.0
45	西部第 1449 号線	二名三丁目 1058番1地先 から	二名三丁目 1057番19地先 まで	L= 74.3 W= 6.0~8.0
46	西部第 1450 号線	学園大和町一丁目 1442番9 から	学園大和町一丁目 1442番15地先 まで	L= 91.4 W= 6.0~8.0

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から次のように道路の区域を決

定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	北部第 571 号線	法蓮佐保山三丁目 1580番3地先 から	法蓮佐保山三丁目 1564番1地先 まで	L= 272.7 W= 0.9~7.5
2	北部第 792 号線	神殿町 282番9地先 から	神殿町 282番16地先 まで	L= 64.5 W= 6.0
3	北部第 793 号線	神殿町 282番47地先 から	神殿町 282番16地先 まで	L= 110.5 W= 6.0
4	北部第 794 号線	神殿町 282番28地先 から	神殿町 282番29地先 まで	L= 38.0 W= 6.0~8.0
5	北部第 795 号線	法華寺町 349番2地先 から	法華寺町 350番6地先 まで	L= 50.5 W= 6.0~9.0
6	北部第 798 号線	大森町 140番1地先 から	大森町 140番3地先 まで	L= 38.5 W= 6.0
7	北部第 799 号線	大森町 141番1地先 から	大森町 146番3地先 まで	L= 38.0 W= 6.0
8	北部第 800 号線	大森町 150番1地先 から	大森町 103番1地先 まで	L= 177.1 W= 6.0
9	北部第 801 号線	大森町 150番1地先 から	大森町 103番1地先 まで	L= 150.0 W= 6.0
10	北部第 802 号線	大森町 100番地先 から	大森町 95番地先 まで	L= 35.0 W= 6.0
11	北部第 803 号線	大森町 95番地先 から	大森町 90番3地先 まで	L= 35.0 W= 6.0
12	北部第 804 号線	大森町 90番3地先 から	大森町 78番1地先 まで	L= 159.3 W= 6.0
13	北部第 805 号線	大森西町 174番6地先 から	大森西町 173番3地先 まで	L= 174.5 W= 6.0
14	中部第 1608 号線	六条西二丁目 1537番524地先 から	六条西二丁目 1537番521地先 まで	L= 103.5 W= 6.0~8.0
15	中部第 1609 号線	六条西二丁目 1537番530地先 から	六条西二丁目 1537番16地先 まで	L= 101.8 W= 6.0~8.0
16	中部第 1658 号線	平松五丁目 617番2地先 から	平松五丁目 620番6地先 まで	L= 76.8 W= 6.0~8.0
17	中部第 1659 号線	平松五丁目 632番1地先 から	平松五丁目 632番5地先 まで	L= 20.8 W= 6.0~8.0
18	中部第 1660 号線	押熊町 211番54地先 から	押熊町 211番53地先 まで	L= 36.5 W= 6.0~8.0
19	中部第 1661 号線	若葉台三丁目 2003番2地先 から	若葉台三丁目 1987番7地先 まで	L= 127.5 W= 6.0~10.0
20	中部第 1662 号線	平松三丁目 213番4地先 から	平松三丁目 212番10地先 まで	L= 42.4 W= 6.0~8.0
21	中部第 1663 号線	押熊町 2063番16地先 から	押熊町 2066番6地先 まで	L= 56.1 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
22	中部第 1664 号線	押熊町 2064番3地先 から	押熊町 2062番5地先 まで	L= 65.2 W= 6.0
23	中部第 1665 号線	左京五丁目 3番159地先 から	左京五丁目 3番157地先 まで	L= 594.2 W= 6.0~9.2
24	中部第 1666 号線	左京五丁目 3番103地先 から	左京五丁目 3番118地先 まで	L= 186.2 W= 6.0
25	中部第 1667 号線	左京五丁目 3番72地先 から	左京五丁目 3番154地先 まで	L= 196.9 W= 6.0
26	中部第 1668 号線	左京五丁目 3番146地先 から	左京五丁目 3番157地先 まで	L= 203.9 W= 6.0
27	中部第 1669 号線	左京五丁目 3番124地先 から	左京五丁目 3番110地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
28	中部第 1670 号線	左京五丁目 3番95地先 から	左京五丁目 3番81地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
29	中部第 1671 号線	左京五丁目 3番66地先 から	左京五丁目 3番47地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
30	中部第 1672 号線	左京五丁目 3番155地先 から	左京五丁目 3番160地先 まで	L= 32.4 W= 6.0~12.0
31	中部第 1673 号線	左京五丁目 3番152地先 から	左京五丁目 3番151地先 まで	L= 39.3 W= 4.0~5.0
32	中部第 1674 号線	左京五丁目 3番25地先 から	左京五丁目 3番132地先 まで	L= 11.3 W= 5.0
33	中部第 1675 号線	右京四丁目 11番7地先 から	右京四丁目 11番15地先 まで	L= 70.4 W= 6.0~8.0
34	西部第 1368 号線	藤ノ木台三丁目 453番5地先 から	中町 438番4地先 まで	L= 126.0 W= 6.0~8.0
35	西部第 1442 号線	百楽園四丁目 433番5地先 から	百楽園四丁目 433番8地先 まで	L= 43.8 W= 6.0~8.0
36	西部第 1443 号線	百楽園四丁目 433番13地先 から	百楽園四丁目 433番17地先 まで	L= 41.2 W= 6.0~8.0
37	西部第 1444 号線	三松一丁目 798番1地先 から	三松一丁目 786番10地先 まで	L= 90.5 W= 6.0~8.0
38	西部第 1445 号線	富雄北一丁目 2793番2地先 から	富雄北一丁目 2781番4地先 まで	L= 19.6 W= 6.0~8.0
39	西部第 1446 号線	百楽園五丁目 2814番42地先 から	百楽園五丁目 2814番37地先 まで	L= 51.6 W= 6.0~10.0
40	西部第 1447 号線	学園朝日元町一丁目 505番32地先 から	学園朝日元町一丁目 1898番1地先 まで	L= 47.5 W= 6.0~8.4
41	西部第 1448 号線	中町 3504番3地先 から	中町 3475番4地先 まで	L= 25.2 W= 6.0~8.0
42	西部第 1449 号線	二名三丁目 1058番1地先 から	二名三丁目 1057番19地先 まで	L= 74.3 W= 6.0~8.0
43	西部第 1450 号線	学園大和町一丁目 1442番9 から	学園大和町一丁目 1442番15地先 まで	L= 91.4 W= 6.0~8.0

(平成29年3月31日揭示済)

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

奈良市告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成29年4月1日から次のように道路の供用を開

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	北部第 571 号線	法蓮佐保山三丁目 1566番1地先 から	法蓮佐保山三丁目 1564番1地先 まで	L= 66.0 W= 1.0~7.5
2	北部第 792 号線	神殿町 282番9地先 から	神殿町 282番16地先 まで	L= 64.5 W= 6.0
3	北部第 793 号線	神殿町 282番47地先 から	神殿町 282番16地先 まで	L= 110.5 W= 6.0
4	北部第 794 号線	神殿町 282番28地先 から	神殿町 282番29地先 まで	L= 38.0 W= 6.0~8.0
5	北部第 795 号線	法華寺町 349番2地先 から	法華寺町 350番6地先 まで	L= 50.5 W= 6.0~9.0
6	北部第 798 号線	大森町 140番1地先 から	大森町 140番3地先 まで	L= 38.5 W= 6.0
7	北部第 799 号線	大森町 141番1地先 から	大森町 146番3地先 まで	L= 38.0 W= 6.0
8	北部第 800 号線	大森町 150番1地先 から	大森町 103番1地先 まで	L= 177.1 W= 6.0
9	北部第 801 号線	大森町 150番1地先 から	大森町 103番1地先 まで	L= 150.0 W= 6.0
10	北部第 802 号線	大森町 100番地先 から	大森町 95番地先 まで	L= 35.0 W= 6.0
11	北部第 803 号線	大森町 95番地先 から	大森町 90番3地先 まで	L= 35.0 W= 6.0
12	北部第 804 号線	大森町 90番3地先 から	大森町 78番1地先 まで	L= 159.3 W= 6.0
13	北部第 805 号線	大森西町 174番6地先 から	大森西町 173番3地先 まで	L= 174.5 W= 6.0
14	中部第 1608 号線	六条西二丁目 1537番524地先 から	六条西二丁目 1537番521地先 まで	L= 103.5 W= 6.0~8.0
15	中部第 1609 号線	六条西二丁目 1537番530地先 から	六条西二丁目 1537番16地先 まで	L= 101.8 W= 6.0~8.0
16	中部第 1658 号線	平松五丁目 617番2地先 から	平松五丁目 620番6地先 まで	L= 76.8 W= 6.0~8.0
17	中部第 1659 号線	平松五丁目 632番1地先 から	平松五丁目 632番5地先 まで	L= 20.8 W= 6.0~8.0
18	中部第 1660 号線	押熊町 211番54地先 から	押熊町 211番53地先 まで	L= 36.5 W= 6.0~8.0
19	中部第 1661 号線	若葉台三丁目 2003番2地先 から	若葉台三丁目 1987番7地先 まで	L= 127.5 W= 6.0~10.0
20	中部第 1662 号線	平松三丁目 213番4地先 から	平松三丁目 212番10地先 まで	L= 42.4 W= 6.0~8.0
21	中部第 1663 号線	押熊町 2063番16地先 から	押熊町 2066番6地先 まで	L= 56.1 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
22	中部第 1664 号線	押熊町 2064番3地先 から	押熊町 2062番5地先 まで	L= 65.2 W= 6.0
23	中部第 1665 号線	左京五丁目 3番159地先 から	左京五丁目 3番157地先 まで	L= 594.2 W= 6.0~9.2
24	中部第 1666 号線	左京五丁目 3番103地先 から	左京五丁目 3番118地先 まで	L= 186.2 W= 6.0
25	中部第 1667 号線	左京五丁目 3番72地先 から	左京五丁目 3番154地先 まで	L= 196.9 W= 6.0
26	中部第 1668 号線	左京五丁目 3番146地先 から	左京五丁目 3番157地先 まで	L= 203.9 W= 6.0
27	中部第 1669 号線	左京五丁目 3番124地先 から	左京五丁目 3番110地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
28	中部第 1670 号線	左京五丁目 3番95地先 から	左京五丁目 3番81地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
29	中部第 1671 号線	左京五丁目 3番66地先 から	左京五丁目 3番47地先 まで	L= 30.3 W= 6.0
30	中部第 1672 号線	左京五丁目 3番155地先 から	左京五丁目 3番160地先 まで	L= 32.4 W= 6.0~12.0
31	中部第 1673 号線	左京五丁目 3番152地先 から	左京五丁目 3番151地先 まで	L= 39.3 W= 4.0~5.0
32	中部第 1674 号線	左京五丁目 3番25地先 から	左京五丁目 3番132地先 まで	L= 11.3 W= 5.0
33	中部第 1675 号線	右京四丁目 11番7地先 から	右京四丁目 11番15地先 まで	L= 70.4 W= 6.0~8.0
34	西部第 1368 号線	藤ノ木台三丁目 453番5地先 から	中町 438番4地先 まで	L= 126.0 W= 6.0~8.0
35	西部第 1442 号線	百楽園四丁目 433番5地先 から	百楽園四丁目 433番8地先 まで	L= 43.8 W= 6.0~8.0
36	西部第 1443 号線	百楽園四丁目 433番13地先 から	百楽園四丁目 433番17地先 まで	L= 41.2 W= 6.0~8.0
37	西部第 1444 号線	三松一丁目 798番1地先 から	三松一丁目 786番10地先 まで	L= 90.5 W= 6.0~8.0
38	西部第 1445 号線	富雄北一丁目 2793番2地先 から	富雄北一丁目 2781番4地先 まで	L= 19.6 W= 6.0~8.0
39	西部第 1446 号線	百楽園五丁目 2814番42地先 から	百楽園五丁目 2814番37地先 まで	L= 51.6 W= 6.0~10.0
40	西部第 1447 号線	学園朝日元町一丁目 505番32地先 から	学園朝日元町一丁目 1898番1地先 まで	L= 47.5 W= 6.0~8.4
41	西部第 1448 号線	中町 3504番3地先 から	中町 3475番4地先 まで	L= 25.2 W= 6.0~8.0
42	西部第 1449 号線	二名三丁目 1058番1地先 から	二名三丁目 1057番19地先 まで	L= 74.3 W= 6.0~8.0
43	西部第 1450 号線	学園大和町一丁目 1442番9 から	学園大和町一丁目 1442番15地先 まで	L= 91.4 W= 6.0~8.0

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、平成29年4月1日から次の市道路線を歩行者

専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第1673号線	左京五丁目 3番152地先から	左京五丁目 3番151地先まで	L= 39.3 W= 4.0~5.0
2	中部第1674号線	左京五丁目 3番25地先から	左京五丁目 3番132地先まで	L= 11.3 W= 5.0

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日から道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	油阪芝辻線	芝辻町三丁目234番2地先から	前	4.4 ~ 3.9	31.6	13-20-1
		芝辻町二丁目232番2地先まで	後	5.7 ~ 4.2	31.6	
2	二名学園前線	百楽園五丁目2814番5地先から	前	8.2 ~ 6.0	52.5	12-1-2 12-1-4
		百楽園五丁目2818番114地先まで	後	8.2 ~ 6.0	52.5	
3	中町線	中町504番地先から	前	8.5 ~ 4.0	114.1	12-22-4
		中町499番3地先まで	後	8.5 ~ 5.3	114.1	
4	杏神殿線	東九条町888番1地先から	前	7.0 ~ 7.0	21.0	20-19-2
		東九条町563番地先まで	後	7.3 ~ 7.0	21.0	
5	北之庄八島線	北之庄町130番2地先から	前	6.5 ~ 4.9	37.0	25-5-1 25-5-2
		北之庄町97番2地先まで	後	8.4 ~ 5.2	37.0	
6	南田原長谷線	茗荷町37番3地先から	前	4.2 ~ 3.2	105.1	23-21
		南田原町1512番地先まで	後	10.1 ~ 8.2	87.2	
7	東部第57号線	法用町273番地先から	前	4.2 ~ 4.2	10.2	8-23
		法用町217番1地先まで	後	4.2 ~ 4.2	9.0	
8	東部第79号線	東鳴川町627番地先から	前	7.5 ~ 2.2	199.4	8-16 8-17
		東鳴川町642番地先まで	後	7.5 ~ 2.2	199.4	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
9	東部第86号線	法用町195番地先から	前	5.0 ~ 2.2	177.0	8-23
		法用町679番地先まで	後	7.9 ~ 3.0	177.0	
10	東部第87号線	法用町200番地先から	前	5.0 ~ 1.4	17.4	8-23
		法用町215番地先まで	後	2.1 ~ 2.0	16.6	
11	東部第109号線	下狭川町3167番地先から	前	6.0 ~ 3.3	73.6	2-21
		西狭川町1028番地先まで	後	9.9 ~ 3.3	73.6	
12	東部第184号線	邑地町2373番地先から	前	9.0 ~ 3.1	136.9	10-9
		邑地町2550番2-1地先まで	後	7.5 ~ 2.8	136.9	
13	東部第212号線	柳生町163番地先から	前	3.0 ~ 2.7	29.0	2-25
		柳生町143番1地先まで	後	3.8 ~ 3.0	29.0	
14	東部第240号線	水間町2632番2地先から	前	3.8 ~ 2.3	66.6	23-15
		水間町2780番地先まで	後	3.1 ~ 2.2	66.6	
15	東部第242号線	水間町3270番地先から	前	5.2 ~ 3.1	88.6	23-15
		水間町3265番地先まで	後	5.2 ~ 3.4	88.6	
16	東部第248号線	別所町337番1地先から	前	4.3 ~ 2.1	166.6	23-23 23-24
		別所町339番2地先まで	後	4.3 ~ 2.1	166.6	
17	東部第248号線	中之庄町796番2地先から	前	3.2 ~ 2.0	193.4	23-17
		中貫町308番3地先まで	後	4.0 ~ 2.0	188.9	
18	東部第249号線	中貫町230番1地先から	前	7.5 ~ 6.0	145.8	23-17
		大野町740番1地先まで	後	7.5 ~ 6.0	145.8	
19	東部第250号線	大野町364番1地先から	前	6.3 ~ 6.2	98.0	23-17
		大野町429番3地先まで	後	6.3 ~ 6.2	98.0	
20	東部第264号線	長谷町1303番地先から	前	6.0 ~ 3.0	116.2	27-15 28-11
		長谷町1283番1地先まで	後	7.0 ~ 4.2	116.2	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
21	東部第283号線	田原春日野町132番1地先から	前	6.5 ~ 3.6	84.6	22-23
		田原春日野町74番地先まで	後	7.4 ~ 3.8	84.6	
22	東部第292号線	和田町1097番地先から	前	6.2 ~ 2.7	127.4	22-15
		和田町660番1地先まで	後	8.5 ~ 2.8	127.4	
23	東部第294号線	和田町91番地先から	前	3.5 ~ 3.0	59.4	22-20
		和田町1002番地先まで	後	3.9 ~ 2.9	59.4	
24	東部第311号線	菩提山町138番1地先から	前	4.5 ~ 2.4	45.2	27-1 27-6
		菩提山町135番地先まで	後	4.6 ~ 2.4	45.2	
25	東部第313号線	田原春日野町132番1地先から	前	4.8 ~ 4.1	14.6	22-23
		田原春日野町139番1地先まで	後	4.8 ~ 4.1	15.4	
26	東部第315号線	田原春日野町141番1地先から	前	3.7 ~ 3.2	22.8	22-23
		田原春日野町139番1地先まで	後	4.1 ~ 3.2	22.0	
27	南部第53号線	大安寺七丁目173番地先から	前	4.7 ~ 2.4	92.9	20-4-4
		大安寺七丁目687番1地先まで	後	6.3 ~ 2.4	92.9	
28	南部第57号線	大安寺七丁目687番1地先から	前	2.3 ~ 2.3	8.7	20-4-4
		大安寺七丁目730番地先まで	後	2.3 ~ 2.3	7.4	
29	南部第85号線	大安寺町1303番17地先から	前	3.2 ~ 2.7	92.7	20-9-4
		大安寺町1303番11地先まで	後	3.5 ~ 2.8	92.7	
30	南部第621号線	柏木町519番18地先から	前	9.0 ~ 7.0	130.9	20-8-1
		柏木町519番28地先まで	後	11.0 ~ 9.0	130.9	
31	南部第232号線	北之庄町96番4地先から	前	5.3 ~ 5.3	8.3	25-5-2
		北之庄町129番3地先まで	後	5.3 ~ 5.3	6.2	
32	南部第590号線	神殿町14番1地先から	前	5.6 ~ 5.6	91.5	21-16-3
		神殿町18番1地先まで	後	6.0 ~ 5.6	91.5	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
33	南部第665号線	神殿町220番52地先から	前	8.1 ~ 7.9	85.9	21-11-3
		神殿町250番3地先まで	後	8.5 ~ 7.9	85.9	
34	南部第276号線	古市町1280番地先から	前	3.2 ~ 2.0	164.9	21-17-1
		古市町1295番地先まで	後	2.3 ~ 2.0	164.9	
35	南部第279号線	古市町1826番7地先から	前	3.0 ~ 2.1	44.4	21-18-1
		古市町358番地先まで	後	3.0 ~ 2.1	44.4	
36	南部第349号線	八島町485番地先から	前	1.5 ~ 0.4	46.1	26-4
		八島町483番地先まで	後	2.3 ~ 1.5	46.1	
37	南部第438号線	柴屋町26番地先から	前	5.3 ~ 4.5	87.6	26-6-2
		柴屋町16番1地先まで	後	7.3 ~ 5.1	87.6	
38	南部第441号線	柴屋町17番1地先から	前	3.3 ~ 3.3	4.3	26-6-2
		柴屋町16番1地先まで	後	3.3 ~ 3.3	3.8	
39	南部第504号線	池田町329番1地先から	前	6.4 ~ 2.8	66.0	25-15-1
		池田町354番1地先まで	後	6.4 ~ 3.0	66.0	
40	北部第183号線	高畑町234番1地先から	前	4.0 ~ 3.5	53.4	21-3-3
		高畑町183番1地先まで	後	5.0 ~ 5.0	53.4	
41	北部第195号線	白毫寺町179番3地先から	前	3.4 ~ 2.9	37.0	21-8-2
		白毫寺町118番2地先まで	後	4.0 ~ 2.9	37.0	
42	北部第209号線	白毫寺町115番地先から	前	11.6 ~ 11.6	24.7	21-8-2
		白毫寺町171番地先まで	後	12.3 ~ 12.3	24.7	
43	北部第260号線	紀寺町584番1地先から	前	5.9 ~ 5.6	34.5	21-7-1
		紀寺町585番1地先まで	後	6.6 ~ 6.4	34.5	
44	北部第312号線	紀寺町584番1地先から	前	4.6 ~ 4.4	46.2	21-7-1
		紀寺町404番1地先まで	後	5.4 ~ 4.2	46.2	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
45	北部第316号線	南肘塚町120番3地先から	前	4.9 ~ 4.0	76.5	21-11-2 21-12-1
		南肘塚町139番27地先まで	後	9.2 ~ 4.0	76.5	
46	北部第317号線	肘塚町156番8地先から	前	8.6 ~ 6.5	95.1	21-6-4
		肘塚町291番12地先まで	後	8.6 ~ 6.8	95.1	
47	北部第361号線	登大路町34番1地先から	前	10.4 ~ 10.2	151.4	14-17-3
		登大路町10番6地先まで	後	10.0 ~ 10.0	151.4	
48	北部第378号線	東城戸町4番13地先から	前	6.0 ~ 4.0	34.1	14-21-4
		東城戸町29番地先まで	後	8.0 ~ 4.5	34.1	
49	中部第14号線	六条二丁目1022番2地先から	前	6.1 ~ 5.6	76.6	19-10-1
		六条二丁目1021番1地先まで	後	6.3 ~ 5.6	76.6	
50	中部第17号線	押熊町1587番44地先から	前	6.0 ~ 0.6	80.5	5-14-1
		押熊町2093番地先まで	後	6.0 ~ 0.6	80.5	
51	中部第31号線	押熊町2210番1地先から	前	4.8 ~ 2.2	56.5	5-14-3
		押熊町2211番1地先まで	後	4.6 ~ 2.2	56.5	
52	中部第32号線	押熊町211番7地先から	前	7.0 ~ 4.5	93.3	5-14-3
		押熊町2224番地先まで	後	6.6 ~ 4.7	93.3	
53	中部第103号線	秋篠町1049番5地先から	前	7.6 ~ 6.0	45.2	5-25-3
		秋篠町1170番2地先まで	後	7.6 ~ 6.5	45.2	
54	中部第173号線	佐保台西町33番1地先から	前	17.0 ~ 14.0	101.5	6-24-1
		佐保台西町51番地先まで	後	20.0 ~ 14.0	101.5	
55	中部第174号線	佐保台西町17番地先から	前	7.8 ~ 7.8	68.1	6-24-1
		佐保台西町31番2地先まで	後	7.9 ~ 7.8	68.1	
56	中部第255号線	二条大路南四丁目218番17地先から	前	5.6 ~ 4.9	86.8	13-17-2
		二条大路南四丁目100番23地先まで	後	6.4 ~ 4.8	86.8	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
57	中部第262号線	三条大路四丁目448番地先から	前	5.2 ~ 4.9	55.8	13-17-4
		三条大路四丁目100番1地先まで	後	6.3 ~ 4.9	55.8	
58	中部第264号線	柏木町165番1地先から	前	6.5 ~ 6.3	83.8	20-8-1
		柏木町160番3地先まで	後	9.7 ~ 6.5	83.8	
59	中部第362号線	七条一丁目681番1地先から	前	3.9 ~ 2.7	9.6	19-15-4
		七条一丁目679番1地先まで	後	3.5 ~ 2.7	9.6	
60	中部第648号線	三条宮前町243番1地先から	前	6.3 ~ 5.7	58.3	13-25-3
		三条添川町228番11地先まで	後	6.5 ~ 5.7	58.3	
61	中部第650号線	三条宮前町239番3地先から	前	6.5 ~ 6.2	76.7	13-25-3
		三条宮前町236番3地先まで	後	6.5 ~ 6.2	76.7	
62	中部第682号線	西大寺小坊町282番2地先から	前	3.9 ~ 3.9	12.3	13-6-3
		西大寺小坊町356番2地先まで	後	3.9 ~ 3.9	12.3	
63	中部第699号線	西大寺小坊町294番6地先から	前	2.0 ~ 2.0	37.2	13-6-3
		西大寺小坊町332番1地先まで	後	2.9 ~ 2.8	37.2	
64	中部第753号線	宝来二丁目819番2地先から	前	4.3 ~ 3.1	68.0	12-25-2
		宝来二丁目821番2地先まで	後	4.3 ~ 3.1	68.0	
65	中部第776号線	平松一丁目89番3地先から	前	5.2 ~ 4.3	41.5	19-5-2 20-1-1
		平松二丁目245番1地先まで	後	5.5 ~ 4.3	41.5	
66	中部第838号線	宝来四丁目971番地先から	前	6.4 ~ 3.4	11.8	12-20-3
		宝来四丁目974番1地先まで	後	6.4 ~ 4.5	12.9	
67	中部第893号線	西大寺新池町1731番2地先から	前	5.1 ~ 5.1	7.9	12-10-3
		西大寺新池町1736番4地先まで	後	5.1 ~ 5.1	7.4	
68	中部第894号線	西大寺新池町1615番3地先から	前	5.2 ~ 2.6	86.4	12-10-3
		西大寺新池町1588番地先まで	後	6.1 ~ 3.7	86.4	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
69	中部第1331号線	宝来町1310番17地先から	前	8.0 ~ 8.0	28.8	12-19-3
		宝来町1296番1地先まで	後	8.0 ~ 8.0	28.8	
70	中部第927号線	あやめ池南二丁目1416番2地先から	前	4.3 ~ 3.3	40.4	12-9-1
		あやめ池南二丁目1378番25地先まで	後	4.7 ~ 4.3	37.2	
71	中部第929号線	あやめ池南二丁目1378番24地先から	前	11.8 ~ 4.2	41.4	12-9-1
		あやめ池北一丁目1355番17地先まで	後	11.7 ~ 7.2	41.4	
72	西部第115号線	登美ヶ丘四丁目791番98地先から	前	6.8 ~ 6.0	41.4	5-17-4
		中山町西一丁目816番地先まで	後	9.1 ~ 8.9	41.4	
73	西部第116号線	登美ヶ丘四丁目791番107地先から	前	5.2 ~ 5.2	107.6	5-17-4
		登美ヶ丘四丁目779番8地先まで	後	9.7 ~ 5.2	107.6	
74	西部第306号線	あやめ池北二丁目1223番1地先から	前	7.6 ~ 7.6	17.2	12-3-2
		あやめ池北二丁目1236番12地先まで	後	7.2 ~ 7.2	17.2	
75	西部第326号線	学園北二丁目1090番83地先から	前	8.6 ~ 8.6	45.7	12-8-1
		学園北二丁目1017番27地先まで	後	8.1 ~ 8.0	45.7	
76	西部第335号線	学園南一丁目1068番71地先から	前	8.7 ~ 7.8	83.1	12-7-4 12-8-3
		学園南一丁目993番2地先まで	後	9.6 ~ 8.5	83.1	
77	西部第544号線	南登美ヶ丘3512番2地先から	前	6.2 ~ 4.7	77.2	5-21-4 5-22-3
		南登美ヶ丘3481番1地先まで	後	6.4 ~ 5.8	77.2	
78	西部第637号線	中町2574番2地先から	前	8.1 ~ 5.5	72.8	12-21-4
		中町2571番1地先まで	後	8.1 ~ 5.5	72.8	
79	西部第676号線	大倭町57番地先から	前	6.0 ~ 2.6	73.5	12-23-4
		菅野台80番5地先まで	後	9.1 ~ 4.9	73.5	
80	西部第709号線	石木町740番3地先から	前	8.0 ~ 8.0	39.0	19-19-1
		石木町175番3地先まで	後	~	0.0	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
81	西部第749号線	中町3504番地先から	前	7.6 ~ 6.2	28.8	19-1-1
		帝塚山南二丁目3056番3地先まで	後	11.4 ~ 9.8	28.8	
82	西部第945号線	西千代ヶ丘三丁目2087番2地先から	前	16.0 ~ 16.0	55.2	12-22-4
		中町2079番地先まで	後	16.0 ~ 16.0	51.9	
83	西部第1282号線	南登美ヶ丘3481番1地先から	前	5.8 ~ 5.8	13.9	5-22-3
		南登美ヶ丘3480番1地先まで	後	5.8 ~ 5.8	13.9	
84	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山261番2地先から	前	5.0 ~ 3.0	106.3	03-25
		月ヶ瀬尾山191番2地先まで	後	6.4 ~ 3.0	106.3	
85	杣の川線	荻町1676番2地先から	前	7.4 ~ 5.1	79.3	B-43 B-44
		荻町1645番地先まで	後	7.1 ~ 5.4	79.3	

(平成29年3月31日掲示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成29年3月31日から道路の供用を開始します。

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	油阪芝辻線	芝辻町三丁目234番2地先から	5.70 ~ 4.20	31.6	
		芝辻町二丁目232番2地先まで			
2	二名学園前線	百楽園五丁目2814番5地先から	8.20 ~ 6.00	52.5	
		百楽園五丁目2818番114地先まで			
3	中町線	中町504番地先から	8.50 ~ 5.30	114.1	
		中町499番3地先まで			
4	杏神殿線	東九条町888番1地先から	7.30 ~ 7.00	21.0	
		東九条町563番地先まで			
5	北之庄八島線	北之庄町130番2地先から	8.40 ~ 5.20	37.0	
		北之庄町97番2地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
6	南田原長谷線	茗荷町37番3地先から	10.10 ~ 8.20	87.2	
		南田原町1512番地先まで			
7	東部第57号線	法用町273番地先から	4.20 ~ 4.20	9.0	
		法用町217番1地先まで			
8	東部第79号線	東鳴川町627番地先から	7.50 ~ 2.20	199.4	
		東鳴川町642番地先まで			
9	東部第86号線	法用町195番地先から	7.90 ~ 3.00	177.0	
		法用町679番地先まで			
10	東部第87号線	法用町200番地先から	2.10 ~ 2.00	16.6	
		法用町215番地先まで			
11	東部第109号線	下狭川町3167番地先から	9.90 ~ 3.30	73.6	
		西狭川町1028番地先まで			
12	東部第184号線	邑地町2373番地先から	7.50 ~ 2.80	136.9	
		邑地町2550番2-1地先まで			
13	東部第212号線	柳生町163番地先から	3.80 ~ 3.00	29.0	
		柳生町143番1地先まで			
14	東部第240号線	水間町2632番2地先から	3.10 ~ 2.20	66.6	
		水間町2780番地先まで			
15	東部第242号線	水間町3270番地先から	5.20 ~ 3.40	88.6	
		水間町3265番地先まで			
16	東部第248号線	別所町337番1地先から	4.30 ~ 2.10	166.6	
		別所町339番2地先まで			
17	東部第248号線	中之庄町796番2地先から	4.00 ~ 2.00	188.9	
		中貫町308番3地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
18	東部第249号線	中貫町230番1地先から	7.50 ~ 6.00	145.8	
		大野町740番1地先まで			
19	東部第250号線	大野町364番1地先から	6.30 ~ 6.20	98.0	
		大野町429番3地先まで			
20	東部第264号線	長谷町1303番地先から	7.00 ~ 4.20	116.2	
		長谷町1283番1地先まで			
21	東部第283号線	田原春日野町132番1地先から	7.40 ~ 3.80	84.6	
		田原春日野町74番地先まで			
22	東部第292号線	和田町1097番地先から	8.50 ~ 2.80	127.4	
		和田町660番1地先まで			
23	東部第294号線	和田町91番地先から	3.90 ~ 2.90	59.4	
		和田町1002番地先まで			
24	東部第311号線	菩提山町138番1地先から	4.60 ~ 2.40	45.2	
		菩提山町135番地先まで			
25	東部第313号線	田原春日野町132番1地先から	4.80 ~ 4.10	15.4	
		田原春日野町139番1地先まで			
26	東部第315号線	田原春日野町141番1地先から	4.10 ~ 3.20	22.0	
		田原春日野町139番1地先まで			
27	南部第53号線	大安寺七丁目173番地先から	6.30 ~ 2.40	92.9	
		大安寺七丁目687番1地先まで			
28	南部第57号線	大安寺七丁目687番1地先から	2.30 ~ 2.30	7.4	
		大安寺七丁目730番地先まで			
29	南部第85号線	大安寺町1303番17地先から	3.50 ~ 2.80	92.7	
		大安寺町1303番11地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
30	南部第621号線	柏木町519番18地先から	11.00 ~ 9.00	130.9	
		柏木町519番28地先まで			
31	南部第232号線	北之庄町96番4地先から	5.30 ~ 5.30	6.2	
		北之庄町129番3地先まで			
32	南部第590号線	神殿町14番1地先から	6.00 ~ 5.60	91.5	
		神殿町18番1地先まで			
33	南部第665号線	神殿町220番52地先から	8.50 ~ 7.90	85.9	
		神殿町250番3地先まで			
34	南部第276号線	古市町1280番地先から	2.30 ~ 2.00	164.9	
		古市町1295番地先まで			
35	南部第279号線	古市町1826番7地先から	3.00 ~ 2.10	44.4	
		古市町358番地先まで			
36	南部第349号線	八島町485番地先から	2.30 ~ 1.50	46.1	
		八島町483番地先まで			
37	南部第438号線	柴屋町26番地先から	7.30 ~ 5.10	87.6	
		柴屋町16番1地先まで			
38	南部第441号線	柴屋町17番1地先から	3.30 ~ 3.30	3.8	
		柴屋町16番1地先まで			
39	南部第504号線	池田町329番1地先から	6.40 ~ 3.00	66.0	
		池田町354番1地先まで			
40	北部第183号線	高畑町234番1地先から	5.00 ~ 5.00	53.4	
		高畑町183番1地先まで			
41	北部第195号線	白毫寺町179番3地先から	4.00 ~ 2.90	37.0	
		白毫寺町118番2地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
42	北部第209号線	白毫寺町115番地先から	12.30 ~ 12.30	24.7	
		白毫寺町171番地先まで			
43	北部第260号線	紀寺町584番1地先から	6.60 ~ 6.40	34.5	
		紀寺町585番1地先まで			
44	北部第312号線	紀寺町584番1地先から	5.40 ~ 4.20	46.2	
		紀寺町404番1地先まで			
45	北部第316号線	南肘塚町120番3地先から	9.20 ~ 4.00	76.5	
		南肘塚町139番27地先まで			
46	北部第317号線	肘塚町156番8地先から	8.60 ~ 6.80	95.1	
		肘塚町291番12地先まで			
47	北部第361号線	登大路町34番1地先から	10.00 ~ 10.00	151.4	
		登大路町10番6地先まで			
48	北部第378号線	東城戸町4番13地先から	8.00 ~ 4.50	34.1	
		東城戸町29番地先まで			
49	中部第14号線	六条二丁目1022番2地先から	6.30 ~ 5.60	76.6	
		六条二丁目1021番1地先まで			
50	中部第17号線	押熊町1587番44地先から	6.00 ~ 0.60	80.5	
		押熊町2093番地先まで			
51	中部第31号線	押熊町2210番1地先から	4.60 ~ 2.20	56.5	
		押熊町2211番1地先まで			
52	中部第32号線	押熊町211番7地先から	6.60 ~ 4.70	93.3	
		押熊町2224番地先まで			
53	中部第103号線	秋篠町1049番5地先から	7.60 ~ 6.50	45.2	
		秋篠町1170番2地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
54	中部第173号線	佐保台西町33番1地先から	20.00 ~ 14.00	101.5	
		佐保台西町51番地先まで			
55	中部第174号線	佐保台西町17番地先から	7.90 ~ 7.80	68.1	
		佐保台西町31番2地先まで			
56	中部第255号線	二条大路南四丁目218番17地先から	6.40 ~ 4.80	86.8	
		二条大路南四丁目100番23地先まで			
57	中部第262号線	三条大路四丁目448番地先から	6.30 ~ 4.90	55.8	
		三条大路四丁目100番1地先まで			
58	中部第264号線	柏木町165番1地先から	9.70 ~ 6.50	83.8	
		柏木町160番3地先まで			
59	中部第362号線	七条一丁目681番1地先から	3.50 ~ 2.70	9.6	
		七条一丁目679番1地先まで			
60	中部第648号線	三条宮前町243番1地先から	6.50 ~ 5.70	58.3	
		三条添川町228番11地先まで			
61	中部第650号線	三条宮前町239番3地先から	6.50 ~ 6.20	76.7	
		三条宮前町236番3地先まで			
62	中部第682号線	西大寺小坊町282番2地先から	3.90 ~ 3.90	12.3	
		西大寺小坊町356番2地先まで			
63	中部第699号線	西大寺小坊町294番6地先から	2.90 ~ 2.80	37.2	
		西大寺小坊町332番1地先まで			
64	中部第753号線	宝来二丁目819番2地先から	4.30 ~ 3.10	68.0	
		宝来二丁目821番2地先まで			
65	中部第776号線	平松一丁目89番3地先から	5.50 ~ 4.30	41.5	
		平松二丁目245番1地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
66	中部第838号線	宝来四丁目971番地先から	6.40 ~ 4.50	12.9	
		宝来四丁目974番1地先まで			
67	中部第893号線	西大寺新池町1731番2地先から	5.10 ~ 5.10	7.4	
		西大寺新池町1736番4地先まで			
68	中部第894号線	西大寺新池町1615番3地先から	6.10 ~ 3.70	86.4	
		西大寺新池町1588番地先まで			
69	中部第1331号線	宝来町1310番17地先から	8.00 ~ 8.00	28.8	
		宝来町1296番1地先まで			
70	中部第927号線	あやめ池南二丁目1416番2地先から	4.70 ~ 4.30	37.2	
		あやめ池南二丁目1378番25地先まで			
71	中部第929号線	あやめ池南二丁目1378番24地先から	11.70 ~ 7.20	41.4	
		あやめ池北一丁目1355番17地先まで			
72	西部第115号線	登美ヶ丘四丁目791番98地先から	9.10 ~ 8.90	41.4	
		中山町西一丁目816番地先まで			
73	西部第116号線	登美ヶ丘四丁目791番107地先から	9.70 ~ 5.20	107.6	
		登美ヶ丘四丁目779番8地先まで			
74	西部第306号線	あやめ池北二丁目1223番1地先から	7.20 ~ 7.20	17.2	
		あやめ池北二丁目1236番12地先まで			
75	西部第326号線	学園北二丁目1090番83地先から	8.10 ~ 8.00	45.7	
		学園北二丁目1017番27地先まで			
76	西部第335号線	学園南一丁目1068番71地先から	9.60 ~ 8.50	83.1	
		学園南一丁目993番2地先まで			
77	西部第544号線	南登美ヶ丘3512番2地先から	6.40 ~ 5.80	77.2	
		南登美ヶ丘3481番1地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
78	西部第637号線	中町2574番2地先から	8.10 ~ 5.50	72.8	
		中町2571番1地先まで			
79	西部第676号線	大倭町57番地先から	9.10 ~ 4.90	73.5	
		菅野台80番5地先まで			
80	西部第709号線	石木町740番3地先から	~	0.0	
		石木町175番3地先まで			
81	西部第749号線	中町3504番地先から	11.40 ~ 9.80	28.8	
		帝塚山南二丁目3056番3地先まで			
82	西部第945号線	西千代ヶ丘三丁目2087番2地先から	16.00 ~ 16.00	51.9	
		中町2079番地先まで			
83	西部第1282号線	南登美ヶ丘3481番1地先から	5.80 ~ 5.80	13.9	
		南登美ヶ丘3480番1地先まで			
84	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山261番2地先から	6.40 ~ 3.00	106.3	
		月ヶ瀬尾山191番2地先まで			
85	杣の川線	荻町1676番2地先から	7.10 ~ 5.40	79.3	
		荻町1645番地先まで			

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日から次のように道路の区域を変

更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
西部第942号線	富雄北一丁目2556番77地先から 富雄北一丁目2772番1地先まで	前	0.99~1.96	33.4	
		後	4.00~4.00	33.4	

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成29年3月31日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管

理課において一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
西部第942号線	富雄北一丁目2556番77地先から	富雄北一丁目2772番1地先まで	L = 33.4 W = 4.00~4.00	

(平成29年 3月31日揭示済)

奈良市告示第198号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項及び第12条の6並びに道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び第55条第1項の規定に基づき、奈良市鴻ノ池運動公園と市道北部第428号及び市道北部第806号線が相互に効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）の管理に関し次のように定め、都市公園法第5条の2第2項及び道路法第20条第6項の規定により公告する。

平成29年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 兼用工作物の位置

兼用工作物の位置は、別図のとおりとする。

2 兼用工作物の管理等

- (1) 兼用工作物の新設、改築、維持及び修繕は、道路管理者が行う。これらに付随して行う工事も、また同様とする。
- (2) 公園管理者は、兼用工作物の機能及び維持管理に支障がないよう、隣接する公園施設を維持管理する。
- (3) 兼用工作物の管理は、都市公園法第5条の3の規定

1 日常生活用具給付事業の部分の表中

パルスオキシメーター（動脈血中酸素濃度測定器）	(1) 呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者であって、在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器を装着しているもの (2) 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの。	50,000	を
パルスオキシメーター（動脈血中酸素濃度測定器）	(1) 呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者であって、在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器を装着しているもの (2) 在宅酸素療法を行う難病患者等又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの。	50,000	に、
聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの。	35,000	を

に基づき、道路管理者が公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

3 管理の期間

平成29年 4月1日から兼用工作物が都市公園又は道路の効用を廃止されるまで

4 その他

- (1) 第2項各号の場合において、道路管理者及び公園管理者は、その都度必要な協議を行うものとする。
- (2) 前各項に定めのない事項又は前各項の定めに疑義が生じたときは、その都度道路管理者及び公園管理者が協議して定める。

(平成29年 3月31日揭示済)

奈良市告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく、地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準（平成25年奈良市告示第178号）の一部を次のように改正し、平成29年 4月1日から適用します。

平成29年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの。	24,000
------------	--	--------

に、

ストーマ装具（消化器系）	3歳以上の直腸機能障害者	月額 8,600
ストーマ装具（尿路系）	3歳以上のぼうこう機能障害者	月額 11,300

を

ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害者	月額 8,600
ストーマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障害者	月額 11,300

に改める。

(平成29年3月31日揭示済)

1項」に改める。

奈良市告示第200号

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱（平成6年奈良市告示第100号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市景観形成地区内に所在する」を「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第1条の目的の達成に資するため、都市景観形成地区内における」に改め、「工作物（）」の次に「法第12条第1項に掲げるものを除く。」を加え、「所有者等に対し、建造物の修理又は」を削る。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修景 建造物を周囲の景観に調和させ、景観形成を推進する行為をいう。
- (2) 都市景観形成地区 条例第9条第1項の規定により指定された都市景観形成地区をいう。

第3条中「都市景観形成地区内」を「次条の補助対象事業を行う都市景観形成地区内」に、「次条の補助対象事業を行うもの」を「かつ、市税の滞納がない者」に改める。

第4条第1項中「次に掲げる事業とする」を「都市景観形成地区内の建造物の外観を当該地区にふさわしい形態となるよう、市長が別に定める修景基準に基づき新築、増築、改築その他の整備を行う事業をいう」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次条」を「第6条」に改め、同条第4項中「第1項第1号の修理基準及び同項第2号」を「第

7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条第1項中「次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、次項に定める額を限度」を「補助対象経費の10分の5以内の額」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「1事業」を「補助金の交付申請1件」に改め、「前項第1号アの事業にあつては1,000万円、同項第1号イ及び第2号の事業にあつては」を削り、同条に次の1項を加える。

3 補助金の交付申請は、同一の建造物につき、一の会計年度において1回のみとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修景に係る設計監理費
- (2) 外観の修景整備に要する工事費

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第201号

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱（平成27年奈良市告示第505号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成20年法律第40号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「建造物（以下「建造物」という。）」を「歴史的風致形成建造物」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修理 伝統的な様式を要する歴史的風致形成建造物の外観を維持し、又は往年の姿に復原する行為をいう。
- (2) 歴史的風致形成建造物 法第12条第1項の規定に基づき市長が指定する建築物その他の工作物をいう。
- (3) 重点区域 法第2条第2項各号に掲げる要件に該当する土地の区域として計画で定めた奈良町及び奈良公園地区重点区域をいう。

第3条中「重点区域内」を「次条の補助対象事業を行う重点区域内」に、「あって、次条の補助対象事業を行う」を「かつ、市税の滞納がない」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する建造物」を「歴史的風致形成建造物」に、「をいう。」を「とする。」に改め、外観の保存上特に必要と認められる場合は、構造耐力上必要な部分の修理を補助金の対象とすることができる。」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次条」を「第6条」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条第1項中「、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、次項に掲げる額を限度」を「、補助対象経費の10分の8以内の額」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「1事業」を「補助金の交付申請1件」に、「、前項第1号の事業にあっては1,000万円、同項第2号の事業にあっては800万円」を「1,000万円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 補助金の交付申請は、同一の建造物につき、一の会計年度において1回のみとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修理に係る設計監理費（設計上必要となる事前調査に要する費用を含む。）
- (2) 外観の修理及びそれに必要な構造補強等に要する工事費

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日掲示済)

奈良市告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

閲覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所観光経済部農林課内

(平成29年3月31日掲示済)

奈良市告示第203号

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 災害に強いまちづくりを促進するため、不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物のうち大規模かつ公益上必要な建築物で、避難所としての機能を有する建築物の耐震改修工事を実施する所有者に対し、これに要する費用について、予算の範囲内で奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添の第1建築物の耐震診断の指針に基づく評価方法により、法第2条第1項に規定する地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震改修 基本方針別添の第2建築物の耐震改修の指針に基づく基準に適合する方法により、法第2条第2項に規定する地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- (4) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所に属する建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）附則第3条の規定により準用する同省令第5条第1項各号に掲げるものをいう。
- (5) 判定書等 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について、技術指針事項（法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。）に基づき判定し、評価した書類及びその添付書類をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する要緊急安全確認大規模建築物であること。
- (2) 法に規定する耐震診断義務付け対象建築物であることが本市により確認され、改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（地方公共団体の補助制度を併用する場合）（平成25年10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室制定。以下「マニュアル」という。）様式1。以下「確認書」という。）が発行された建築物であること。
- (3) 耐震診断技術者による耐震診断の結果及び判定書等の判定内容が、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」であること。
- (4) 耐震診断技術者による耐震改修の実施のための補強設計の結果及び判定書等の判定内容が、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」であること。
- (5) 平成31年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手すること。
- (6) 災害時における施設の提供等の協力に関する協定（以下「協定」という。）を本市と締結している者が所有し、被災後の避難生活者を一定期間受け入れること等を行う建築物であること。

2 補助対象建築物の所有者と占有者（使用者又は居住者をいう。以下同じ。）が異なる場合は、当該建築物の耐震改修を行うことについて、当該利害関係者との協議が調っていないなければならない。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する補助対象建築物の所有者（共有の建築物にあっては、共有者全員の合意による代表者）又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体（以下「管理組合」という。）であること。
- (2) 補助対象建築物について耐震改修工事を行う者であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が補助対象建築物の耐震改修工事（く体の補強工事、これに伴う最低限必要な部分撤去工事及び復旧のための工事等）に要する経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（面積1平方メートルにつき50,300円を限度とする。）に23%を乗じて得た

額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、第9条第1項に規定する全体設計の承認を受けた場合は、当該補助金の額に各年度の出来高割合を乗じて算出した額を当該年度における補助金の額とする。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事を実施する前に、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書及び工事計画概要書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類各4部を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第9条第1項に規定する全体設計の承認を受けて補助金の交付を受けようとする者は、最終完了年度までの年度ごとに交付申請を行わなければならない。この場合において、第7号から第9号までに掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 確認書（本市による確認がなされたもの）の写し
- (2) 補助金交付申請書（マニュアル様式第2）
- (3) 耐震改修工事に要する経費の見積書の写し
- (4) 補助対象建築物の付近見取図及び写真
- (5) 補助対象建築物の配置図及び平面図
- (6) 補強箇所及び補強方法等を示した構造図
- (7) 補助対象建築物の所有者が確認できる書類（全部事項証明書等）
- (8) 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者からの耐震診断の実施に係る同意書（区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組合同規約）
- (9) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者からの耐震診断の実施に係る同意書
- (10) 協定の締結を確認できる書類の写し
- (11) 耐震診断の結果及び判定書等の写し
- (12) 耐震改修の実施のための補強設計の結果及び判定書等の写し
- (13) 耐震診断をした者及び耐震改修の実施のための補強設計をした者が耐震診断技術者であることを証する書類の写し
- (14) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（全体設計の承認等）

第9条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業

」という。)に係る工事が複数年度にわたる場合には、申請者は、奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助事業全体設計承認申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類各4部を添えて市長に提出し、初年度の補助金の交付の申請までに、当該工事に係る事業費の総額、各年度の出来高及び事業機関等に関する全体設計(以下「全体設計」という。)の承認を受けなければならない。

- (1) 耐震対策緊急促進事業全体設計(変更)承認申請書(マニュアル様式第20)
- (2) 確認書(本市による確認がなされたもの)の写し
- (3) 工程表(年度ごとの工程が確認できる書類)
- (4) 見積書の写し(年度ごとの出来高及び資金計画が確認できる書類並びに耐震改修工事とそれ以外の工事費が確認できる書類)
- (5) 耐震改修工事を完了させる旨の誓約書
- (6) 補助対象建築物の付近見取図及び写真
- (7) 補助対象建築物の配置図及び平面図
- (8) 補強箇所及び補強方法等を示した構造図
- (9) 補助対象建築物の所有者が確認できる書類(全部事項証明書等)
- (10) 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者からの耐震診断の実施に係る同意書(区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組合同約)
- (11) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者からの耐震診断の実施に係る同意書
- (12) 協定の締結を確認できる書類の写し
- (13) 耐震診断の結果及び判定書等の写し
- (14) 耐震改修の実施のための補強設計の結果及び判定書等の写し
- (15) 耐震診断をした者及び耐震改修の実施のための補強設計をした者が耐震診断技術者であることを証する書類の写し
- (16) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは当該全体設計を承認し、申請者に奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助事業全体設計承認通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。この場合において、市長は当該承認について必要な条件を付することができる。

(全体設計に係る補助事業の変更等)

第10条 前条第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る計画の変更をしようとするとき又は当該承認に係る計画を取りやめようとするときは、奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助事業全体設計変更(中止・廃止)承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、当該計画の変更等の承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。
(補助金の実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震改修工事が

完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類各4部を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第9条第1項の規定による全体設計の承認を受けた補助事業については、最終完了年度を除き、当該補助金の交付決定を受けた各会計年度の末日までに提出するものとする。

- (1) 完了実績報告書(マニュアル様式第21)
- (2) 工事写真(外観全景並びに改修前、改修中及び改修後のもの)
- (3) 耐震改修工事に要した経費の領収書の写し
- (4) 当該年度の出来高を確認できる書類(全体設計の承認を受けたものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第7条関係)

第2号様式 (第9条関係)

工事計画概要書

(第1面)

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事

補助事業全体設計承認申請書

【1.所在地】

【2.所有者】

【氏名】

【住所】

【電話番号】

年 月 日

(宛先) 奈良市長

【3.代理人】

【資格】

【氏名】

【建築士事務所名】

【所在地】

【電話番号】

号

登録第

()

建築士

()

登録第

()

知事登録第

号

申請者 住所

氏名

㊦

【4.耐震診断 及び 耐震改修の実施のための補強設計をした耐震診断技術者】

【資格】 () 建築士 () 登録第

【氏名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

【所在地】 () 建築士事務所 () 知事登録第

【電話番号】 () 建築士事務所 () 知事登録第

【講習の種類及び実施機関名】

【証明書番号及び講習修了年月日】

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱第9条第1項の規定により、奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助事業全体設計について承認を申請します。

1. 補助対象建築物の名称

【5.工事施工者】

【氏名】

【営業所名】

【所在地】

【電話番号】

号

第

()

建設業の許可 (

()

登録第

()

建築士

()

登録第

()

知事登録第

号

【6.工事監理者】

【資格】

【氏名】

【建築士事務所名】

【所在地】

【電話番号】

号

登録第

()

建築士

()

登録第

()

知事登録第

号

【7.工事期間】

年 月 日 ~

年 月 日

第3号様式(第9条関係)

(第2面)

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事
補助事業全体設計承認通知書

奈良市指令第 号

1. 対象建築物

所在地	
用途	
階数	
構造	
延べ床面積	
建築着工年月日	

申請者 住所
氏名

年 月 日 付けで申請のあった奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助事業全体設計承認について、次のとおり決定したので、奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日
奈良市長

2. 交付申請予定額

	全体計画	年度別計画	
		年度	年度
実際に要する費用			
補助事業等の経費所要額			
補助限度額			
交付申請額			

3. 耐震改修の事業の実施期間

事業の着手の予定年月日	年 月 日
事業の完了の予定年月日	年 月 日

4. 全体設計承認を必要とする理由

補助年度	年度
補助金等の名称	奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金
承認の条件	1 全体設計の内容、経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)する場合においては、市長の承認を受けること。 2 全体設計を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 3 全体設計が予定期間内に完了することが困難となった場合又は全体設計の遂行が困難となった場合においては、速やか市長に報告してその指示を受けること。

第4号様式 (第10条関係)

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事
補助事業全体設計変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名 印

年 月 日 付け奈良市指令第 号の承認通知に係る事業について、下記
のとおり変更 (中止・廃止) したいので、奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工
事補助金交付要綱第 条第 1 項の規定により、その承認を申請します。

1. 補助事業の名称

補助年度	
補助金等の名称	奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金

2. 交付申請予定額 (変更)

	年度別計画	
	年度	年度
全体計画		
実際に要する費用		
補助事業等の経費所要額		
補助限度額		
交付申請額		

※ 上段にはかつこ書きで、変更前の額を記入してください。

3. 変更の内容 (中止又は廃止) 及びその理由

変更の内容 (中止又は廃止) 及びその理由

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市告示第204号

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱 (平成3年奈良市告示第85号) の一部を次のように改正する。

第1条中「又は生ごみ堆肥化容器」を「、生ごみ堆肥化容器又はダンボールコンポスト」に改める。

第1条の第2項中「ボカシ等容器」の次に「、ダンボールコンポスト」を加え、同条に次の1項を加える。

3 この要綱において「ダンボールコンポスト」とは、家庭から出る生ごみをビートモス等の基材とともに段ボール箱に入れ、その中で減量・堆肥化することを目的として製造された段ボール製の容器及び基材等一式で、市長が適当と認めたものをいう。

第2条中「市長の認定を得た市内の取扱指定店 (以下「指定店」という。) から生ごみ処理機器を購入しようとする者 (事業者を除く。) であって、次の各号の要件を備えているもの」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 市税の滞納がない者

第3条第1項を次のように改める。

助成金の額は、生ごみ処理機器の購入価格 (消費税及び地方消費税を除く。) の2分の1の額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。ただし、次に掲げる生ごみ処理機器の区分に応じ、1基につき、当該各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 生ごみ処理機 20,000円
- (2) 生ごみ堆肥化容器 5,000円
- (3) ダンボールコンポスト 2,000円

第3条第2項に次の1号を加える。

- (3) ダンボールコンポスト 4基以内

第4条から第11条までを次のように改める。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、生ごみ処理機器購入日の属する年度の末日までに、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請書 (別記第1号様式) に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機器購入に要した費用が明記された領収書の写し
- (2) 生ごみ処理機器設置後の状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにそ

の内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、助成金の交付の可否を決定し、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の取下げ）

第6条 申請者は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付請求）

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者は、速やかに奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者（以下「対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

（助成金の返還命令）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、対象者に対し、奈良市生ごみ処理機器購入助成金返還命令書（別

記第5号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（生ごみ処理機器の処分の制限）

第10条 対象者は、助成金の交付を受けた日から5年（ダンボールコンポストについては、3箇月）を経過する前において、当該助成金の交付を受けた生ごみ処理機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 対象者は、生ごみ処理機器購入に係る関係書類を、購入後5年間保管しなければならない。

本則に次の1条を加える。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請書

(申請日) 年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
住所
ふりがな
氏名
生年月日
電話番号

〒 年 月 日

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。
また、私（申請者）の「市税の納入状況」について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

助成金の名称	奈良市生ごみ処理機器購入助成金
助成金の申請金額	円
設置場所	〒 奈良市
購入価格	円
処理容量	リットル
製品名	
製造会社	
購入日	年 月 日
添付書類	(1) 生ごみ処理機器購入に要した費用が明記された領収書の写し (2) 生ごみ処理機器設置後の状況が確認できる写真 (3) その他市長が必要と認める書類
※主務課長の意見	

設置した生ごみ処理機器に関する事項

注 ※印の欄は記入しないこと。

第2号様式（第5条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付（不交付）決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者
住所
氏名

様

年 月 日付で申請のあった奈良市生ごみ処理機器購入助成金の交付については、次
のとおり決定したので、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長



決定内容	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

第3号様式（第6条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市生ごみ処理機器購入助成金について、交付申請を取り下げたいので、奈良市生ごみ処理機
器購入助成金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
フリガナ			
届出者氏名	印		
住所	電話番号 ()		

第5号様式 (第9条関係)

奈良市生ごみ処理機器購入助成金返還命令書

申請者
住所
氏名
様

奈良市生ごみ処理機器購入助成金の交付について、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
返還金額	円		
返還期限	年 月 日		
返還理由			

第4号様式 (第7条関係)

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市生ごみ処理機器購入助成金について、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
フリガナ			
請求者氏名	印		
住所	電話番号 ()		

請求金額	円
------	---

交付される助成金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関	預金種別	口座番号
銀行	普通(総合)当座	
農協	フリガナ	
信金	口座名義人	

※ 振込先口座は、請求者の口座とします。
※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

別記様式に次の1様式を加える。

第6号様式(第10条関係)

財産処分承認申請書
(宛先) 奈良市長
申請者住所氏名
年 月 日

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他()		
処分の時期	(年 月 日から 年 月 日まで)		
処分の理由			
処分の条件			

(平成29年3月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市特定個人情報等監査実施規程を次のように定める。
平成29年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市特定個人情報等監査実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、奈良市特定個人情報等の保護に関する管理規程(平成27年12月18日策定。以下「管理規程」という。)第10に規定する奈良市における特定個人情報等の管理の状況に係る監査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令で使用する用語は、管理規程で使用する用語の例による。

(監査対象)

第3条 特定個人情報等の管理の状況に係る監査(以下「監査」という。)は、指定実施機関を対象に実施する。

(監査責任者)

第4条 特定個人情報保護総括責任者が指名する者(以下「監査責任者」という。)は、総務課長とする。

2 監査は、総務課が実施する。この場合において、監査責任者は、監査項目によっては、総務課以外の課が実施する当該事務又は事業に係る監査を所管する当該課の長に対し、協議の上、必要な協力を求めることができる。

3 監査責任者は、必要に応じ、外部の専門家による監査を実施することができる。この場合において、監査責任者は、当該外部の専門家について、選定の基準を定め、客観的で公平な手続に従って選定しなければならない。
(監査の権限)

第5条 監査責任者は、監査の実施に当たり、監査の対象となる指定実施機関(以下「被監査指定実施機関」という。)に対し、資料の提出、事実等の説明その他監査責任者が必要とする事項の開示を求めることができる。

2 被監査指定実施機関は、前項の求めに対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

3 監査責任者は、被監査指定実施機関に対して、改善勧告事項の実施状況の報告を求めることができる。
(監査責任者の責務)

第6条 監査責任者は、監査の実施に当たり、常に公正かつ客観的に監査判断を行わなければならない。

2 監査責任者は、監査及び特定個人情報に関する専門知識を有し、相当な注意をもって監査を実施しなければな

らない。

3 監査責任者は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に開示してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(監査関係文書の管理)

第7条 監査責任者は、監査関係文書の紛失等をしないように適切に保管しなければならない。

(監査管理計画書)

第8条 監査責任者は、原則として年度ごとに監査管理計画書を作成し、これに基づいて監査を実施するものとする。

2 前項の監査管理計画書には、当該年度の監査方針、監査対象、監査実施時期、監査要員、監査基準等を定めるものとする。

(監査実施計画書)

第9条 監査責任者は、監査管理計画書に基づいて、個別に実施する監査ごとに監査実施計画書を作成するものとする。

2 特命その他の理由により、監査管理計画書に記載されていない監査を実施する場合においても、監査実施計画書を作成するものとする。

(監査実施通知)

第10条 監査責任者は、監査の実施に当たっては、原則として2週間前までに被監査指定実施機関の特定個人情報保護責任者に対し、監査実施の時期、監査日程、監査範囲、監査項目等を文書で通知しなければならない。ただし、特命その他の理由により、事前の通知なく監査を実施する必要があると判断した場合は、この限りでない。

(監査結果の意見交換)

第11条 監査責任者は、監査の結果、発見された問題点について事実誤認等がないことを確認するため、被監査指定実施機関との意見交換を行うものとする。

(監査結果の報告)

第12条 監査責任者は、監査の実施後、監査結果を監査報告書として取りまとめ、特定個人情報連絡調整会議に報告しなければならない。この場合において、特命その他の理由により緊急を要する場合は、口頭をもって報告することができる。

(監査結果の通知及び改善措置)

第13条 特定個人情報保護総括責任者は、前条の報告を受けた後、速やかに監査結果を被監査指定実施機関の特定個人情報保護責任者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた特定個人情報保護責任者は、改善勧告事項に対する改善実施の可否、改善内容、改善実施時期等について、特定個人情報保護総括責任者に回答しなければならない。

3 第1項の通知を受けた特定個人情報保護責任者は、改善勧告事項について改善を実施したときは、特定個人情報保護総括責任者に報告しなければならない。

(助言及び指導)

第14条 監査責任者は、被監査指定実施機関における改善

勧告事項に対する改善実施状況について、適宜助言及び指導しなければならない。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、保健所長及び会計管理者は」を「及び会計管理者は」に改め、同項部長、保健所長及び会計管理者共通の部分中「、保健所長」及び「、室長」を削り、同項財務部長の部分に次の6号を加える。

(4) 市税審査請求の裁決及び減免申請の処理決定

(5) 1件100万円以上の市税の分納の承認及び取消し

(6) 市税の徴収猶予及び換価の猶予の決定及び取消し

(7) 1件100万円以上の市税の滞納処分(交付要求を除く。)及び参加差押の決定及び解除

(8) 1件100万円以上の市税の滞納処分の停止の決定及び取消し

(9) 市税に係る担保の徴取、保全担保、保全差押及び担保の処分の決定

第4条第1項市民生活部長の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項保健福祉部長の部分中「保健福祉部長」を「福祉部長」に改め、同部分に次の2号を加える。

(44) 国民健康保険料及び一部負担金の減免

(45) 介護保険料の減免

第4条第1項保健所長の部分を次のように改める。

健康医療部長

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第2項に基づく結核指定医療機関の指定

(2) 障害者総合支援法第54条第1項に基づく自立支援医療費(育成医療)の支給認定及び同法第58条第1項に基づくその支払いに係る支出負担行為の決定

(3) 児童福祉法第19条の2第1項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び同法第19条の3第10項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支出負担行

為の決定

- (4) 児童福祉法第19条の9第1項に基づく小児慢性特定疾病医療機関の指定及び同法第19条の3第1項に規定する医師の指定
- (5) 児童福祉法第20条第1項に基づく療育の給付及び同条第5項に基づく療育機関の指定
- (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に基づく養育の給付及び第21条に規定する養育医療に要する費用の支出負担行為の決定
- (7) 母子保健法第20条第5項に基づく養育医療機関の指定
- (8) 母子保健法に基づく保健事業の実施
- (9) 健康増進法に基づく事業の実施
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導の実施
- (11) 不妊治療の助成事業の実施
- (12) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条第1項及び第2項に基づく死体解剖
- (13) 予防接種の実施及び予防接種委託料の支出負担行為の決定
- (14) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に基づく特定施設の設置の許可
- (15) 医療及び保健衛生施設の運営管理
- (16) 予定価格5,000万円未満の工事の施行の決定
- (17) 施行決定後の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定
- (18) 既定方針どおりの事業用地の買収及び支障物件の移転等の補償
- (19) 1件800万円未満の固定資産の除却の決定

第4条第1項都市整備部長の部分の第25号中「第18条第23項」を「第18条第25項」に改め、同条第2項中「保健所長」を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項広報広聴課長の部分中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に改め、同項総務課長の部分に次の1号を加える。

- (3) 庁中取締り及び所属職員の日宿直の割当

第6条第1項管財課長部分を削り、同項財政課長部分の次に次のように加える。

資産経営課長

- (1) 財産台帳の調製

第6条第1項資産税課長部分の第1号中「特別土地保有税」を削り、同部分の第2号中「及び特別土地保有税」を削る。

第6条第1項市民課長の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項病院管理課長部分を削り、同項障がい福祉課長部分の第6号中「障害程度区分」を「障害

支援区分」に改め、同部分の第9号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、同項健康増進課長の部分の次に次のように加える。

医療事業課長

- (1) 会計伝票の発行
- (2) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付に関する支出負担行為の決定
- (3) 1件300万円未満の固定資産の除却の決定
- (4) 固定資産台帳の調製

第6条第1項商工労政課長部分中「商工労政課長」を「産業振興課長」に改め、同項建築指導課長部分の第9号中「第18条第22項」を「第18条第24項」に改め、同項土木管理課長部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項道路建設課長部分に次の2号を加える。

- (2) 都市計画路線の通行制限及び禁止
- (3) 都市計画事業決定路線の敷地境界の査定

第6条第1項街路課長部分を削る。

（奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正）

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第4条住民課長及び総務住民課長共通部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、同部分の次に次のように加える。

西部出張所住民課長

- (1) 母子健康手帳の交付

第4条月ヶ瀬行政センター総務住民課長部分に次の1号を加える。

- (2) 母子健康手帳の交付

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年3月30日揭示済）

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令

（奈良市庁議規程の一部改正）

第1条 奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

- 第3条中「保健所長」を削る。

（奈良市勢要覧編集委員会設置規程の一部改正）

第2条 奈良市勢要覧編集委員会設置規程（昭和47年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「広報広聴課」を「広報戦略課」に改める。

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第3条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務部長」を「財務部長」に、「保健福祉部長」を「福祉部長」に、「保健所長」を「健康医療部長」に改める。

別表第2中「総務部」を「財務部」に、「管財課長」を「資産経営課長」に、「保健福祉部」を「福祉部」に、「保健所」を「健康医療部」に、「生活衛生課長」を「生活衛生課長 保健・環境検査課長」に、「廃棄物対策課長 環境政策課長」を「廃棄物対策課長」に、「道路建設課長 街路課長」を「道路建設課長」に改める。

(奈良市綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第4条 奈良市綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「保健福祉部長」を「福祉部長」に、「保健所長」を「健康医療部長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第5条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1企画部会の項中「経営部長 秘書広報室長」を「経営部長」に、「FM推進課長」を「資産経営課長」に、「奈良町にぎわい課長 リニア推進課長 商工労政課長」を「奈良町にぎわい課長 産業振興課長」に、「文化財課長 埋蔵文化財調査センター所長」を「文化財課長」に改め、同表研修部会の項中「議会事務局長 環境事業室長」を「議会事務局長」に、「管財課長」を「総務課長」に改め、同表調査研究部会の項中「設計工務部長 税務室長」を「設計工務部長」に、「都祁行政センター所長 総務課長」を「都祁行政センター所長」に、「市民税課長 病院管理課長」を「市民税課長」に、「介護福祉課長」を「介護福祉課長 医療事業課長」に、「クリーンセンター建設準備課長」を「クリーンセンター建設推進課長」に、「道路建設課長 街路課長」を「道路建設課長」に、「営繕課長 指導監察課長」を「営繕課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に、「水道工務課長」を「工務第一課長」に、「下水道工務課長」を「工務第二課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「保健福祉部長」を「福祉部長」に、「保健所長 保健医療室長」を「健康医療部長」に、「文化振興課長 東アジア文化都市推進課長」を「文化振興課長」に、「料金管財課長 東部上下水道管理課長」を「情報料金課長 官民連携推進課長」に、「北消防署長 図書館政策課長」を「北消防署長」に改める。

別表第2企画部会の項中「商工労政課長」を「産業振興課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第6条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「保健福祉部長」を「福祉部長」に、「保健所長」を「健康医療部長」に改める。

別表第2中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に、「総務課長 管財課長」を「総務課長」に、「市民課長 病院管理課長」を「市民課長」に、「保健福祉部」を「福祉部」に、「保健所」を「健康医療部」に、「医療政策課長」を「医療政策課長 医療事業課長」に、「道路建設課長 街路課長」を「道路建設課長」に、「指導監察課長」を「契約課長」に、「学校教育課長 図書館政策課長」を「学校教育課長」に改める。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第7条 奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「税務室長」を「幹事長が指名する者」に改める。

別表第1中「保健福祉部長」を「福祉部長」に、「子ども未来部長」を「子ども未来部長 環境部長」に、「学校教育部長 税務室長 保健医療室長」を「学校教育部長」に改める。

別表第2中「法務ガバナンス課長 納税課長」を「法務ガバナンス課長」に、「介護福祉課長」を「介護福祉課長 子ども育成課長」に、「住宅課長」を「住宅課長 リサイクル推進課長 環境清美工場長」に改める。

(奈良市広報事務取扱規程の一部改正)

第8条 奈良市広報事務取扱規程(昭和25年奈良市訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に改める。

第3条中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に、「広報広聴課」を「広報戦略課」に改める。

第4条第1項中「広報広聴課」を「広報戦略課」に改め、同条第2項中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に改める。

第6条第1項中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に、「広報広聴課」を「広報戦略課」に改め、同条第2項中「広報広聴課」を「広報戦略課」に改める。

第7条中「広報広聴課」を「広報戦略課」に改める。

第8条中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に改める。

別記第3号様式中「広報広聴課長」を「広報戦略課長」に改める。

(奈良市広報事務処理要綱の一部改正)

第9条 奈良市広報事務処理要綱(昭和25年奈良市訓令甲第25号)の一部を次のように改正する。

第3項から第6項までの規定中「広報広聴課」を「広報戦略課」に改める。

(奈良市保安員服務規程の一部改正)

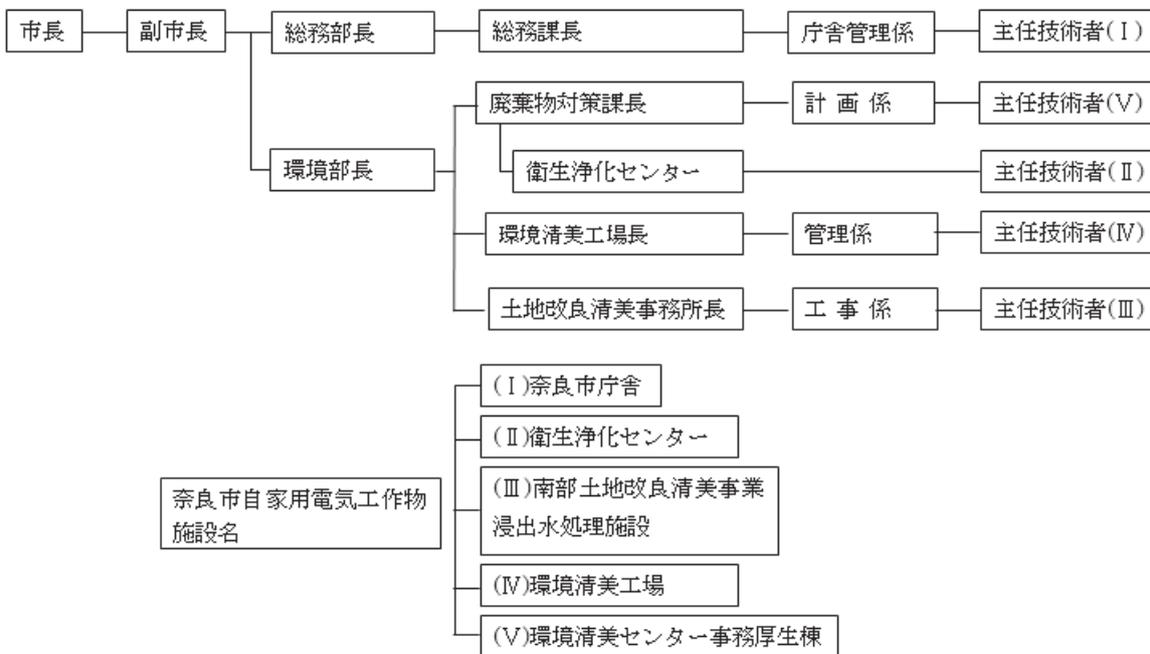
第10条 奈良市保安員服務規程(昭和42年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第7条中「管財課長」を「総務課長」に改める。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)
 第11条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。
 別表中「管財課」を「総務課」に、「病院管理課」を「医療事業課」に、「環境事業室」を「環境部(環境政策課及びクリーンセンター建設推進課を除く。)」に改め
 別表第1(第5条関係)

る。
 (奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)
 第12条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。
 別表第1を次のように改める。

奈良市自家用電気工作物設置組織図



別表第2中「管財課長」を「総務課長」に、「管理第二係」を「管理係」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
 (平成29年3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令
 奈良市職員服務規程(昭和40年奈良市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「職員証」の次に「等」を加える。

第11条第1項中「(課長(課長相当職を含む。))以上の職にある者を除く。」を削る。

第12条の2第1項中「あらかじめ」の次に「庶務事務システムにより所属長の承認を受けなければならない。この場合において、その承認に先立ち、」を加え、「その承認」

を「介護休暇に係る指定期間の指定」に改め、同条第2項中「願書」の次に「を各指定期間につき初めて提出する場合」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間の手続)

第12条の3 介護時間を受けようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムにより所属長の承認を受けなければならない。この場合において、その承認に先立ち、介護時間願(別記第12号様式の4)を所属長を経て人事課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、介護時間について準用する。この場合において、同項中「各指定期間につき初めて提出」とあるのは、「提出」と読み替えるものとする。

第18条第3項中「管財課長」を「総務課長」に改める。

別記第12号様式の3中

次のとおり介護休暇を承認してください。	
年 月 日	
期 間 (取得形態)	年 月 日から 取得の初日 年 月 日まで 年 月 日
	毎日・その他 ()

を

次のとおり介護休暇に係る指定期間を指定してください。		
年 月 日		
指 定期 間の 申 出	申出の回数	申出の期間
	第1回 第2回 第3回	年 月 日から 年 月 日まで
指 定期 間の 短 縮 ・ 延 長	短縮・延長の回数 (延長は1回のみ)	延長・短縮後の末日
	第1回 第2回 第3回	(年 月 日から) 年 月 日まで

に、

「医師」を「この願書を各指定期間につき初めて提出する場合には、医師」に、「すること」を「してください」に改める。

別記第12号様式の3の次に次の1様式を加える。

第12号様式の4 (第12条の3関係)

介 護 時 間 願

奈良市長 様	所 属		
	職員番号		
	氏 名	印	
次のとおり介護時間を承認してください。			
年 月 日			
連 続 す る 3 年 の 期 間 及 び 時 間	連続する3年の期間		時間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分 ～ 時 分 午後 時 分 ～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分 ～ 時 分 午後 時 分 ～ 時 分
要 介 護 者 に 関 す る 事 項	氏名	続柄	同居・別居
	・傷病名		
	・老齢 (年 月 日生 歳)		所属長印
備 考			

(注) この願書には、医師の診断書又は介護を要する事情を明らかにする書面を添付してください。

附則
(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（平成29年奈良市規則第23号）附則第7項の規定の施行の日から施行する。
(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の奈良市職員服務規程第18条第3項の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則附則第7項の規定により指定期間の指定の申出を行う場合における介護休暇願の様式は、

この訓令による改正後の奈良市職員服務規程別記第12号様式の3によるものとする。
(平成29年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第5号

庁中一般
関係各所
奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成29年3月31日

奈良市長 仲川 元庸
奈良市辞令式の一部を改正する訓令
奈良市辞令式（昭和34年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
別表中24の3の項を24の4の項とし、24の2の項を24の3の項とし、24の項の次に次のように加える。

<p>24の2 育児短時間勤務</p>	<p>(1) 育児短時間勤務を承認する場合 育児短時間勤務(ア)を承認する 育児短時間勤務の期間は何年何月何日から何年何月何日までとする</p> <p>(2) 育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合 育児短時間勤務の期間を何年何月何日まで延長することを承認する</p> <p>(3) 育児短時間勤務の期間が満了した場合 何年何月何日限りで育児短時間勤務の期間は満了した</p> <p>(4) 育児短時間勤務の承認が失効した場合 育児短時間勤務の承認は失効した</p> <p>(5) 育児短時間勤務の承認を取り消す場合 育児短時間勤務の承認を取り消す</p> <p>(6) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認する場合又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合 育児短時間勤務(イ)を取り消し、何年何月何日付けで請求のあつた育児短時間勤務(ウ)を承認する 育児短時間勤務の期間は何年何月何日から何年何月何日までとする</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をさせる場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をさせる</p> <p>(8) 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務が終了した場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務は終了した</p>	<p>○「ア」の記号をもつて表示する事項は、「週何々勤務」（何々の部分には、職員の1週間当たりの勤務時間を表示する。）とする。</p> <p>○「イ」又は「ウ」の記号をもつて表示する事項は、取り消された育児短時間勤務又は取消し後に承認される育児短時間勤務に係る「週何々勤務」（何々の部分には、職員の1週間当たりの勤務時間を表示する。）とする。</p>
---------------------	--	---

別表24の4の項の次に次のように加える。

24の5 配偶者同行休業	(1) 配偶者同行休業を承認する場合 配偶者同行休業を承認する 配偶者同行休業の期間は何年何月何日から何年何月何日までとする (2) 配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合 配偶者同行休業の期間を何年何月何日まで延長することを承認する (3) 職務復帰をさせる場合 職務復帰を命ずる 何々(部)何々(課)勤務を命ずる (4) 配偶者同行休業の承認を取り消す場合 配偶者同行休業の承認を取り消す 職務復帰を命ずる 何々(部)何々(課)勤務を命ずる
--------------	--

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

監 査

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

地域福祉課(旧福祉政策課分)

監査結果公表日 平成27年6月26日
(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成29年3月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良市月ヶ瀬福祉センターのゲートボール場、談話室、料理実習室及び会議室の使用料の減免については、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第9条第1項に規定する減免申請書の提出は受けているものの、同条第2項に規定する減免決定通知書の交付が行われていなかった。同条の規定に定める手続に従い、使用料の減免を行われたい。	監査の指摘を受けて、平成27年度から、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第9条第2項に規定する手続に従い、減免決定通知書の交付を行うようにしました。

奈良ブランド推進課

監査結果公表日 平成27年6月26日
(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成29年3月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
大和茶、日本酒海外戦略事業企画運営業務委託契約の予定価格調書が、契約締結先が提出した見積書の作成日より後の日付で作成されていた。奈良市契約規則第10条及び第18条の規定により、予定価格を定めた後、見積書を徴するよう改めました。	平成27年度から、委託料の契約行為を行う場合、奈良市契約規則第10条及び第18条の規定に基づき、予定価格を定めた後、見積書を徴するよう改めました。

J R奈良駅周辺整備事務所
監査結果公表日 平成28年3月28日
(奈良市監査委員告示第5号)

措置結果通知日 平成29年3月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 認定電気通信事業の用に供する目的での電気通信ケーブルの架空占用に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例第35条の規定に定めるところにより、奈良市道路占用料に関する条例の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号)に従い、	(2) 占用物件において、1件の使用許可に係る年度ごとの使用料の額が100円に満たない場合であっても、奈良市道路占用料に関する条例別表に従い占用料を計算し、使用料を徴収しました。

1 件の使用許可に係る年度ごとの使用料の額が100円に満たない場合の使用料の額を100円として徴収した事例が1件あった。奈良市道路占用料に関する条例には、この取扱いを定めた規定がないので、正確な計算による使用料を徴収されたい。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人前川英樹から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

平成29年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

別添省略

(平成29年3月31日揭示済)

公 営 企 業

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備考
中山幹線-80	奈良市中山町17番2	奈良市中山町17番2	①
中山幹線-81	奈良市中山町17番2	奈良市中山町3番2	①
中山幹線-82	奈良市中山町3番2	奈良市秋篠町1344番2	①
中山幹線-83	奈良市秋篠町1344番2	奈良市秋篠町1349番7	①
あやめ池北幹線-162	奈良市あやめ池北一丁目1343番2	奈良市あやめ池北一丁目1343番17	②
平松幹線-109	奈良市平松一丁目103番3	奈良市平松一丁目98番4	③
六条第1幹線-98	奈良市五条西一丁目1202番144	奈良市五条西一丁目1202番144	④
奈良幹線-144	奈良市三条松町404番2	奈良市三条松町403番1	⑤
東九条幹線-159	奈良市東九条町583番	奈良市東九条町583番	⑥
大安寺第1幹線-247	奈良市東九条町1187番3	奈良市東九条町1187番1	⑦
大安寺第1幹線-248	奈良市東九条町1187番1	奈良市東九条町1188番7	⑦
帯解幹線-232	奈良市山町16番6	奈良市山町13番4	⑧

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成29年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成29年3月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年3月1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年3月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市 中山町、秋篠町、あやめ池北一丁目、平松一丁目、五条西一丁目、三条松町、東九条町及び山町の各一部
- 2-2 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市 学園中二丁目1293番4、1293番5、1294番1、1294番6、1337番1、1337番6、5593番1、5594番2、中山町西一丁目823番2、823番6、823番7、823番8、登美ヶ丘四丁目779番38、779番39、南登美ヶ丘3474番1、3474番2、中山町132番1、134番1、北京終町58番8、北新町52番3、52番6、鳥見町三丁目13番18、西大寺本町231番8、敷島町一丁目551番22、法華寺町319番5

奈良市企業局告示第12号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年3月6日

奈良市公営企業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
(株) エイド	代表取締役 小山 稔	大阪府松原市大堀二丁目11番3号	平成29年2月15日

(平成29年3月6日揭示済)

奈良市企業局告示第13号

平成29年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成29年3月16日

奈良市公営企業管理者
池田修

平成29・30年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等
入札参加資格審査申請要領 (追加受付)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成29・30年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札(見積り)に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札(見積り)に参加しようとする方は、以下の要領により入札等参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

1 入札(見積り)に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。)である者。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者

の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

市内業者	平成29年4月3日(月)～平成30年9月28日(金) ※土曜・日曜・祝日を除く。
準市内業者 市外業者	平成29年4月3日(月)～平成30年9月28日(金) ※土曜・日曜・祝日を除く。

※準市内業者…奈良市内に支店または営業所を有する業者

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所北棟5階
契約課(持参受付の方のみ)

(2) 申請方法

市内業者……別表第1の書類をクリアファイルに入れ、持参申請でのみ受け付けます。

準市内・市外業者……別表第1の書類をクリアファイルに入れ、郵送申請でのみ受け付けます。

※1 持参申請の方は、後日入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、申請書類と一緒に住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒をお持ちください。

※2 郵送申請は、受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。(それぞれに切手が必要です。)

4 郵送先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所会計契約部契約課 物品入札担当

5 登録有効期間

入札参加資格審査結果通知日～平成31年3月31日

6 その他留意事項

- (1) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (4) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (5) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (6) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市会計契約部契約課

電話番号0742-34-4743（ダイヤルイン）

奈良市企業局経営部企業総務課入札室

電話番号0742-34-5200（代表）

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
	例—警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7	使用印鑑届 (第7号様式)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
8	委任状 (第8号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
9	印鑑証明書(原本)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
10	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
11	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…当該年度と過去2年度分(法人は法人市民税) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税(その3又はその3の2) ■法人…法人税(その3又はその3の3) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 当該年度分と過去2年度分の市・県民税(法人においては法人市民税)及び固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分 市外業者 所得税(法人においては法人税)及び当該年度分と過去2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
12	納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…当該年度分と過去2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	当該年度分と過去2年度分の国民健康保険料(国保年金課で証明) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
13	調査票	○	○	
14	誓約書	○	○	
15	入札参加資格審査申請書受付票 (第9号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
(注)	<ul style="list-style-type: none"> ○印は、必ず提出するもの。 △印は、必要な方が提出するもの。 提出書類は、クリアファイル(A4)に入れて提出してください。 			

(平成29年3月16日揭示済)

奈良市企業局管理規程第12号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程
奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第33条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、水道料金等収納事務委託に係る領収書の交付については、別に定める。

第101条中「公共下水道事業及び農業集落排水事業」を「次のとおり」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 農業集落排水事業

第101条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

水道事業の会計に関して、セグメント情報の開示に伴うセグメント区分は、次のとおりとする。

- (1) 水道事業
- (2) 都祁水道事業
- (3) 月ヶ瀬簡易水道事業

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第13号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第26条中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第27条第1項中「手数料」の次に「(条例別表第1に掲げる証明手数料を除く。)」を加える。

第28条の2の次に次の1条を加える。

(証明手数料の減免)

第28条の3 条例第34条に規定する手数料の減免ができる特別の理由があると認めるときは、条例第32条第1項第4号に掲げる者が料金の納入に関する証明書の交付を受ける場合において、当該証明を受ける全ての月分の料金を口座振替による方法で納入している場合とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第14号

奈良市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程

奈良市水道料金等収納事務委託規程（平成6年奈良市水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「又は」を「及び」に、「領収書に」を「それぞれ事前に管理者へ届出をした」に改め、「納付者に」の次に「領収書を」を加える。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第15号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に改める。

第1条中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第5条第4項から第6項までの規定中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式の4までの規定中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に改める。

別記第3号様式の5中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に、「第5条」を「第6条の2」に改める。

別記第3号様式の6から別記第10号様式までの規定中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づき作成されている用紙は、当

分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第16号

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第2条」を削る。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第17号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部改正)

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。
(読替え)

第14条 奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号)別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年奈良市条例第28号)別表第2に定める奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外の区域に係る受益者が負担する分担金についてもこの規程を適用する。この場合において、本則中「農業集落排水事業」とあるものを「奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号)別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年奈良市条例第28号)別表第2に定める奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外の区域に係る公共下水道にかかる事業」と読み替えるものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬公共下水道に関する様式の規定の適用)

2 奈良市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第11条の規定により条例の規定を適用する場合における別記第1号様式から第10号様式までの規定の適用については、それぞれの様式の規定(条例又はこの規程の題名に係る部分を除く。)中「農業集落排水事業」とあるのは、「公共下水道事業」とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第18号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。以下第3項まで及び第40条の3第1項において同じ。))」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。以下第3項まで及び第40条の3第1項において同じ。))」を、「」が、管理者の定めるところにより、当該子を養育」の次に「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、管理者の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者の定めるところにより、当該子を養育」を、「介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、管理

者の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第39条の2第1項中「職員が」の次に「要介護者（）」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「1時間」を「介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とし、1時間」に、「4時間の範囲内とする」を「4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。」に改める。

第39条の3を第39条の4とし、第39条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第39条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下次章において「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

4 介護時間は、無給とする。

第40条の2中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この章において「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第3章の2中第40条の3の次に次の2条を加える。

(自己啓発等休業)

第40条の4 法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づく職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）に関し必要な事項については、市長の事務部局の職員の例による。

(配偶者同行休業)

第40条の5 法第26条の6第1項（同条第4項において準

用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づく職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）に関し必要な事項については、市長の事務部局の職員の例による。

別表第2第3号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改め、同表第4号を次のように改める。

<p>4 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
---	------------------

同表第11号中「親」の次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、「労働基準法」を「労基法」に改め、同表第15号中「第21号」を「第22号」に改め、同表第20号中「必要な」の次に「もの」として」を加え、同表第21号中「第39条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「ために」を「ため」に、「その要介護者」を「要介護者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の奈良市企業局職員就業規則第39条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の奈良市企業局職員就業規則第39条の2第1項に規定する指定期間については、管理者の定めるところにより、初日か

ら当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（準備行為）

3 前項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。

（平成29年3月31日掲示済）

奈良市企業局管理規程第19号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第6条第1項中「介護休暇」の次に「介護時間」を加える。

第9条第1項を次のように改める。

扶養手当の月額額は、条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「給料表8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条に次の1項を加える。

3 扶養親族たる配偶者、父母等に係る扶養手当は、第1項の規定にかかわらず、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9级以上であるもの（以下「給料表9级以上職員」という。）に対しては、支給しない。

第10条第1項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（給料表9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9级以上職員から給料表9级以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含

む。）を削り、同項第1号中「としての」を「たる」に、「ようになった」を「に至つた」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「ようになった」を「に至つた」に、「条例第5条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は条例第5条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至つた場合」の次に「及び給料表9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削る。

第11条第1項中「者に扶養親族」の次に「（給料表9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「には、その者」を「においてはその者」に、「扶養親族がない」を「給料表9级以上職員から給料表9级以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9级以上職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（給料表9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前条第1項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合には、」を「生じたときは」に、「死亡した場合には」を「死亡した場合においては」に改め、「死亡した日」の次に「、給料表9级以上職員以外の職員から給料表9级以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9级以上職員となつた日」を加え、「職員の扶養親族」の次に「（給料表9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に、「至つた場合には、その」を「至つた場合においてはその」に改め、同項ただし書中「、同項」を「同項」に、「これ」を「これ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表9级以上職員が給料表9级以上職員以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員が給料表8級職員及び給料表9级以上職員以外の職員となつた場

<p>合</p> <p>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のものが給料表9級以上職員となった場合</p> <p>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のものが給料表8級職員となった場合</p> <p>(7) 職員の扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合</p> <p>第12条の3第1項中「自ら居住するため住宅（借間を含む。）を借り受け月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）」を「次のいずれかに該当する職員」に改め、同項各号を次のように改める。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）</p> <p>ア 国、地方公共団体、公共企業体その他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>イ 職員の扶養親族たる者（条例第5条第2項に規定する扶養親族で第10条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(2) 条例第6条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第1号アに規定する職員宿舎及び同号イに規定する住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はそのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>第19条の8の次に次の9条を加える。 (単身赴任手当)</p> <p>第19条の9 単身赴任手当の月額は、30,000円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、管理者が定めるところにより算定した交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満</p>	<p>8,000円</p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円</p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円</p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円</p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円</p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円</p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円</p> <p>(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円</p> <p>(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円</p> <p>(10) 2,500キロメートル以上 70,000円 (やむを得ない事情)</p> <p>第19条の10 条例第6条の2第1項の管理者が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</p> <p>(3) 配偶者が引き続き就業すること。</p> <p>(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（第12条の3第1項第2号に掲げる住宅）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情 (通勤困難の基準)</p> <p>第19条の11 条例第6条の2第1項本文及びただし書の管理者が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。</p> <p>(2) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。 (権衡上必要と認められる職員)</p> <p>第19条の12 条例第6条の2第2項の権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員は、人事交流等により職員となった者とする。 (支給の調整)</p> <p>第19条の13 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。</p>
--	---

(届出)

第19条の14 新たに条例第6条の2第1項及び第2項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに管理者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

(確認及び決定)

第19条の15 管理者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第6条の2第1項及び第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を管理者が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の方法)

第19条の16 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第6条の2第1項及び第2項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第19条の14第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第19条の17 管理者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第6条の2第1項及び第2項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 管理者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主事の職務
3級	主務の職務
4級	係長又は主任の職務
5級	1 課長補佐、室長補佐、所長又は主査の職務 2 入札室長の職務 3 会計室長の職務 4 工事検査室長の職務
6級	課長、室長又は主幹の職務
7級	相当の経験を有する課長、室長又は主幹の職務
8級	部次長又は参事の職務
9級	部長、理事又は技監の職務
10級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務

別表第4課長及び職務の級8級の主幹の項中「及び職務の級8級の主幹」を「並びに職務の級7級の室長及び主幹」に改め、同表室長及び職務の級7級の主幹の項中「7級」を「6級」に改め、同表課長補佐、室長補佐、所長及び主査の項中「及び主査」を「、主査及び職務の級5級の室長」に改める。

別表第6職務の級10級及び9級の職員並びに8級の職員(管理者が定める職員に限る。)の項中「(管理者が定める職員に限る。)」を削り、同表職務の級8級の職員(管理者が定める職員に限る。)及び7級の職員の項中「8級の職員(管理者が定める職員に限る。)及び7級」を「7級の職員及び6級」に改め、同表職務の級6級及び5級の職員の項中「6級及び5級」を「5級及び4級」に改め、同表職務の級4級の職員及び3級の職員(管理者が定める職員に限る。)の項中「4級の職員及び」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(以下「改正後給与規程」という。)第9条第3項の規定は適用せず、改正後給与規程第9条第1項、第10条第1項及び第11条の規定の適用については、第9条第1項中「条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」とあるのは「条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)」と、「1人につき6,500円」

とあるのは「11,500円」と、「3,500円」、同項第2号」とあるのは「10,500円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）にあつては10,000円）、同項第2号」と、「10,000円」とあるのは「8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第10条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第11条第1項中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員

となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で」とあるのは「がある」と、「のもの」とあるのは「の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規程第9条第3項の規定は適用せず、改正後給与規程第9条第1項、第10条第1項及び第11条の規定の適用については、第9条第1項中「条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」と、「1人につき6,500円」とあるのは「10,000円」と、「3,500円）、同項第2号」とあるのは「8,000円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）にあつては6,

500円)、同項第2号」と、「とする」とあるのは「、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする」と、第10条第1項中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第11条第1項中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で」とあるのは「がある」と、「のもの」とあるのは「の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第9条第3項の規定は適用せず、改正後給与規程第9条第1項、第10条第1項及び第11条の規定の適用については、第9条第1項中「条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」とあるのは「条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)」と、「1人につき6,500円」とあるのは「8,500円」と、「3,500円)、同項第2号」とあるのは「5,500円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの

(以下「給料表9級以上職員」という。)にあつては3,500円)、同項第2号」と、「とする」とあるのは「、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(給料表8級職員及び給料表9級以上職員(以下「給料表8級以上職員」という。)にあつては、3,500円)とする」と、第10条第1項中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第11条第1項中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「給料表9級以上職員」とあるのは「給料表8級以上職員」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員」とあるのは「給料表9級以上職員」と、同項第5号中「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「がある給料表8級以上職員以外の職員」と、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のもの」とあるのは「給料表9級以上職員」とする。

(職務の級の切替え)

5 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日

においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2つの職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号級の切替え）

6 切替日の前日においてこの規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正前給与規程」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合は、その額の直近下位の額の号給）とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が別に定める職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

8 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（職務の級及び号級の切替えに伴う経過措置）

9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が平成29年3月31日（同日において奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第15号。以下「平成26年改正規程」という。）附則第6項から第8項までの規定により給料の支給を受けている者）にあつては、平成26年改正規程附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「平成26年改正規程一部施行日」という。）の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（改正後給与規程附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

10 平成30年4月1日から当分の間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が平成29年3月31日（同日において平成26年改正規程附則第6項から第8項までの規定により給料の支給を受けている者）にあつては、平成26年改正規程一部施行日の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者が別に定める職員を除く。）

には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

11 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

12 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

13 切替日から平成30年3月31日までの間、附則第9項（前2項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与規程第31条第4項（改正後給与規程第32条第4項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定の適用については、改正後給与規程第31条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年奈良市企業局管理規程第19号）附則第9項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

14 平成30年4月1日から当分の間、附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与規程第31条第4項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年奈良市企業局管理規程第19号）附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表（附則第5項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	3級
5級	4級
6級	5級
7級	6級
8級	7級
	8級
9級	9級
10級	10級

(平成29年3月31日掲示済)

奈良市企業局管理規程第20号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程

奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第7条」に、「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の経営部、管理部及び設計工務部に次の課、室及び係を設置する。

経営部

経営管理課 経営係 広域連携係
官民連携推進課

東部上下水道管理室

企業総務課 総務法制係 職員係
入札室

財務課 財政係 経理係 資産管理係
会計室

情報料金課 管財係 料金係 情報管理係

管理部

水道計画管理課 総務係 配水計画係 管路情報係
漏水対策室 管理第一係 管理第二係

下水道計画管理課 総務係 事業計画係
管渠管理係 施設管理係

工事検査室

浄水課 総務係 管理第一係 管理第二係

水質管理係

設計工務部

企業技術監理課 総務係 設計積算係 監理指導係
給排水課 管理係 給水装置第一係

給水装置第二係 排水設備係

工務第一課 契約調整係 施設係 工務第一係
工務第二係

工務第二課 契約調整係 下水道整備係

水道移設係 給水管更新係

第3条経営係の部分の第1号を削り、同部分中第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1条ずつ繰り上げ、同部分の第10号中「水道」を「水道事業」に改め、同号を同部分の第9号とし、同部分の第11号中「市広報聴課」を「市広報戦略課」に改め、同号を同部分の第10号とし、同部分中第12号を第11号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条官民連携係の部分の部分を次のように改める。

広域連携係

- (1) 広域連携事業の調査、企画及び計画に関すること。
- (2) 奈良県内地域及び近隣地域の広域連携事業の推進に関すること。
- (3) 広域連携推進事業に係る関係部署との連絡調整に関すること。
- (4) 北和都市水道事業協議会に関すること。
- (5) 日本水道協会事務に関すること。
- (6) 日本下水道協会事務に関すること。
- (7) 奈良県都市水道事業協議会事務に関すること。
- (8) 国際協力機構（JICA）に関すること。

第10条を削り、第9条第1項管理第一係の部分の第1号中「奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表（以下「出張所設置条例別表」という。）」を「出張所設置条例別表」に改め、「（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。）」を削り、同項管理第二係の部分の第3号を次のように改める。

- (3) 須川ダム施設等並びに東部地域のうち管理者が指定する送水施設及び配水池の維持管理に関すること。

水質管理係

- (1) 水質試験に関すること。
- (2) 水質試験に係る精度管理に関すること。
- (3) 水質試験の統計及び記録の保管等に関すること。
- (4) 薬品及び分析機器の管理に関すること。
- (5) 水質に関する調査及び研究に関すること。
- (6) 布目・白砂川水質協議会等の連絡調整に関すること。
- (7) 水源地域の保全に係る総合企画に関すること。
- (8) 奈良市水道水源保護指導要綱に関すること。
- (9) 関係官庁への報告業務に関すること。

第9条第2項を削り、同条第1項の項番号を削り、同条を第10条とする。

第8条第1項事業計画係の部分の第2号中「計画」の次

に「及び調査」を加え、同部分に次の4号を加える。

(7) 公共下水道等の供用開始の告示に関すること。

(8) 公共下水道等の地下埋設協議に関すること。

(9) 公共下水道等管理者以外の者が行う公共下水道施設の審査及び指導に関すること。

(10) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関すること。

第8条第1項管渠管理系の部分の第1号を削り、同部分中第2号を第1号とし、第3号を削り、同部分の第4号中「東部上下水道管理課」を「東部上下水道管理室」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分中第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第9条とする。

第7条第2項維持系の部分中「維持係」を「管理第一係」に改め、同部分の第1号中「並びに道路復旧」を削り、同部分の第4号を次のように改める。

(4) 修繕業務管理システムの構築に関すること。

第7条第2項維持系の部分の第8号を削り、同項予防係の部分の部分を次のように改める。

管理第二係

(1) 有収率向上のための漏水防止の調査及び計画に関すること。

(2) 漏水修繕後の道路復旧に関すること。

(3) 漏水対策に係る業務指標（P I）に関すること。

(4) 他工事発注における委託業務の指導及び監督に関すること。

(5) 配水管等の破損事故に係る工事負担金等の収納及び滞納整理に関すること。

(6) 濁水、出水不良等の対応に関すること。

(7) 管理第一系の第1号及び第3号の事務に関すること。

第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「料金管財課」を「情報料金課」に改め、同条中「料金管財課」を「情報料金課」に改め、同条の管理系の部分中「管理係」を「料金係」に改め、同部分の第12号、第13号及び第16号中「メータ」を「メーター」に改め、同条情報管理系の部分の第3号中「情報システム及び」を削り、同部分の第7号を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項財政系の部分の第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 決算書の作成に関すること。

第5条第1項財政系の部分中第8号を削り、同項経理系の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同部分に次の1号を加える。

(10) 課の庶務に関すること。

第5条第2項に次の2号を加える。

(5) 職員の給与の支給に関すること。

(6) 職員の源泉徴収に関すること。

第5条を第6条とする。

第4条第1項総務系の部分中「総務係」を「総務法制係

」に改め、同部分中第7号から第9号までを削り、同部分の第10号中「その他」を「局の」に改め、同号を同部分の第7号とし、同部分中第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、同項職員係の部分の第8号中「の支給」を削り、同部分中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1号を加える。

(官民連携推進課の事務)

第4条 官民連携推進課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 課の収入調定及び収納に関すること。

(2) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の水利協定及び借地占用の協議等に関すること。

(3) 東部地域（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。）等水道整備事業の事務整理に関すること。

(4) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業に係る関係部署との連絡調整に関すること。

(5) 奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表（以下「出張所設置条例別表」という。）に定める月ヶ瀬行政センター所管地域の公共下水道の認可に関すること。

(6) 官民連携事業の調査、企画及び計画に関すること。

(7) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業の推進に関すること。

(8) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業で実施する技術研究に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

2 東部上下水道管理室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 主管事務に関する文書の収発に関すること。

(2) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の断水予告に関すること。

(3) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の送水施設及び配水池の維持管理に関すること。

(4) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の配水統制に関すること。

(5) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の給水装置、配水管及び配水管附属設備の修繕並びに路面復旧に関すること。

(6) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の消火栓の整備工事にに関すること。

(7) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関すること。

(8) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の濁水、出水不良等の対応に関すること。

(9) 水道修繕用材料等及び器具の管理に関すること。

(10) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関すること。

- (11) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関する事。
- (12) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の水道施設整備計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関する事。
- (13) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の不用施設撤去計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関する事。
- (14) 東部地域等水道整備事業の設計図書等の整理及び保管に関する事。
- (15) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の配水管の改良工事の設計及び施行に関する事。
- (16) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の受託工事（給水装置工事及び修繕工事を除く。）及び移設工事の設計及び施行に関する事。
- (17) 東部地域（米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町及び菩提山町を除く。）の農業集落排水処理施設の管路（マンホールポンプを除く。）の維持管理及び補修工事に関する事。
- (18) 出張所設置条例別表に定める月ヶ瀬行政センター所管地域の公共下水道等の管路（マンホールポンプを除く。）の維持管理及び補修工事に関する事。
- (19) 水道料金等の窓口収納に関する事。
- (20) 水道料金等に係る相談に関する事。

第11条総務係の部分の第2号中「水道技術」を「上下水道技術」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条設計積算係の部分の第3号中「水道施設工事」を「上下水道施設工事」に改め、同部分の第4号中「局水道施設工事」を「上下水道施設工事」に改め、同部分の第6号中「水道施設工事」を「上下水道施設工事」に改め、同条監理指導係の部分に次の1号を加える。

- (4) 工事発注関係業務検討委員会に関する事。

第12条給水装置第二係の部分に次の2号を加える。

- (5) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の検査に関する事。
- (6) 給水管のデータベース入力に関する事。

第12条排水設備係の部分の第8号中「公共下水道管理者」を「取付管に係る公共下水道管理者」に改め、同部分の第10号及び第11号を削る。

第13条の見出し中「水道工務課」を「工務第一課」に改め、同条中「水道工務課」を「工務第一課」に改め、同条施設係の部分に次の1号を加える。

- (4) 送配水管の更新及び耐震化工事（改良工事を含む。）の施行に関する事。

第13条工務第一係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条工務第二係の部分の第4号を削り、同条工務第三係の部分の第4号を削る。

第14条の見出し中「下水道工務課」を「工務第二課」に改め、同条中「下水道工務課」を「工務第二課」に改め、

同条に次のように加える。

給水管更新係

- (1) 鉛給水管解消に係る調査及び研究に関する事。
- (2) 鉛給水管布設替工事の施行に関する事。
- (3) 鉛給水管に係る広報及び情報提供に関する事。
- (4) その他鉛給水管に関する事。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第21号

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条経営管理課長の部分の次に次のように加える。

官民連携推進課長

- (1) 官民連携事業の調査、企画及び計画に関する事。
- (2) 官民連携事業で実施する技術研究に関する事。

東部上下水道管理室長

- (1) 修繕工事の施行
- (2) 現場監督員の選任
- (3) 工事検査員（所属職員に限る。）の指名
- (4) 工事施行に伴う断水

(5) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知

(6) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理

第4条企業総務課長の部分の第4号中「規程」を「の規定」に改め、「定例の諸給与その他の」を削り、同条財務課長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与の支出

第4条財務課長の部分の次に次のように加える。

会計室長

(1) 債権債務の確定した収入及び支払

(2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知

(3) 前2号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理

第4条料金管財課長の部分中「料金管財課長」を「情報料金課長」に改め、同条水道計画管理課長の部分の第3号を削り、第4号を第3号とし、同条浄水課長の部分に次の1号を加える。

- (4) 水質試験の受託及び委託

第4条水質管理室長の部分及び東部上下水道管理課長の部分を削り、同条水道工務課長の部分中「水道工務課長」を「工務第一課長」に改め、同条下水道工務課長の部分中「下水道工務課長」を「工務第二課長」に改める。

(奈良市企業局局議規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局局議規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、経営部次長、管理部次長」を「、経営部参事」に改める。

(奈良市企業局例規審査委員会規程の一部改正)

第3条 奈良市企業局例規審査委員会規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「経営部次長」を「経営部参事」に改める。

(奈良市企業局労働安全衛生委員会規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局労働安全衛生委員会規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前項第5号の委員以外の」を削る。

(奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第5条 奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「料金管財課長」を「情報料金課長」に、「東部上下水道管理課長」を「東部上下水道管理室長」に、「及び水道工務課長」を「、工務第一課長及び工務第二課長」に改める。

(奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程の一部改正)

第6条 奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程(平成3年奈良市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号を次のように改める。

- (1) 管理部長
- (2) 設計工務部長
- (3) 水道計画管理課長
- (4) 浄水課長
- (5) 給排水課長
- (6) 工務第一課長
- (7) 工務第二課長

第7条第1項中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

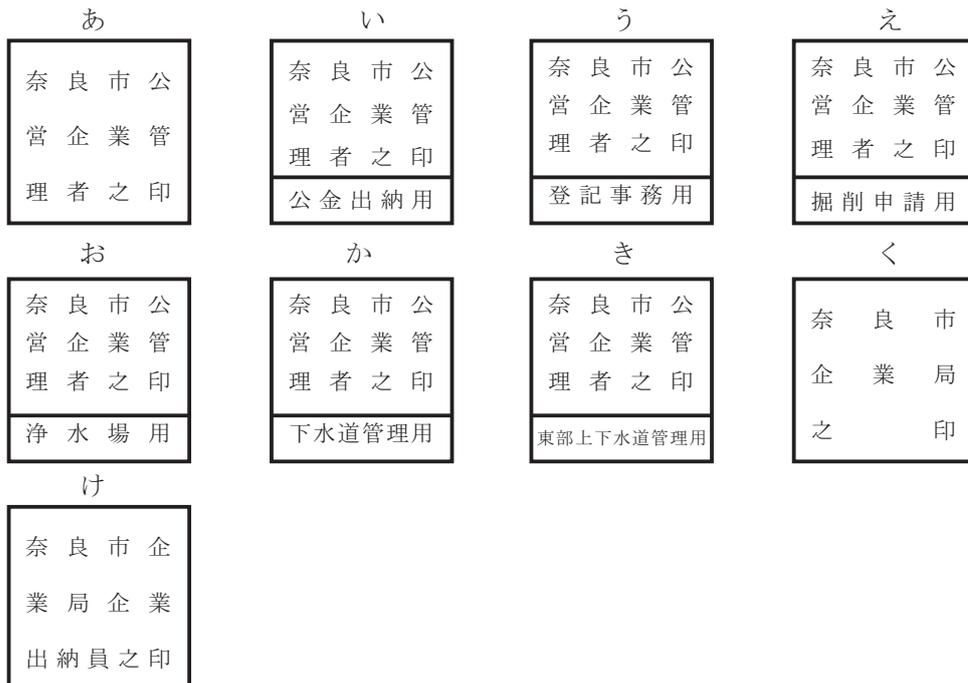
(奈良市企業局公印規程の一部改正)

第7条 奈良市企業局公印規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

公印	書体	形式	寸法 (mm)	使用区分	保管課等	個数
奈良市公営企業 管理者の印	てん 書	あ	方24	契約、辞令及び一般 公文書用	企業総務課	1
		い	方18	公金出納用	財務課	1
		う	方24	登記事務用	財務課	1
		え	方24	道路掘削申請用	給排水課	1
		お	方24	浄水場内の契約及び 一般公文書用	浄水課	1
		か	方24	下水道法による許認 可等事務用	給排水課	1
		き	方24	東部上下水道管理室 の契約及び一般公文 書用	官民連携推進課東部 上下水道管理室	1
奈良市企業局の 印	てん 書	く	方24	局名をもつて発する 文書	企業総務課	1
奈良市企業局企 業出納員の印	てん 書	け	方15	公金領収並びに金銭 及び物品事務用	財務課	1



(奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第8条 奈良市企業局情報化推進に関する規程（平成24年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「経営部次長、管理部次長」を「経営部参事」に、「料金管財課長」を「情報料金課長」に改め、「企業技術監理課長」を削る。

第10条中「料金管財課」を「情報料金課」に改める。

(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第9条 奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「料金管財課」を「情報料金課」に、同項第4号中「東部上下水道管理課」を「東部上下水道管理室」に改める。

第68条第2項及び第69条中「料金管財課長」を「情報料金課長」に改める。

(奈良市企業局庁舎管理規程の一部改正)

第10条 奈良市企業局庁舎管理規程（平成14年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表本庁の項代理者の欄中「料金管財課長」を「情報料金課長」に改める。

(奈良市企業局公用車管理規程の一部改正)

第11条 奈良市企業局公用車管理規程（昭和48年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「料金管財課管財係長」を「情報料金課料金係長」に改める。

第15条第3項中「料金管財課長」を「情報料金課長」に改める。

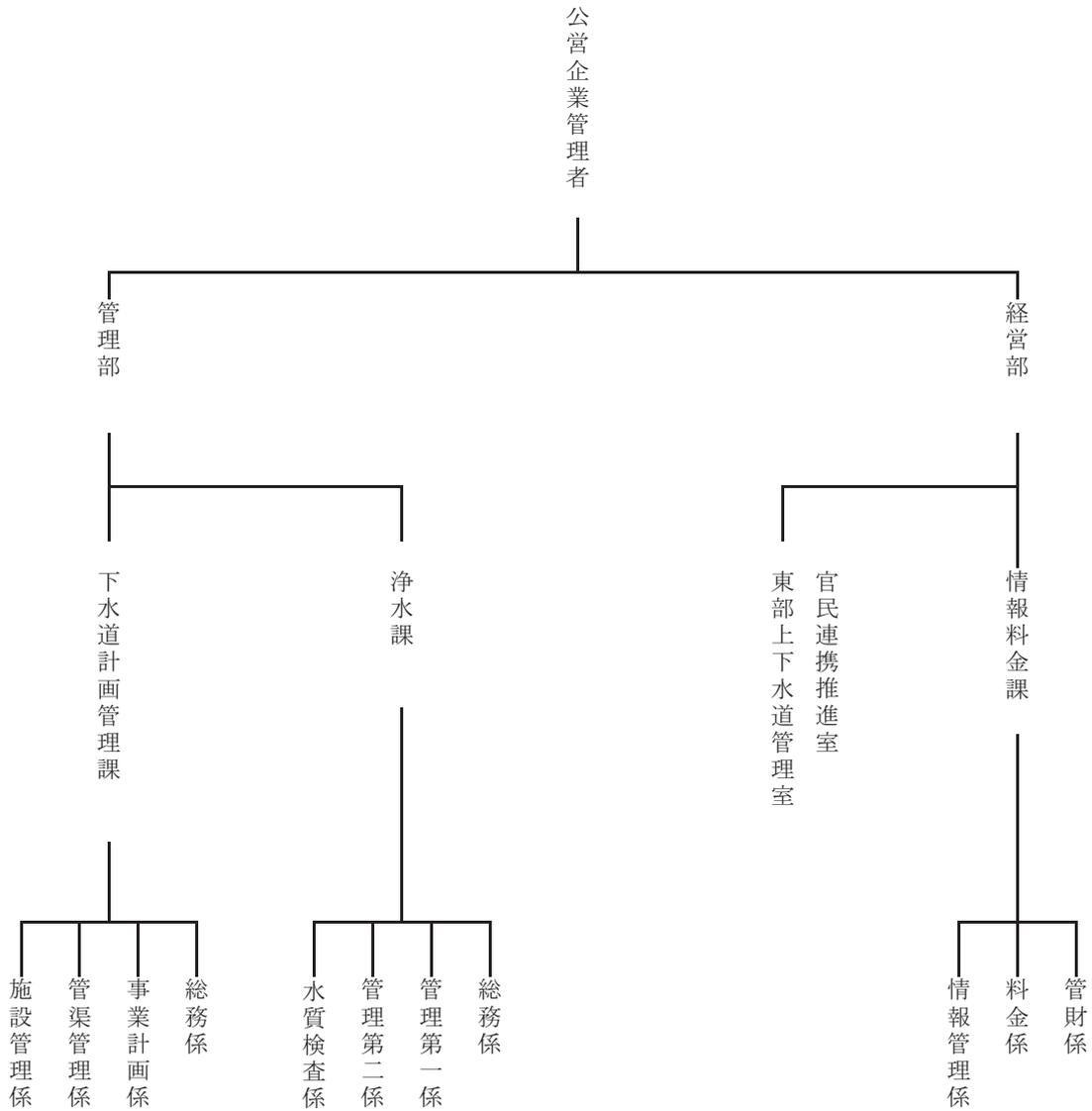
(奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第12条 奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程（昭和40年水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市企業局自家用電気工作物設置組織図



奈良市企業局自家用電気工作物施設名

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|--------|---------------------|--------|--------|---------|--------|----------|----------|--------|---------|----------|----------|---------|----------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|------------|-----------|----------|-------|-------|-------|----------|------------|-------|----------|-----------|---------------|------------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|
| 木津浄水場 | 市坂中継ポンプ所 | 大淵ポンプ所 | 緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。) | 宝来ポンプ所 | 黒谷ポンプ所 | 須川ダム管理所 | 鳥見ポンプ所 | 緑ヶ丘排水処理所 | 登美ヶ丘ポンプ所 | 高樋ポンプ所 | 興隆寺ポンプ所 | 中畑第1ポンプ所 | 中畑第2ポンプ所 | 南椿尾ポンプ所 | 東市ノ川ポンプ所 | 大慈掛ポンプ所 | 沓掛ポンプ所 | 長谷ポンプ所 | 帝塚山ポンプ所 | 鶴舞ポンプ所 | 布目取水場 | 桃香野配水池(都祁) | 布目取水場(都祁) | 導水中継ポンプ所 | 原水分配池 | 都祁浄水場 | 北部浄水場 | 馬場中継ポンプ所 | 針ヶ別所中継ポンプ所 | 青山清水園 | 平城浄化センター | 佐保台浄化センター | 中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場 | 朱雀汚水中継ポンプ場 | 奈良北汚水中継ポンプ場 | 田原地区浄化センター | 東部第1地区浄化センター | 東部第2地区浄化センター | 奈良市企業局庁舎 |
|-------|----------|--------|---------------------|--------|--------|---------|--------|----------|----------|--------|---------|----------|----------|---------|----------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|------------|-----------|----------|-------|-------|-------|----------|------------|-------|----------|-----------|---------------|------------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|

別表第2 (第3条関係)

業務分掌及び職務権限

施設 業務内容	木津浄水場	市坂中継ポンプ所	大淵ポンプ所	緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。)	宝来ポンプ所	黒谷ポンプ所	須川ダム管理事務所	鳥見ポンプ所	緑ヶ丘排水処理所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第二係	管理第一係	管理第一係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課

施設 業務内容	登美ヶ丘ポンプ所	高樋ポンプ所	興隆寺ポンプ所	中畑第1ポンプ所	中畑第2ポンプ所	南椿尾ポンプ所	東市ポンプ所	中ノ川ポンプ所	大慈仙ポンプ所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第一係	管理第二係	管理第二係	管理第二係	管理第二係	管理第二係	管理第一係	管理第二係	管理第二係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課

施設 業務内容	沓掛ポンプ所	長谷ポンプ所	帝塚山ポンプ所	鶴舞ポンプ所	布目取水場	桃香野配水池	布目取水場(都祁)	導水中継ポンプ所	原水分配池
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	東部上下水道管理室長	東部上下水道管理室長	東部上下水道管理室長	東部上下水道管理室長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第二係	管理第二係			管理第二係				
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課	工務第一課				

施設 業務内容	都祁浄水場	北部浄水場	馬場中継ポンプ場	針ヶ別所中継所
① 施設の運営管理	東部上下水道管理室長	東部上下水道管理室長	東部上下水道管理室長	東部上下水道管理室長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
② 運転操作基準の設定				
③ 保全計画、総括調査	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
④ 定期点検、測定記録				
⑤ 保全基準の設定	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
⑥ 事故				
⑦ 備品、予備品の管理	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
⑧ 従業員の教育訓練				
⑨ 非常災害対策	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室	東部上下水道管理室
⑩ 工事計画				
⑪ 設計施行検収				

施設 業務内容	青山清水園	平城浄化センター	佐保台浄化センター	中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場	朱雀汚水中継ポンプ場	奈良北汚水中継ポンプ場	田原地区浄化センター	東部第1地区浄化センター	東部第2地区浄化センター
① 施設の運営管理	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長
② 電気設備の保全、指導監督	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収									

施設 業務内容	奈良市企業局庁舎
① 施設の運営管理	情報料金課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管財係
② 運転操作基準の設定	
③ 保全計画、総括調査	
④ 定期点検、測定記録	
⑤ 保全基準の設定	
⑥ 事故	
⑦ 備品、予備品の管理	
⑧ 従業員の教育訓練	
⑨ 非常災害対策	
⑩ 工事計画	
⑪ 設計施行検収	

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第22号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、指定工事業者は、条例別表第1に定める指定給水装置工事事業者指定手数料を指定工事業者証交付の際、納入しなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第23号

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程（昭和43年奈良市水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市企業局告示第14号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成29年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和55年水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「料金管財課」を「情報料金課」に改める。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全職員

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市消防局長 酒井孝師

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（分署の組織及び分掌事務）

第6条 分署に次の小隊を置く。

第一消防救急小隊

第二消防救急小隊

第三消防救急小隊

第一消防小隊

第二消防小隊

第三消防小隊

第一救急小隊

第二救急小隊

第三救急小隊

2 前項の各小隊の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

第一消防救急小隊

第二消防救急小隊

第三消防救急小隊

- (1) 文書の収発及び保管整理に関すること。
- (2) 警備計画及び訓練に関すること。
- (3) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- (4) 消防水利の調査及び保全に関すること。
- (5) 査察及びその他の防火指導に関すること。
- (6) 救急対策及び救急処置に関すること。
- (7) 救急及び消防機械器具の整備保全に関すること。
- (8) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関すること。
- (9) 自衛消防隊の訓練及び指導に関すること。
- (10) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (11) 消防相談に関すること。
- (12) 署所の軽微な庁中管理に関すること。
- (13) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (14) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (15) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関すること。
- (16) 救急統計に関すること。
- (17) その他管内の消防及び救急業務に関すること。

第一消防小隊

第二消防小隊
第三消防小隊

- (1) 文書の収発及び保管整理に関すること。
- (2) 警備計画及び訓練に関すること。
- (3) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- (4) 消防水利の調査及び保全に関すること。
- (5) 査察及びその他の防火指導に関すること。
- (6) 消防の機械器具の整備保全に関すること。
- (7) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関すること。
- (8) 自衛消防隊の訓練及び指導に関すること。
- (9) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (10) 消防相談に関すること。
- (11) 署所の軽微な庁中管理に関すること。
- (12) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (13) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (14) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関すること。
- (15) その他管内の消防業務に関すること。

第一救急小隊
第二救急小隊
第三救急小隊

- (1) 文書の収発及び保管整理に関すること。
- (2) 救急対策及び救急処置に関すること。
- (3) 救急の機械器具の整備保全に関すること。
- (4) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (5) 消防相談に関すること。
- (6) 署所の軽微な庁中管理に関すること。
- (7) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (8) 救急統計に関すること。
- (9) その他管内の救急業務に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令第2号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令第23号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「20人」を「19人」に改め、第4号中「45人」を「48人」に改め、第5号中「132人」を「128人」に改め、第6号中「112人」を「119人」に改め、第7号中「2人」を「1人」に改め、第8号中「95人」を「91人」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月31日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第5号

平成29年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成29年3月9日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成29年3月14日（火）

午前10時00分から

2 場 所

奈良市役所 中央棟6階 第1研修室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第68号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について

議案第69号 平成29年4月市費支弁教職員の人事について

議案第70号 平成29年4月県費負担教員の人事について

議案第71号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について

議案第72号 奈良市指定文化財の指定について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年3月9日揭示済)

奈良市教育委員会告示第6号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項の規定により、平成29年3月14日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成29年3月14日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
建造物	八幡神社能舞台	1棟	八幡神社 奈良市月ヶ瀬石打2370	江戸時代
絵画	絹本著色地藏十王図	4幅	来迎寺 奈良市来迎寺町126	室町時代
彫刻	木造地藏菩薩立像 像内と台座に天文十五年、宿院仏師定正等の銘がある	1軀	元興寺 奈良市中院町11	室町時代
彫刻	木造十王坐像 像内と台座に天文二十一年、宿院仏師源次、定政等の銘がある	3軀	正覚寺 奈良市西紀寺町21	室町時代

(平成29年3月14日揭示済)

奈良市教育委員会告示第7号

平成29年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成29年3月24日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成29年3月26日（日）
午前9時00分から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

議事

- 議案第71号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について（継続審議）
- 議案第73号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について
- 議案第74号 市長の権限に属する事務の委任について
- 議案第75号 教育委員会の事務の補助執行に関する協議書の制定について
- 議案第76号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- 議案第77号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について
- 議案第78号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について
- 議案第79号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する協議について
- 議案第80号 苦情処理委員会の委任の任命について
- 議案第81号 任命権者間協議を要する職員の人事について
- 議案第82号 非常勤特別職の任用について
- 議案第83号 平成29年4月教育委員会事務局の教育職及び指導主事の人事について
- 議案第84号 学校園の用務員・給食調理員・自動車運転

手の人事について

議案第85号 一条高等学校の特定任期付教員の任用について

傍聴受付は、開催日の午前8時00分から午前8時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年3月24日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事務	補助執行職員
人権教育に関すること（学校における人権教育に関するものを除く。）	市民活動部長及び人権政策課の職員
学校施設の開放に関すること。	市民活動部長及びスポーツ振興課の職員
教育支援活動並びにボランティア情報の収集及び支援に関すること。	市民活動部長及び協働推進課の職員
幼稚園の適正配置及び適正規模の計画並びに施策推進に関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員
幼稚園施設の建設計画に関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員
幼稚園の設置及び廃止の手續きに関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員
幼稚園の経理事務等に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園の保健事務に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園の情報システム及び情報セキュリティ対策に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園施設・設備の維持補修・管理、使用に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園の行政財産の管理に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
通園路の安全確保に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
保育内容の指導等関係事業への指導に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園の人事等の管理及び職員組合等に関すること。	総務部長及び人事課の職員並びに子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
学級編成、園児募集及び就園奨励に関すること。	子ども未来部長及び保育所・幼稚園課の職員

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月26日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、室」を「、センター」に改め、同項教育総務部の部分中「生涯学習課」を「生涯学習課 総務係 企画管理係」に、

「文化財課 総務係 指定文化財係 記念物係
埋蔵文化財調査センター を
図書館政策課 」

「文化財課 総務係 指定文化財係 記念物係
埋蔵文化財調査センター 」に改める。

第4条総務係の部分中第12号を削り、第13号を第12号とする。

第6条を次のように改める。

(生涯学習課の事務)

第6条 生涯学習課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 社会教育関係団体の総括に関すること。
- (2) 成人教育に関すること。
- (3) 青少年教育に関すること。
- (4) 家庭教育に関すること。
- (5) 視聴覚教育に関すること。
- (6) 青少年団体の指導育成に関すること。
- (7) 青少年問題協議会に関すること。
- (8) 市営青少年野外体験施設に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

企画管理係

- (1) 生涯学習の総合計画及び調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育施設の維持管理に関すること。
- (4) 社会教育施設の整備計画に関すること。
- (5) 公民館に関すること。
- (6) 公民館運営審議会に関すること。
- (7) 図書政策に関すること。

第7条総務係の部分中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同条指定文化財係の部分の第6号中「事務」の次に「及び調整」を加え、同部分の第7号中「世界遺産」の次に「の保護」を加え、同号を同部分の第8号と

し、同部分の第6号の次に次の1号を加える。

(7) 景観審議会に関すること。

第7条記念物係の部分の第5号中「事務」の次に「及び調整」を加え、同部分に次の1号を加える。

(6) 埋蔵文化財に係る届出等の事務及び調整に関すること。

第7条に次の1項を加える。

2 文化財課埋蔵文化財調査センターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 埋蔵文化財の保護に関すること。

(2) 埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び記録に関すること。

(3) 出土品、記録等の整理保存に関すること。

(4) 発掘調査報告書の刊行に関すること。

(5) 埋蔵文化財に係る資料の収集に関すること。

(6) 埋蔵文化財に係る公開及び活用に関すること。

(7) センターの庶務に関すること。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2を削る。

第9条総務係の部分の第3号中「教員の事務効率化推進」を「奈良ユネスコ協会事務局」に改め、同条指導係の部分中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 英語教育に関すること。

第9条指導係の部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同号の前に次の3号を加える。

(8) 学校教育活動支援(部活動指導、スクールサポート等)に関すること。

(9) 学校評価に関すること。

(10) 学校運営協議会(コミュニティスクール)に関すること。

第9条教育推進係の部分の第1号中「英語教育」を「小中一貫教育」に改め、同部分に次の1号を加える。

(4) 日本語指導に関すること。

第12条第3項中「及びセンターに所長」及び「及びセンター」を削り、同条第4項中「室」を「センター」に、「室長」を「所長」に、「主任」を「主査」に改め、同条第15項中「及び室長」及び「又は所長」を削り、同条第16項中「若しくはセンター」及び「若しくは所長」を削る。

第13条の表図書館の項中「図書館政策課」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月26日掲示済)

奈良市教育委員会告示第8号

奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱を次のように定める。

平成29年3月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人事評価に関する教職員課への苦情相談で解決されなかった苦情(以下「苦情」という。)を処理するために必要な事項を定めることにより、人事評価の公平・公正性、客観性、透明性及び納得性を確保することを目的とする。

(苦情処理委員会の設置)

第2条 苦情を処理するため、苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(苦情処理委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会の事務を総理する。

3 委員長は教育総務部長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 副委員長は学校教育部長、委員は教育総務部次長及び総務部参事の職にある者をもって充てる。

6 委員会の庶務は、教育総務部教職員課において行う。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 議事は、委員長、副委員長及び委員全員の賛成をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、書面による回議をもって議事に代えることができる。

(苦情の申出)

第5条 苦情の申出は、人事評価に関する教職員課への苦情相談で解決されなかった者が行うことができる。

2 苦情の申出は、人事評価に関する教職員課への苦情相談結果を知った日から2週間以内に、苦情処理申出書(別記第1号様式)を、委員会に提出して行う。

(苦情の調査)

第6条 教職員課は、苦情の申出があった場合、委員長の指示により、申出の内容について調査を行う。

2 教職員課は、前項の調査を行う場合、必要に応じて申出者、評価者及びその他の関係者から事情を聴取することができる。

(委員会への出席)

第7条 委員長は、申出者(奈良市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年奈良市公平委員会規則第2号)第2条に定める管理職員等を除く。)から申立てがある場合、奈良市教職員組合、奈良市公立学校教職員組合のいずれかを代表する者を委員会に出席させることができる。

(苦情の処理)

第8条 委員会は、第6条の調査に基づき、申出内容について審査し、審査の結果を申出者に示すとともに、必要に応じて評価者に対し措置を指示する。

(秘密の保持)

第9条 委員会、評価者及び事情を聴取された関係者は、申出者からの苦情申出の事実、苦情の内容その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
(不利益取扱いの禁止)

第10条 申出者、評価者及び事情を聴取された関係者は、苦情申出を行ったこと及び苦情申出に関し事情を聴取さ

れたこと等により、いかなる不利益な取扱いを受けない。
(その他)

第11条 この要綱を定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

印

日
月
年

書
出
申
理
処
情
苦

(申出者)
所属
職・氏名

苦情処理委員会委員長 殿

別記
第1号様式(第5条関係)

1 苦情の内容

2 苦情申出の理由

(平成29年3月26日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月26日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程(昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、埋蔵文化財調査センター所長」を削る。

第5条の次に次の2条を加える。

(埋蔵文化財調査センター所長等専決事項)

第5条の2 埋蔵文化財調査センター所長及び中央図書館長(以下「埋蔵文化財調査センター所長等」という。)

は、次に掲げる事務を専決処理することができる。
埋蔵文化財調査センター所長等共通

- (1) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定
- (2) 1件500万円未満の委託料の支出負担行為の決定
- (3) 前2号以外の1件300万円未満の支出負担行為の決定
- (4) 支出命令書の発行
- (5) 収入金の調定及び調定通知
- (6) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
- (7) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令
- (8) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (9) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理
- (10) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (11) 主管事務に関する統計及び資料等のしゅう集及び

貸出の許可

- (12) 定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理

中央図書館長

- (1) 施設、設備等の使用許可、使用取消し及び使用制限

- (2) 図書館資料のしゅう集及び貸出の許可

(高等学校事務長専決事項)

第5条の3 高等学校事務長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

- (1) 学校施設使用料の減免
(2) 1件500万円未満の支出負担行為の決定
(3) 支出命令書の発行

第6条中「学校長及び幼稚園長は」を「学校長(高等学校長を除く。以下この条において同じ。)及び幼稚園長は」に改める。

第8条中「図書館長」の次に「(中央図書館長を除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月26日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

奈良市教育委員会

教育委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則(平成24年奈良市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民生活部長」を「健康医療部長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月31日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第4号

平成29年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教

育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成29年3月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,103人

6分の1の数 50,856人

3分の1の数 101,712人

(平成29年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第5号

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成29年3月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程
奈良市公職選挙事務執行規程(昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)」に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月2日から施行する。

(平成29年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成29年3月29日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成6年奈良市選挙管理委員会告示第22号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式その1備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第4号様式の2備考4(2)中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

別記第5号様式備考4(2)ア中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同様式備考4(2)イ中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

別記第6号様式その1(別紙)その2(1)中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その1の2(別紙)備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式その2(別紙)備考2(1)中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,

875円」を「310,500円」に改め、同様式その2（別紙）備考2(2)中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年3月29日から施行する。
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（平成29年3月29日揭示済）

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会平成29年3月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成29年3月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 今 中 初 雄

- 1 日時
平成29年3月14日（火） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（2月専決処理分）
 - (6) 水田・畑地造成形質変更届出について（2月専決処理分）
 - (7) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
 - (8) 知事許可について（2月許可分）

（平成29年3月7日揭示済）

議 会

奈良市議会規程第1号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月29日

奈良市議会議長 浅 川 仁

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程（昭和52年奈良市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し及び同条第1項中「次長」を「次長及び参事」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 参事は、上司の命を受けて、事務局の特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。
第8条第1項第1号中「次長及び」を「次長、参事及び」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年3月29日揭示済）